坂戸市地域防災計画
＜資料編＞
改定案

令和４年３月

目　次

■関連条例
【資料１－１】　坂戸市防災会議条例 1
【資料１－２】　坂戸市災害対策本部条例 3
【資料１－３】　坂戸市災害弔慰金の支給等に関する条例 4
■災害時応援協定等 8
■応急対策に関連する施設・設備の現況
【資料３－１】　坂戸市防災会議委員 205
【資料３－２】　防災関係機関の連絡先 206
【資料３－３】　地域防災拠点･避難場所・避難所・救護所・福祉避難所一覧表 207
【資料３－４】　指定緊急避難場所・一時避難場所一覧表（公園・緑地） 209
【資料３－５】　通信施設の現況 214
【資料３－６】　防災行政無線の現況 214
【資料３－７】　その他の通信設備 219
【資料３－８】　気象観測・河川監視システムの現況 219
【資料３－９】　塵芥及びし尿処理場の所在・処理能力 220
【資料３－１０】　応急清掃資機材の現況 220
【資料３－１１】　防疫用資機材の備蓄状況 220
【資料３－１２】　防疫用資材の調達先 220
【資料３－１３】　市内の病院・診療所等の現況 221
【資料３－１４】　感染症病床の設置状況 226
【資料３－１５】　浸水想定区域内にある要配慮者関連施設 227
【資料３－１６】　消防機関の現況 230
【資料３－１７】　消防機関の施設・資機材の現況 232
【資料３－１８】　水道施設の現況（貯水施設） 234
【資料３－１９】　応急給水資機材の現況 234
【資料３－２０】　指定文化財の現況 236
【資料３－２１】　避難所における新型コロナウイルス感染症対策 238
■地震・風水害関連
【資料４－１】　水害ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ 240
【資料４－２】　河川現況図 245
【資料４－３】　緊急道路ネットワーク 246
【資料４－４】　気象庁震度階級関連解説表 247
【資料４－５】　ＮＴＴ災害用伝言ダイヤル「１７１」解説資料 251
【資料４－６】　東海地震の警戒宣言に伴う対応措置 252

■生活支援関連

【資料５－１】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 . 264
【資料５－２】 被害報告判定基準 269
【資料５－３】 災害の被害認定基準について 272
【資料５－４】 災害復興住宅融資（建設・購入）に基づく資金貸付 275
【資料５－５】 災害復興住宅融資（補修）に基づく資金貸付 275
【資料５－６】 生活福祉資金貸付制度に基づく貸付資金（住宅の補修等に必要な経費）
..... 276
【資料５－７】 生活福祉資金貸付制度に基づく貸付資金（災害を受けたことにより臨時に
必要となる経費）..... 276
【資料５－８】 経営安定資金（災害復旧資金）..... 276
【資料５－９】 天災融資法に基づく資金融資 277
【資料５－１０】 農林漁業施設資金（災害復旧）..... 277
【資料５－１１】 農林漁業セーフティネット資金 278
【資料５－１２】 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資 278
【資料５－１３】 農業災害資金 278
【資料５－１４】 被災者生活再建支援制度 279
【資料５－１５】 埼玉県・市町村生活再建支援金 281
【資料５－１６】 埼玉県・市町村半壊特別給付金 282
【資料５－１７】 埼玉県・市町村家賃給付金 283
【資料５－１８】 埼玉県・市町村人的相互応援 284

■ライフライン関係機関の応急対策

【資料６－１】 東日本電信電話株式会社埼玉事業部における電気通信設備の応急対策285
【資料６－２】 東京電力パワーグリッド株式会社川越支社における非常災害対策計画286
【資料６－３】 坂戸ガス株式会社における災害緊急対策要綱（抜粋）..... 287
【資料６－４】 角栄ガス株式会社における災害緊急対策要綱（抜粋）..... 288

■その他

【資料７－１】 坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画 289
【資料７－２】 財政援助措置の対象一覧 296
【資料７－３】 （参考）ＯＩＬと防護措置について 297

■関連条例

【資料１－１】坂戸市防災会議条例

坂戸市防災会議条例

昭和 39 年３月 15 日
条例第 18 号

改正　昭和 44 年３月 25 日条例第 11 号　平成 12 年３月 21 日条例第３号
平成 19 年６月 28 日条例第 12 号　平成 24 年９月 27 日条例第 22 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、坂戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　坂戸市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

（２）　埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

（３）　埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者

（４）　市長がその部内又は市の加入する一部事務組合の職員のうちから指名する者

（５）　市の教育委員会の教育長

（６）　市の消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

６　前項第１号、第２号、第３号、第４号、第７号及び第８号の委員の定数は、それぞれ４人以内、６人以内、１人、１３人以内、７人以内及び１人とする。

７　第５項第７号及び８号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則
この条例は、昭和39年４月１日から施行する。
附　則（昭和44年条例第11号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成12年条例第３号）
この条例は、平成12年４月１日から施行する。
附　則（平成19年条例第12号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成24年条例第22号）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（坂戸市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置）
２　この条例の施行後最初に第１条の規定による改正後の坂戸市防災会議条例第３条第５項第８号の規定により任命される委員の任期は、同条第７項の規定にかかわらず、平成 26 年３月 31 日までとする。

【資料１－２】坂戸市災害対策本部条例

坂戸市災害対策本部条例

昭和 39 年３月 19 日
条例第 20 号

改正　平成 12 年３月 21 日条例第 20 号　平成 24 年９月 27 日条例第 22 号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、坂戸市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（雑則）
第４条　前３条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、昭和39年４月１日から施行する。
附　則（平成12年条例第20号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成24年条例第22号）抄
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。

【資料１－３】坂戸市災害弔慰金の支給等に関する条例

坂戸市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年６月20日
条例第25号

改正　昭和50年７月19日条例第15号　昭和52年３月23日条例第19号
昭和53年７月10日条例第18号　昭和56年10月６日条例第12号
昭和57年12月27日条例第19号　昭和62年３月24日条例第７号
平成３年12月24日条例第27号　平成23年９月29日条例第15号
令和元年６月28日条例第５号　令和元年12月23日条例第26号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　災害弔慰金の支給（第３条―第８条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第９条―第11条）
第４章　災害援護資金の貸付け（第12条―第16条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(１)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(２)　市民　災害により被害を受けた当時、坂戸市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(１)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(２)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母
(３)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）がいるときは、その兄弟姉妹に対し、災害弔慰金を支給する。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。
(１)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
(２)　令第２条に規定する場合
(３)　その他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第１０条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第１１条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第１２条　市は、令第３条に掲げる災害により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第１３条　災害援護資金の一災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(１)　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(２)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

(３)　第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。

（保証人及び利率）

第１４条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセント以内で規則で定める率とする。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第１５条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、い

つでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第１項及び第16条並びに令第８条、第９条及び第12条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和56年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和57年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和62年条例第７号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第１項の規定は、昭和61年７月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附　則（平成３年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第１項の規定は同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成23年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附　則（令和元年６月28日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年12月23日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

■災害時応援協定等

（１） 災害防御・救助

【資料2－1－1】

消防組織法第２４条第２項に基づく応援協定

第１条　消防組織法第 24 条第２項の規定に基づき、坂戸市と坂戸・鶴ヶ島消防組合（以下、「消防組合」という。）との災害防ぎょのための応援協定を定めるものとする。

第２条　この協定は、坂戸市区域内に地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害発生の際、消防組合の消防力を活用し、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第３条　市長は、次に掲げる事項について消防組合管理者に対して必要な事務を行うについて応援要請するものとする。

（１）　坂戸市防災会議の事務

（２）　坂戸市に災害対策本部が設置された場合

第４条　消防組合管理者は、前条の要請があったときは、消防組合の職員を派遣するものとする。

第５条　前条により災害応急活動により応援のため出動した場合は、すべて坂戸市の現場最高の指揮者の指揮に従うものとする。

第６条　応援のため要した経費並びに事故により生じた経費は、消防組合の負担とする。

第７条　この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議のうえ決定して、相互円滑なる運営を図るものとする。

第８条　本協定を証するため、正本２通を作成し各１通を保管する。

附　則

この協定は、昭和５２年８月１日から施行する。

【資料2－1－2】

埼玉県防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（１）　災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（２）　発災市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難な場合

（３）　その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

２　応援要請は、埼玉県環境部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）　災害の種別

（２）　災害の発生場所及び被害の状況

（３）　災害発生現場の気象状態

（４）　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

（５）　応援に要する資機材の品目及び数量

（６）　その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

２　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第６条　前条第１項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第７条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第５条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。
２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。
（その他）
第９条　この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。
（適用）
第１０条　この協定は、平成３年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

平成３年３月２９日

【資料2－1－3】

災害救助犬の出動に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人犬の総合教育社会化推進機構〔オプデス〕（以下「乙」という。）とは、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）

第１条　この協定による業務は、坂戸市内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認めた人命捜索活動とする。

（出動の要請）

第２条　甲は、人命捜索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し災害救助犬の出動を要請するものとする。

２　災害救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び捜索範囲などを考慮し、その都度甲及び乙で協議するものとする。

３　乙は、第１項の規定による出動の要請を受けたときは、速やかに乙の属する会員（以下「災害救助犬認定指導手、又は指導手」とする。）に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

（業務等の実施）

第３条　指導手は、災害救助犬とともに出動したときは、甲の現場指揮責任者の指導のもとに人命捜索活動を行うものとする。

２　甲及び乙は、前項の業務を円滑に実施するため、毎年共同して訓練を行うものとする。

（業務の終了）

第４条　この協定による業務の終了は、甲の現場指揮責任者が人命捜索活動の終了を告げたとき、または災害救助犬による捜索救助活動の終了を告げたとき、または災害救助犬による人命捜索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の請求及び支払）

第５条　乙は、第３条第１項に規定する業務の終了後、甲に対して当核業務に係る費用を請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を検査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害現場などにおける損害等）

第６条　この協定に基づく指導手並びに災害救助犬の業務及び訓練などに伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、指導手の責任において負担するものとする。

（指導手などの名簿提出）

第７条　乙は、甲に３年に１回、指導手及び災害救助犬の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を登録しておくものとする。ただし、乙は指導手等に異動があったときは、その都度甲に通知するものとする。

（連絡会）

第８条　甲及び乙はこの協定が円滑に適用されるため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第１０条　この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成１６年９月１日

【資料2－1－4】

災害時における応急対策に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と埼玉土建一般労働組合坂戸支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して被災した市民生活の安定を図るため、救出救援活動、収容施設及び公共施設の補修等の災害応急業務に関する事項について定めることとする。

（協力の要請等）

第２条　甲は、災害応急業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

２　甲は、前項の要請をするときは、乙に対して災害応急業務要請書（第１号様式）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を乙に提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに甲に協力するものとする。

（災害応急業務の内容）

第４条　甲が乙に要請できる災害応急業務は、次のとおりとする。

(１)　倒壊建物等からの救出救援活動

(２)　収容施設及びその他市施設の応急補修に関すること。

(３)　その他甲が必要と認める災害応急作業

（災害応急業務活動）

第５条　甲の要請により災害応急業務を実施する乙の会員（以下「会員」という。）は、現地に派遣された甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い災害応急活動に従事するものとする。

２　災害現場に職員が派遣されていない場合は、会員自ら要請事項に従い災害応急業務を実施するものとする。

（報告）

第６条　乙は、第２条第１項の規定による要請に基づき災害応急業務活動を行った場合は、速やかに甲に災害応急業務報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第７条　災害応急業務に要する費用は、「埼玉県積算基準」等に基づき、甲及び会員が協議の上決定し、甲が負担する。

（協定の期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から１年間とする。

２　この有効期間が満了する１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申し出がない場合は、更に１年間同一の内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（災害補償）

第９条　災害応急業務活動に従事した会員が、そのため死亡し、又は負傷、疾病若しくは障害の状態となった場合の本人又はその遺族に対する災害補償については、労働災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）を適用する。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持するものとする。

平成２５年４月２４日

【資料2－1－5】

災害救助艇の使用等に関する協定書

坂戸市（以下「市」という。）と坂戸・鶴ヶ島消防組合（以下「消防組合」という。）とは、市が所有する災害救助艇（以下「救助艇」という。）の使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、救助艇の使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用及び維持管理）

第２条　救助艇は、消防組合の救助活動等の必要により使用（使用上の管理を含む。）するものとし、船舶検査その他定期点検等の維持管理及び財産管理は市が行う。ただし、災害の状況により、対応可能な範囲内で市と消防組合が連携、協力を図り、その任に当たるものとする。

（数量及び保管場所）

第３条　救助艇は４艇とし、保管場所は市の指定する場所とする。

（使用目的）

第４条　救助艇は、次の場合に使用するものとする。

（１）　水災又は水難事故

（２）　水災又は水難事故対応訓練

（３）　その他消防組合が必要とする場合

（使用区域）

第５条　救助艇の使用区域は、坂戸市内のほか、隣接市町境界水域及び消防組合が必要とする場所で、使用出来るものとする。

（報告）

第６条　消防組合は、救助艇を使用した場合は、別記様式により速やかに市へ報告するものとする。

（経費負担）

第７条　船舶検査、定期点検、燃料費、消耗品費及び修理費等、救助艇の維持及び使用にかかる経費は、市が負担するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、市及び消防組合で協議のうえ定めることとする。

（その他）

第９条　平成２４年１１月７日に締結した、「災害救助艇の使用等に関する協定書」については、本協定締結日をもって、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、相互に記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和元年７月３１日

坂戸市長　石　川　　清

坂戸・鶴ヶ島消防組合管

（２） 自治体間相互応援

【資料2－2－1】

大規模災害時における相互応援に関する協定書

熊谷市長、東松山市長、坂戸市長、滑川町長、嵐山町長、小川町長、都幾川村長、玉川村長、川島町長、吉見町長、鳩山町長、東秩父村及び大里村長は大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村及び大里村（以下「協定市町村」という。）の区域において地震等による大規模災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、本協定を締結した協定市町村は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第１項の規定に基づき、被災の協定市町村が応援を要請する応急措置等、迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項について定めるものとする。

（連絡担当課等）

第２条　協定市町村は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

（連絡調整員の派遣）

第３条　協定市町村は、必要があると認めるときは、被災協定市町村の災害対策本部に連絡調整員の職員を派遣することができる。

（応援の内容及び範囲）

第４条　応援の内容は、次のとおりとする。

（１）　応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
（２）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
（３）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
（４）　災害応急活動に必要な車両及び職員の派遣
（５）　協定市町村の行政境界に隣接する指定避難場所の相互利用
（６）　被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
（７）　被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
（８）　前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

２　前項の応急範囲は、隣接する協定市町村を原則とするものとする。ただし、災害被害の状況によってはこの限りではない。

（応急要請）

第５条　協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

（１）　被害の状況
（２）　応援の場所
（３）　応援の期間
（４）　必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
（５）　必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
（６）　必要とする職種別人員

(７) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間等
(８) その他、応援を必要とする事項等

（応援の自主出動）

第６条　協定市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、応援要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の協定市町村と協力し、自主的に被災の協定市町村の情報収集を行い、その結果を埼玉県に伝達するものとする。

２　応援する協定市町村は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災の協定市町村に代わり必要な応援要請を協定市町村に行うとともに、緊急応援活動を実施することができるものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(１) 職員派遣に要する経費は、応援を行う協定市町村が負担する。
(２) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける協定市町村が負担する。

（情報の交換）

第８条　協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村がその都度協議し定める。

２　この協定の実施に関し必要な事項は、第２条に規定する連絡担当課が協議して定める。

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書１３通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保持する。

平成８年３月１日

【資料2－2－2】

災害時における相互応援に関する協定書

（趣旨）
第１条　埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町（以下「構成市町」という。）は、埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）に基づく広域的施策の一環として、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第２条　この協定は、構成市町の区域において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条１号に規定する災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合、同法第 67 条第１項の規定に基づき、被災市町の要請に応え、相互に連携協力して迅速かつ円滑な救援活動を遂行するために必要な事項を定め、以て、住民生活の安全に寄与することを目的とする。

（応援の内容）
第３条　応援の内容は、次のとおりとする。
（１）　救援活動を遂行するために必要な情報の収集及び提供
（２）　食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
（３）　救援活動に必要な職員の派遣
（４）　避難場所、避難施設の提供
（５）　その他、救援活動に必要な資機材及び労務の提供で、特に要請のあった事項

（連絡担当課等）
第４条　構成市町は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、第２条に規定する災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

（応援要請の手続き）
第５条　応援を受けようとする市町は文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭にて要請できるものとし、後日文書を提出するものとする。

（経費の負担）
第６条　応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。
⑴　職員の派遣に要する経費は応援を行う市町の負担とする。
⑵　前号に掲げるもののほか、救援物資の調達、その他救援に要する経費は応援を受ける市町の負担とする。ただし、市町相互の協議により、応援を行う市町の負担とすることで合意が整った場合は、この限りでない。

（連絡会議）
第７条　この協定の遂行に関し必要な事項を協議するため、構成市町の防災担当をもって組織する連絡会議を設置する。
２　連絡会議は随時開催とし、前項の協議のほか、防災に関する情報交換及び調査研究を行うものとする。

（協定書の発効）
第８条　この協定は、令和２年４月１日から発効する。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項若しくはこの協定に疑義が生じた場合は、構成市町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書６通を作成し、構成市町長が記名押印のうえ、各々その１通を保有するものとする。

令和２年３月１０日

川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長　　川　合　善　明

坂戸市千代田１丁目１番地１号
坂戸市
坂戸市長　　石　川　　清

鶴ヶ島市大字三ツ木１６番地１
鶴ヶ島市
鶴ヶ島市長　　齊　藤　芳　久

川島町大字下八ツ林８７０番地１
川島町
川島町長　　飯　島　和　夫

毛呂山町中央２丁目１番地
毛呂山町
毛呂山町長　　井　上　健　次

越生町大字越生９００番地２
越生町
越生町長　　新　井　雄　啓

【資料２－２－３】

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

（目的）

第１条　この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第 67 条第１項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（３）　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
（４）　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
（５）　被災者の一時収容のための施設の提供
（６）　被災傷病者の受入れ
（７）　遺体の火葬のための施設の提供
（８）　ボランティア受付及び活動調整
（９）　被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
（10）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

（１）　被害の状況
（２）　応援の種類
（３）　応援の具体的な内容及び必要量
（４）　応援を希望する期間
（５）　応援場所及び応援場所への経路
（６）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

３　被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

２　前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

（応援の調整）

第５条　知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

（情報の交換等）

第６条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

（その他）

第７条　この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

２　この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附　則

１　この協定は、平成１９年５月１日から施行する。

２　この協定の成立は、埼玉県及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成１９年５月１日

災害時の相互応援に関する実施要領

1　定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象だけではなく、航空機の墜落、列車衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

2　県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

3　応援手続き

(１)　単一の市町村に要請する場合（協定第３条第１項）

①　要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式１）に必要事項を記入し、応援を要請する市町村に県防災行政無線若しくはＮＴＴ回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

②　応援の可否の連絡

要請を受けた市町村は、応援の可否を被災市町村に県防災行政無線若しくはＮＴＴ回線で回答する。

あわせて、受信した様式１に可能な応援を加除して、県防災行政無線若しくはＮＴＴ回線のファックスで送付する。

③　依頼文書の提出

被災市町村は、受信した様式１を添付して、応援を実施する市町村に応援依頼文書（様式３）を送付する。

④　応援の実施

応援を実施する市町村は、様式３の応援を実施する。

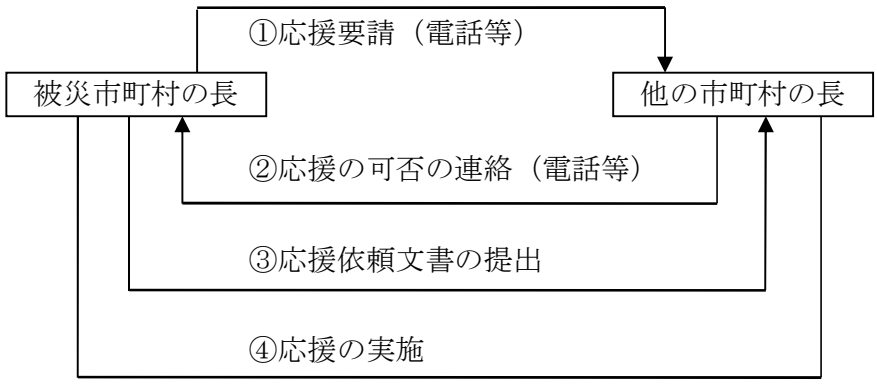

(２) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第３条第２項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式２）に必要事項を記入し、県に県防災行政無線若しくはＮＴＴ回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 要請伝達

県は、様式２を県防災行政無線の一斉ＦＡＸで全市町村に送信する。

③ 応援の可否の連絡（電話等）

受信した市町村は、応援の可否を検討する。応援ができない市町村はその旨を、応援が可能な市町村は、様式２を加除し、応援が可能な内容を県に県防災行政無線若しくはＮＴＴ回線で回答する。

④ 連絡

県は、提出された様式２を確認して、必要な調整を行う。県は、調整した内容を様式２に記載して、応援が可能な市町村及び被災市町村に県防災行政無線若しくはＮＴＴ回線で送付する。

⑤ 応援要請書の提出

被災市町村は、県から受信した様式２を添付して、応援を実施する市町村に応援要請書（様式３－２）を送付する。

⑥ 応援の実施

応援市町村は、様式３－２の応援を実施する。

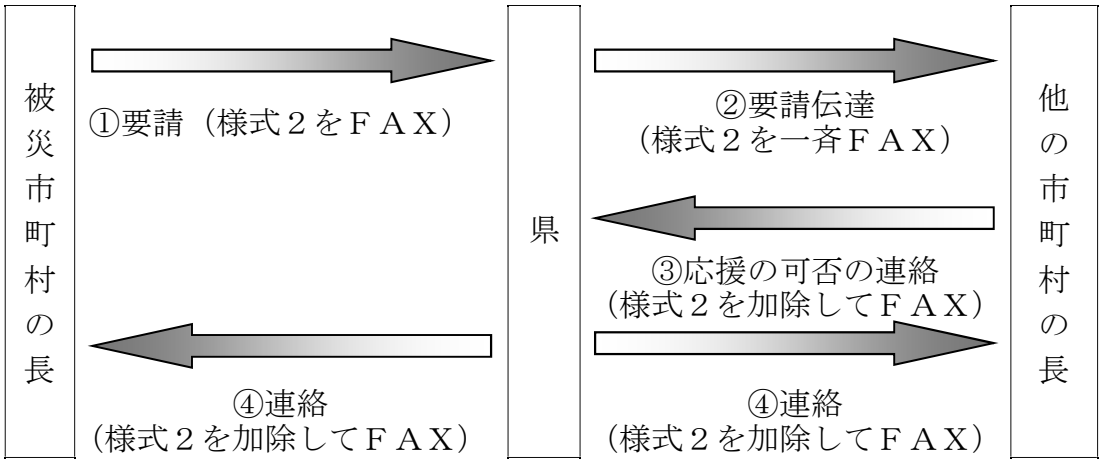

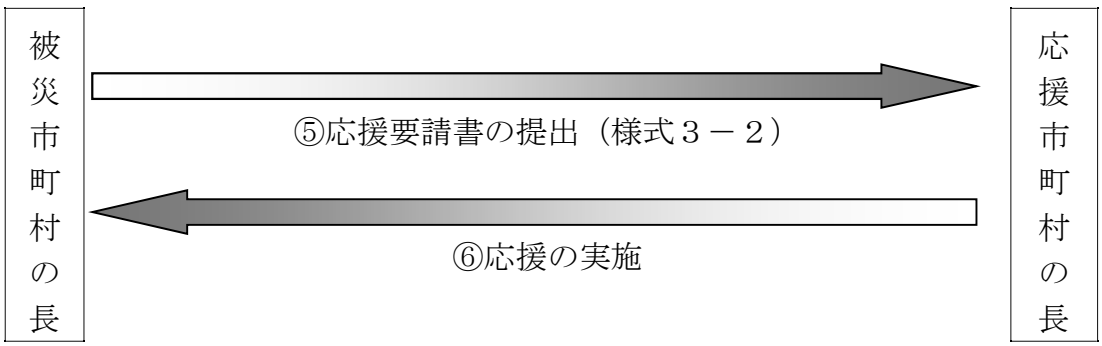

様式１（応援要請・個別の場合　直接応援市町村へ）

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連　絡　者	埼　玉　県 連　絡　者	応援側市町村 連　絡　者
担当課 氏名 電話 FAX		担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（実施）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年　　月　　日（午前・午後　　時　　分）
被害の状況	
応援の内容	① 被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別葉すること。 ② 受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

様式２（応援要請・複数応援の場合　県へ）

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連　絡　者	埼　玉　県 連　絡　者	応援側市町村 連　絡　者
担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（受諾）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年　　月　　日（午前・午後　　時　　分）
被害の状況	
応援の内容	① 被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別葉すること。 ② 受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、県に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

様式３（応援要請書）

文　書　番　号
年　月　日

応援要請書

市町村長　様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第３条第１項に基づき、別添様式１のとおり応援を要請します。

様式３－２（応援要請書）

文　書　番　号
年　月　日

応援要請書

市町村長　様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第３条第２項に基づき、別添様式２のとおり応援を要請します。

【資料２－２－４】

新潟県南魚沼市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定

新潟県南魚沼市と埼玉県坂戸市（以下「協定市」という。）は、いずれかの協定市において、災害が発生し、独自では救援等の応急対策を十分に実施できない場合において、被災した市（以下「被災市」という。）の要請に応えて応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施できるようにするため、協定市の相互の応援体制について、必要な事項を定めるものとする。

（応援内容）

第１条　応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び物資の提供

（３）　情報収集及び救援活動等に必要な車両等の提供

（４）　避難が必要な被災者の受け入れ

（５）　被災児童・生徒の教育機関への受け入れ

（６）　救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

（７）　ボランティアのあっせん

（８）　市役所の機能確保のために必要な施設及び設備の提供

（９）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　災害発生により応援を要請する被災自治体は、次に掲げる事項を明らかにして、応急的に電話等により要請し、その後速やかに別記応援要請書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物品等の品名、数量及び受領場所等

（３）　前条第６号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、職員の職種、要請人数、場所、業務内容及び派遣期間等

（４）　応援場所への経路

（５）　前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（緊急応援）

第３条　大規模災害の発生により、被災市との連絡が取れない場合で、緊急に応援が必要であると認めるときには収集した情報に基づき第１条に掲げる応援を実施できるものとする。

２　前項の規定により応援を実施した場合においては、応援を行った市は、応援内容を被災市へ速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し被災市に提供するものとする。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、前条第１項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、別途協議するものとする。

（災害補償）

第５条　第１条第６号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける被災市が、応援を受ける被災市への往復経路途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡体制）

第６条　協定市は、相互応援の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当課を定めておくものとする。

（情報交換）

第７条　協定市は、この協定に基づく相互応援が円滑に実施されるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に提供するとともに、定期的な意見交換等を実施する。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し定めのない事項については、協定市が協議をして定めるものとする。

（適用期日）

第９条　この協定は、平成２４年１１月１日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年１１月１日

【資料２－２－５】

長野県中野市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定

長野県中野市と埼玉県坂戸市（以下「協定市」という。）は、いずれかの協定市において、災害が発生し、独自では救援等の応急対策を十分に実施できない場合において、被災した市（以下「被災市」という。）の要請に応えて応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施できるようにするため、協定市の相互の応援体制について、必要な事項を定めるものとする。

（応援内容）

第１条　応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材の提供並びに物資の提供

（３）　情報収集及び救援活動等に必要な車両等の提供

（４）　避難が必要な被災者の受け入れ

（５）　被災児童・生徒の教育機関への受け入れ

（６）　救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

（７）　ボランティアのあっせん

（８）　市役所の機能確保のために必要な施設及び設備の提供

（９）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　災害発生により応援を要請する被災市は、次に掲げる事項を明らかにして、応急的に電話等により要請し、その後速やかに別記応援要請書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物品等の品名、数量、受領場所等

（３）　前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、要請人数、場所、業務内容、派遣期間等

（４）　応援場所への経路

（５）　前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（緊急応援）

第３条　大規模災害の発生により、被災市との連絡が取れない場合で、緊急に応援が必要であると認めるときには、収集した情報に基づき第１条に掲げる応援を実施できるものとする。

２　前項の規定により応援を実施した場合においては、応援を行った市は、応援内容を被災市へ速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し被災市に提供するものとする。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、前条第１項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、別途協議するものとする。

（災害補償）

第５条　第１条第６号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける被災市が、応援を受ける被災市への往復経路途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡体制）

第６条　協定市は、相互応援の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当課を定めておくものとする。

（情報交換）

第７条　協定市は、この協定に基づく相互応援が円滑に実施されるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に提供するとともに、定期的な意見交換等を実施する。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し定めのない事項については、協定市が協議をして定めるものとする。

（適用期日）

第９条　この協定は、協定締結日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年８月１日

（３） 総合支援

【資料2－3－1】

災害時における総合的な支援に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）及び鶴ヶ島市（以下「乙」という。）は坂戸・鶴ヶ島防火安全協会（以下「丙」という。）と坂戸市内、鶴ヶ島市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るために、総合的な支援について協定を締結する。

（支援事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の支援事項は、原則として甲又は乙が災害対策本部を設置し、丙の各事業所に対して支援の要請を行なったときをもって発動する。

（各事業所の支援の内容）

第２条　この協定で定める支援の内容は丙の事業所から丙へ別に定める「災害時支援内容書」の提出に基づきまとめられた別に定める「災害時支援内容一覧表」に記された各事業所の支援内容とする。

（各種支援の協力要請）

第３条　災害時において甲又は乙はそれぞれの責において丙の事業所に対し災害時に必要とする支援内容を直接要請することができる。

（総合的支援の実施）

第４条　丙の事業所は、前条の規定により甲又は乙から要請を受けたときは、丙の事業所としてできる範囲での支援を行うものとする。

（支援の要請手続）

第５条　甲又は乙の丙の事業所に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書（様式１）を提出するものとする。

（報告）

第６条　丙の事業所は、前条の規定に基づき支援したときは、甲又は乙に電話等で速やかに報告し、事後に報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　甲又は乙の要請に基づき、丙の事業所が供給した支援物資等に要する経費のうち次の経費は、それぞれ要請した市が負担するものとする。

(１)　支援物資の供給等に要する経費

(２)　その他甲又は乙が負担すべき経費

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における丙の小売価格等を基準とし、甲と乙がそれぞれ丙と協議の上速やかに決定する。

（経費の請求）

第８条　丙の事業所は、業務が完了したときは、速やかに前条の経費を支援要請した甲又は乙に請求するものとする。

２　支援要請した甲又は乙は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに丙に支払うものとする。

（協定の期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とする。
２　この有効期間が満了する１ケ月前までに、甲、乙、丙いずれからもこの協定の解消の申し出がない場合は、更に５年間同一の内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、それぞれ１通を所持するものとする。

平成２５年３月２７日

（４） 応急救護

【資料2－4－1】

災害時の医療救護に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社団法人坂戸鶴ヶ島医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、坂戸市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第２条　乙は、甲の要請に基づく医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第３条　甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、速やかに医療救護班を編成し救護所に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第４条　医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　乙が派遣する医療救護班は、甲が地域防災拠点等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

２　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(１)　傷病者の傷病の程度の判定

(２)　傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

(３)　医療機関への搬送の要否及びその順位の決定

(４)　死亡の確認及び死体の検案

(５)　その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第６条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第７条　乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

２　乙は、甲が行う医薬品等の備蓄に関して、保管場所、品名、数量等の必要な助言及び協力を行うものとする。

（医療費）

第８条　救護所における医療費は、無料とする。

２　搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(１)　医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(２)　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(３)　医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(４)　前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　前項に定める費用の額については、別に定める。

（細目）

第１０条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１６年７月２０日

【資料2－4－2】

災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県接骨師会川越支部（以下「乙」という。）とは、坂戸市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、傷病者の応急処置活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、坂戸市内において災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て傷病者に対しての応急処置活動について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、坂戸市内において災害が発生し、応急処置活動の必要性が生じた場合、乙に対して接骨師の派遣を要請するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、坂戸市地域防災計画に定められた地域防災拠点に併設される救護所において、坂戸市地域防災計画における医療救護班と連携を保ち柔道整復師法の規定に基づく業務を行うものとする。

（指揮命令）

第４条　乙の協定に係わる指揮命令及び連絡調整については、甲の指定する者が行い、応急手当に係わる必要な指示については、医療救護班の医師が行うものとする。

（衛生材料等の確保）

第５条　乙が使用する衛生材料等は、乙が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

（応急処置費）

第６条　救護所における応急処置費は、無料とする。

２　搬送先の接骨院等における応急処置費は、患者負担とする。

（費用弁償等）

第７条　第２条の規定に基づき、乙が応急処置活動等を実施した場合に要する衛生材料等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用弁償等の額については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（災害補償）

第８条　応急処置活動実施中に従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、乙が補償する。ただし、埼玉県市町村総合事務組合規約（平成１８年７月１４日指令市第７４５号）が適用される場合は、甲が補償する。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協議書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２３年４月１３日

【資料2－4－3】

災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と坂戸鶴ヶ島市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の迅速な医療救護活動及び医薬品等の供給を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、坂戸市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動及び医薬品等の供給を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の要請及び派遣）

第２条　甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定に基づき要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第３条　薬剤師の業務は、次のとおりとする。

（１）　医療救護班の班員として、救護所や避難所等における医師の処方又は指示に基づく調剤及び服薬指導

（２）　医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理

（３）　その他医療救護に関し、必要とする事項

（調剤費）

第４条　救護所や避難所等における調剤は保険適用外とし、調剤費は無料とする。

（医薬品・衛生資材の供給等）

第５条　乙の会員薬局等は、災害の状況に応じ、甲の要請により医薬品（一般医薬品及び医療用医薬品）及び衛生資材を甲へ供給するものとする。

（医療紛争の措置）

第６条　この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医療紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

（費用弁償等）

第７条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）　薬剤師の派遣に要する経費

（２）　乙が調達した医薬品、衛生資材の実費

（３）　薬剤師が携行した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費

（４）　医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（５）　前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除き、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

（細目）

第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１箇月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持するものとする。

平成２６年１０月２４日

【資料２－４－４】

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

埼玉県坂戸市（以下「甲」という。）と坂戸鶴ヶ島歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、被災住民等の歯科に関する医療救護活動（以下「歯科医療救護活動」という。）に関して次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第１条　本協定は、坂戸市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第２条　乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第３条　甲は、歯科医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護班を編成し、救護所に派遣するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第４条　歯科医療救護班に対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、会長又は会長に事故あるときは、副会長が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第５条　乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が地域防災拠点等に設置する救護所において、社団法人坂戸鶴ヶ島医師会と連携し、歯科医療救護活動を行うものとする。

２　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）歯科に関連した傷病者に対する応急処置の実施及び必要可能な歯科医療の提供

（２）医療機関への搬送の要否

（３）警察からの依頼による死体の身元確認作業

（４）口腔ケア活動の実施

（５）その他必要な措置

（医薬品等の確保）

第６条　乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、原則として乙との協議により甲が確保するものとする。

２　乙は、甲が行う医薬品の備蓄に関して、保管場所、品名、数量等の必要な助言及び協力を行うものとする。

（医療費）

第７条　救護所における医療費は、無料とする。

２　搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

（２）歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷、又は疾病により死亡した場合の扶助費

（４）前各号に定めるもののほか、歯科医療救護のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　前項に定める額については、別に定める。

（細目）

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協定の期間）

第１０条　本協定の期間は、本協定の締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この期間満了１か月前までに甲又は乙から書面による異議の申出がなければ更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（変更及び解除）

第１１条　甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（その他）

第１２条　本協定書に定めのない事項及び本協定書に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

平成３０年８月９日

甲　所　在　地　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
　　名　　称　埼玉県坂戸市
　　坂戸市長

乙　所　在　地　埼玉県坂戸市本町９番５号長峰ビル２階
　　商号又は名称　坂戸鶴ヶ島歯科医師会
　　代表者氏名　会長

災害時の歯科医療救護活動に関する協定実施細則

坂戸市（以下「甲」という。）と坂戸鶴ヶ島歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成３０年８月９日付けで締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第９条の規定に基づき、協定の実施に関する取扱いについて次のとおり定める。

（歯科医療救護計画）

第１条　協定第２条第１項に定める歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（１）歯科医療救護班の編成

（２）歯科医療救護班の活動

（３）会員との通信連絡

（４）指揮系統

（５）医薬品、医療用資器材の確保

（６）その他必要な事項

（派遣要請）

第２条　協定第３条の歯科医療救護班の派遣要請は、文書（様式第１号及び第１号の２）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第３条　乙は、協定第３条の規定により、歯科医療救護班を派遣した時は、歯科医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

（１）歯科医療救護活動報告書（様式第２号）

（２）班員名簿（様式第３号）

（３）医薬品等使用報告書（様式第４号）

（事故報告）

第４条　乙は、協定第３条に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷した時、疾病にかかった時、又は死亡した時は、「事故報告書」（様式第５号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第５条　協定第８条第１項第１号及び第２号に規定する費用の額は、埼玉県災害救助法施行細則（昭和３５年埼玉県規則第２６号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成１３年埼玉県告示第３９３号）の例による。

２　協定第８条第１項第３号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）の例による。

３　協定第８条第１項第４号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償の請求）

第６条　協定第８条第１項第１号、第２号及び第４号に規定する費用については、乙が各歯科医療救護班分をとりまとめ、埼玉県災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第６号）により甲に請求するものとする。

２　協定第８条第１項第３号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、埼玉県災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

（支払い）

第７条　甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年８月９日

甲　所　在　地　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
　　名　　称　埼玉県坂戸市
　　坂戸市長

乙　所　在　地　埼玉県坂戸市本町９番５号長峰ビル２階
　　商号又は名称　坂戸鶴ヶ島歯科医師会
　　代表者氏名　会長

（５） 情報収集・提供

【資料2－5－1】

アマチュア無線による災害時応援協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と坂戸アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内において地震、台風等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合において、乙が甲に協力して災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（構成員）

第２条　この協定において、災害情報の収集伝達を行う者は、乙の構成員（以下「構成員」という。）とする。

２　乙は毎年１回構成員名簿を甲に提出するものとする。

（協力の要請等）

第３条　甲は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、アマチュア無線による災害情報の収集伝達の必要がある時は、乙に対し、災害情報の収集伝達について協力を要請するものとする。

２　前項により要請を受けた乙は、災害情報の収集伝達に関する業務について協力するものとする。

（情報の提供）

第４条　乙は、甲から協力要請がなくても、必要と思われる災害情報については甲に提供するものとする。

（情報収集伝達訓練）

第５条　甲及び乙は、災害時に災害情報の収集伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して訓練を行うものとする。

（補償）

第６条　第３条第２項の規定により、通信活動中の構成員が負傷した場合等の補償は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）の例により、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（雑則）

第７条　この協定に定めのない事項または規定している事項に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成１６年９月１日

【資料２－５－２】

災害時等における停電復旧の連携等に関する基本協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社川越支社（以下「乙」という。）は、坂戸市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

(1)　甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

(2)　乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供

(3)　甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第４条　甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

(1)　停電復旧に係る応急措置の実施

(2)　電力復旧の支障となる障害物等の除去

(3)　甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

(4)　住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第５条　甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（旧協定の失効）

第９条　甲乙間で締結した平成２３年１月１８日付け「災害時等における情報提供、電力復旧等に関する協定書」は、本協定の締結日からその効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年９月１０日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長　　石川　清
埼玉県川越市三久保町１７番地４
乙　東京電力パワーグリッド株式会社
川越支社
支社長　　徳丸　真吾

【資料２－５－３】

災害発生時における坂戸市と坂戸市内郵便局の協力に関する協定

坂戸市(以下「甲」という。)と坂戸市内郵便局(別表、以下「乙」という。)は、坂戸市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

なお、本協定については、乙を代表して坂戸郵便局及び西坂戸三郵便局が締結するものとする。

(定義)

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定める被害をいう。

(協力要請)

第２条　甲及び乙は、坂戸市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

工　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート (避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)
第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)
第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　坂戸市総務部長
乙　日本郵便株式会社　坂戸郵便局総務部長

(協議)
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)
第９条　この協定の有効期間は、締結日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して１年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書３通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年１月１９日

甲　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号

坂戸市長

乙　埼玉県坂戸市千代田二丁目５番１５号
日本郵便株式会社
坂戸郵便局長

埼玉県坂戸市西坂戸三丁目５番１号
日本郵便株式会社
西坂戸三郵便局長

【資料２－５－４】

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長菊川滋（以下「甲」という。）と、坂戸市長伊利仁（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、坂戸市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　坂戸市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合

二　坂戸市災害対策本部が設置された場合

三　その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること

二　公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること

三　その他甲または乙が必要な場合

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成２２年１１月２４日

【資料2－5－5】

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

坂戸市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条　本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条　本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。その後の改正を含む。)　第 2 条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条　特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2　特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3　本条第 1 項及び第 2 項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2　甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条　乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2　前項の設置に係る費用については、第 4 条及び第 5 条に基づき行うものとする。ただし､設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第7条　特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。
ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

（利用者の誘導）

第8条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第9条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。
ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第10条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（定期試験の実施）

第11条　甲及び乙は、年に 1 回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙２に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第12条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（目的外利用の禁止）

第13条　甲は、第 7 条に規定する利用の開始及び第 11 条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（機密保持）

第14条　甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

（協議事項）

第15条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため，本書 2 通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自がその１通を保有する。

平成２７年２月１日

甲　埼玉県坂戸市千代田 1-1-1
坂戸市
坂戸市長　石　川　　清　　印

乙　埼玉県さいたま市浦和区常盤５丁目８番１７号
東日本電信電話株式会社
取締役 埼玉事業部長
笠　井　　澄　人　　印

【別紙１】

情報管理責任者（変更）通知書

「特設公衆電話の設置･利用に関する覚書」第3条に基づき、情報管理責任者（正）および（副）を下記のとおり任命する。

【坂戸市】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
（正）	ＴＥＬ ＦＡＸ E-Mail
（副）	ＴＥＬ ＦＡＸ E-Mail

【東日本電信電話株式会社】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
（正）	ＴＥＬ E-Mail
（副）	ＴＥＬ E-Mail

坂戸市

総務部防災安全課

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

東日本電信電話株式会社埼玉支店

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【別紙２】

特設公衆電話　定期試験仕様書

坂戸市およびＮＴＴ東日本は、下記に定める定期試験を年１回を目安として、実施することに努めることとする。

試験名	実　施　手　順	備　　考
Ⅰ．ＮＴＴによる回線試験	①　ＮＴＴから特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。	✧　試験については、自治体様（避難所含む）への事前連絡は　実施しません。また、自治体様にて電話機を接続する必要はありません。
	②　回線に異常が確認された場合は、ＮＴＴの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。	✧　派遣については、事前に自治体様へご連絡いたします。 また、回線の正常状態が、確認された場合は、自治体様へのご連絡は実施しません。
	③　②の場合、ＮＴＴの故障修理者が、特設公衆電話の設置場所にて、 電気通信回線の修理を実施します。	
Ⅱ．坂戸市による通話試験（避難所含む）	①　各避難所等にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体等の固定電話に電話をかけ、正常に通話が出来るかの確認を実施します。	
	②　通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、ＮＴＴ故障受付部門（局番なしの１１３）へ連絡願います。	

【資料2－5－6】

防災啓発情報等に関する覚書

坂戸市（以下、「甲」という。）とＮＴＴタウンページ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、津波、土砂災害及びその他の自然災害等に対する防災啓発情報等（以下、「防災啓発情報等」という。）の発信に相互に協力するものとし、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、もって地域防災力の強化に繋げることを目的として、次のとおり覚書を締結する。

（発信の方法）

第１条　乙は、東日本電信電話株式会社（以下、「ＮＴＴ東日本」という。）若しくは西日本電信電話株式会社（以下、「ＮＴＴ西日本」という。）が発行又は乙が編集・発行・運営する次の媒体（以下、「媒体」という。）に甲が提供する防災啓発情報等を掲載して、防災啓発情報等を発信する。

(１)　タウンページ

(２)　防災啓発情報等を取りまとめた冊子等の紙媒体

(３)　ｉタウンページ等のＷＥＢサイト

（手続）

第２条　乙は、甲に対し、防災啓発情報等の提供を無償で求めることができる。この場合、乙は、防災啓発情報等を掲載する媒体の種類、掲載期間、配布範囲等を甲に明示するものとする。

２　甲は、乙から前項の要請を受けた場合、その都度、乙と協議の上、防災啓発情報等を乙に提供する。

３　乙は、前項により防災啓発情報等の提供を受けた場合は、媒体に掲載するものとし、掲載するにあたっては、乙は、提供を受けた情報を取捨選択、加工、編集等をすることができるものとする。

４　乙は、甲に対し、校正段階において防災啓発情報等が掲載された原稿を提示する。甲は、提示を受けた原稿に対し、防災啓発情報等の趣旨・内容が適切に記載されるために意見を述べることができるものとし、乙は、甲の意見に応えるよう努めるものとする。

５　前項の場合において、乙が甲の意見に応えるために媒体の発行又は運営に関して通常の費用を超える費用を費やさなければならないときは、甲及び乙は、協議の上、甲の負担部分を決定する。

６　前項の協議が整わない場合、乙は、通常の費用の範囲において、甲から提供を受けた防災啓発情報等を掲載する。

（発信情報に関する責任）

第３条　防災啓発情報等を発信したことにより第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合は、甲及び乙は、これらの解決のために協力し対応するものとする。

２　前項にかかわらず、甲は、乙に提供する防災啓発情報等の内容に対し、一切の責任を負う。

（発信の変更・中止）

第４条　乙は、防災啓発情報等の発信について、相当な事情がある場合は、甲に対して事前通知の上、その全部又は一部を変更または中止することができる。この場合、乙は、甲に対し、いかなる責も負わないものとする。

（著作権）
第５条　甲が提供する防災啓発情報等を記載した媒体の当該提供部分に係る著作権は甲に帰属することとし、乙が提供を受けた防災啓発情報等を本覚書に定める以外の他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・期間を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。
２　乙が防災啓発情報等に関して作成した記事・画像等の著作権は、ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者に著作権が帰属することとし、甲が他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・期間を明らかにした上でＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者の承諾を得るものとする。
３　前２項に基づき、甲又は乙が、相手方から提供を受けた著作物を利用する場合は、前２項に基づき承諾を受けた目的・方法・範囲・期間を超えて利用することはできない。

（権利義務の譲渡等の制限）
第６条　甲及び乙は、この覚書により生ずる権利や義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（秘密の保持）
第７条　甲及び乙は、防災啓発情報等以外に、本覚書の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を他に漏らしてはならず、本覚書の遂行にのみ使用することとする。また、この覚書が終了した後も同様とする。

（覚書の解約）
第８条　甲又は乙は、本覚書の有効期間中であっても、相手方に対して１年前までに書面をもって通知することにより、本覚書を解約することができる。

（その他）
第９条　甲乙間で、本覚書の内容又は解釈に疑義若しくは紛争が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２９年５月１日

甲　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
　　坂戸市
　　坂戸市長　石川　清

乙　東京都港区虎ノ門三丁目８番８号
　　ＮＴＴタウンページ株式会社
　　代表取締役社長　岡田　昭彦

以上

【資料2－5－7】

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)　「住宅地図」とは、坂戸市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)　「広域図」とは、坂戸市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及

び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)　災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3　甲は、第１項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET　TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET　TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET　TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成 29 年 10 月 25 日

甲）埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長
石川　清

乙）埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2
株式会社ゼンリン
関東エリア統括部長
園田　孝司

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

（定　義）

第１条　本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)　「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2)　「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)　「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)　「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)　「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)　「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

（本約款の適用）

第２条　本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

（本サービスの内容）

第３条　乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

（本サービスの中断・中止）

第４条　乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

２　乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

３　乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

（本データの使用許諾）

第５条　乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)　対象機器上で閲覧すること。

(2)　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された

部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第６条　甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1)　アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

(2)　ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

(3)　乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

(4)　本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

(5)　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。

(6)　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。

(7)　本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。

イ）　印刷地図を第５条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。

ロ）　乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ）　印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ）　印刷地図を第三者に配布しないこと。

ホ）　印刷地図のサイズはＡ３判以下とすること。

(8)　本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第７条　乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

２　乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第８条　本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第９条　甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以　上

（６） 被災者・帰宅困難者支援

【資料2－6－1】

災害時における支援協力に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、坂戸市（以下「甲」という。）が行う災害対策に関し、坂戸市ゴルフ練習場防災連絡協議会（以下「乙」という。）の会員が災害支援協力（以下「支援協力」という。）を行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し支援協力を要請することができるものとする。

（１）　市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（２）　その他市長が特に必要と認めるとき。

２　乙は、甲から支援協力の要請があったときは、支援協力が円滑に行われるよう務めるものとする。

（支援協力の内容）

第３条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）　被災者の収容

（２）　飲料水の提供

（３）　トイレ及びシャワーの提供

（４）　その他被災者の救護活動のため実施可能なこと

（要請手続）

第４条　甲は、乙による支援協力を必要と認めるときは、別記様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事態等が発生した場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに要請に関する文書を提出するものとする。

（実績報告）

第５条　乙は、支援協力を実施したときは、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

（経費負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法が適用される場合にあっては、同法に定めるところにより、それ以外の場合にあっては、原則として、実費相当額を甲が負担するものとする。

（取扱い窓口）

第７条　この協定の取扱い窓口は、甲にあっては総務部防災防犯課、乙にあってはそれぞれ代表者とする。

２　甲乙は毎年度当初に、それぞれの取扱い窓口の連絡担当者及び連絡手段等について相互に届け出ておくものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。

２　この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に５年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（疑義の処理）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して処理するものとする。

（適用期日）

第１０条　この協定は、平成１９年２月２８日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各々１通を保有する。

平成１９年２月２８日

【資料２－６－２】

災害時における協力体制に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と学校法人香川栄養学園女子栄養大学（以下「乙」という。）は、坂戸市内における地震、台風等の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合に、市民、在勤者等の（以下「市民等」という。）安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進するため甲及び乙の協力体制について整備することを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

(１)　甲から指定された被災場所及び避難所への学生ボランティアの派遣

(２)　甲が地域防災計画において定める、避難所及び帰宅困難者支援場所への避難が、災害状況及び天候等により困難な場合における大学施設の提供

(３)　大学施設に収容した被災者への応急医療品及び備蓄物資の提供

(４)　その他協議による必要事項

（協力要請）

第３条　甲は、乙に前条の規定により協力を要請する場合は、甲乙双方の担当者を通じて行うものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲から前条の規定による協力要請受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（施設提供期間）

第５条　第２条第２号の規定による大学施設の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（１週間程度）とし、市民等が自宅に帰宅し、又は坂戸市が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条の規定による協力に要した経費は、原則として甲が負担するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年２月１５日

災害時における協力体制に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と学校法人城西大学（以下「乙」という。）は、坂戸市内における地震、台風等の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合に、市民、在勤者等の（以下「市民等」という。）安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進するため甲及び乙の協力体制について整備することを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

(１)　甲から指定された被災場所及び避難所への学生ボランティアの派遣

(２)　甲が地域防災計画において定める、避難所及び帰宅困難者支援場所への避難が、災害状況及び天候等により困難な場合における大学施設の提供

(３)　大学施設に収容した被災者への応急医療品及び備蓄物資の提供

(４)　その他協議による必要事項

（協力要請）

第３条　甲は、乙に前条の規定により協力を要請する場合は、甲乙双方の担当者を通じて行うものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲から前条の規定による協力要請受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（施設提供期間）

第５条　第２条第２号の規定による大学施設の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（１週間程度）とし、市民等が自宅に帰宅し、又は坂戸市が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条の規定による協力に要した経費は、原則として甲が負担するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年２月１５日

【資料２－６－3】

災害時における協力体制に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と学校法人明海大学（以下「乙」という。）は、坂戸市内における地震、台風等の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合に、市民、在勤者等の（以下「市民等」という。）安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進するため甲及び乙の協力体制について整備することを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

（１）　甲から指定された被災場所及び避難所への学生ボランティアの派遣

（２）　甲が地域防災計画において定める、避難所及び帰宅困難者支援場所への避難　が、災害状況及び天候等により困難な場合における大学施設の提供

（３）　大学施設に収容した被災者への応急手当、医薬品及び備蓄物資の提供

（４）　その他協議による必要事項

（協力要請）

第３条　甲は、乙に前条の規定により協力を要請する場合は、甲乙双方の担当者を通じて行うものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲から前条の規定による協力要請受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（施設提供期間）

第５条　第２条第２号の規定による大学施設の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（１週間程度）とし、市民等が自宅に帰宅し、又は坂戸市が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条の規定による協力に要した経費は、原則として甲が負担するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年２月１５日

【資料２－６－4】

災害時における総合的支援に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と株式会社セレモアつくば埼玉本社（以下「乙」という。）とは、坂戸市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に伴う、帰宅困難者の収容及び遺体の安置等に関する事項について協定を締結する。

（目的）

第１条　坂戸市内における災害発生に際し、甲が乙の協力を得て災害時の市民生活の早期安定を図るために、帰宅困難者の収容及び遺体の安置等に関する事項について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（１）　帰宅困難者が発生した場合の、施設内への収容（無償提供）

（２）　死者が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送、施設内への遺体安置

（３）　その他協議による必要事項

（協力）

第４条　乙は、甲から前条の規定による協力要請受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（要請手続）

第５条　甲は、第３条の規定による要請を行うときは、収容施設提供要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに収容施設提供要請書を提出するものとする。

（費用負担）

第６条　前３条(２)(３)の規定により、甲が要請した業務にかかる費用については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正な価格を原則とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。

２　この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に５年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年１２月２２日

災害時における総合的支援に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と株式会社メモリード（以下「乙」という。）とは、坂戸市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に伴う、帰宅困難者の収容及び遺体の安置等に関する事項について協定を締結する。

（目的）

第１条　坂戸市内における災害発生に際し、甲が乙の協力を得て災害時の市民生活の早期安定を図るために、帰宅困難者の収容及び遺体の安置等に関する事項について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

(１)　帰宅困難者が発生した場合の、施設内への収容（無償提供）

(２)　死者が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送、施設内への遺体安置

(３)　その他協議による必要事項

（協力）

第４条　乙は、甲から前条の規定による協力要請受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（要請手続）

第５条　甲は、第３条の規定による要請を行うときは、収容施設提供要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに収容施設提供要請書を提出するものとする。

（費用負担）

第６条　前３条(２)(３)の規定により、甲が要請した業務にかかる費用については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正な価格を原則とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。

２　この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に５年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年１２月２２日

【資料２－６－5】

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人十善会（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の社会福祉施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　要配慮者　福祉施設や医療機関に入所又は入院をしていない身体的援助を要する在宅の者で一般の避難所での生活に支障を来たすものをいう。

（２）　対象者　要配慮者及び日常的に当該要配慮者の身体的援助を直接行っている者をいう。

（３）　福祉避難所　対象者を避難者として受入れる社会福祉施設をいう。

（使用する施設）

第３条　福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市大字中小坂８０番地の２　障害者支援施設　さかど療護園

（受入要請等）

第４条　甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第１号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第２号）により行うものとする。

４　甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

（１）　対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供

（２）　対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等

（３）　対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

（４）　その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第５条　乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

２　前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

（支払）

第６条　甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

（福祉避難所の開設期間等）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から３０日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書（様式第３号）により、３０日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所への移送）

第８条　要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

２　乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を所有するものとする。

平成２７年９月３０日

様式第１号（第４条関係）

福祉避難所開設要請書

第　　号
年　　月　　日

様

坂戸市長

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書第４条第１項の規定により、下記のとおり福祉避難所の開設を要請します。

記

開 設 期 間	年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで　　日間
使 用 施 設	
そ　の　他	

連絡先　坂戸市　　部　　課　氏名
電　話　　（内線　　）　直通電話
ＦＡＸ

様式第２号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日
（　　時　　分）

福祉避難所対象者受入要請書

様

坂戸市長

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書第４条第３項の規定により、下記のとおり、対象者の受入れについて要請します。

記

１　対象者の情報

住　　所	坂戸市
氏　　名	
連　絡　先	固定電話 携帯電話
心身の状況等	
身元引受人	住　　所 氏　　名 固定電話 携帯電話
その他必要な事項	

２　要請担当者

部　　課　氏名

電　話　　（内線　　）　直通電話

ＦＡＸ

様式第３号（第７条関係）

福祉避難所開設期間延長要請書

第　　号
年　　月　　日

様

坂戸市長

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書第７条第１項の規定により、下記のとおり福祉避難所開設期間の延長を要請します。

記

延長期間	年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで　　日間
使用施設	
延長の理由	
その他	

連絡先　坂戸市　　部　　課　氏名
電　話　　（内線　　）　直通電話
ＦＡＸ

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人プラモウト・サークルクラブ（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の社会福祉施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　要配慮者　福祉施設や医療機関に入所又は入院をしていない身体的援助を要する在宅の者で一般の避難所での生活に支障を来たすものをいう。

(２)　対象者　要配慮者及び日常的に当該要配慮者の身体的援助を直接行っている者をいう。

(３)　福祉避難所　対象者を避難者として受入れる社会福祉施設をいう。

（使用する施設）

第３条　福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市大字石井１６８４番地　特別養護老人ホーム　坂戸サークルホーム

（受入要請等）

第４条　甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第１号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第２号）により行うものとする。

４　甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(１)　対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供

(２)　対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等

(３)　対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

(４)　その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第５条　乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

２　前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

（支払）

第６条　甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

（福祉避難所の開設期間等）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から３０日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書（様式第３号）により、３０日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所への移送）

第８条　要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

２　乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を所有するものとする。

平成２７年９月３０日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長

埼玉県坂戸市大字石井１６８４番地
乙　社会福祉法人　プラモウト・サークルクラブ
理事長

様式第１号、第２号及び第３号はp.69～p.71を参照する。

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する変更協定書

平成２７年９月３０日付け坂戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人プラモウト・サークルクラブ（以下「乙」という。）との間で締結した「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書」（以下「原協定書」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

（趣旨の変更）

第１条　原協定書第１条に規定する趣旨について、次のとおり変更する。

この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義の変更）

第２条　原協定書第２条に規定する定義について、次のとおり変更する。

（１）要配慮者　福祉施設や医療機関に入所又は入院には至らない法第８条第２項第１５号に規定する要配慮者をいう。

（２）対象者　要配慮者及び日常的に当該要配慮者の支援を直接行っている者をいう。

（３）福祉避難所　対象者を避難者として受入れる施設をいう。

（使用する施設の追加）

第３条　原協定書第３条に規定する福祉避難所として使用する施設に、次の施設を追加すする。

坂戸市大字小沼４９０番地１　特別養護老人ホーム　小沼サークルホーム

（受入要請等の変更）

第４条　原協定書第４条第４項第１号に規定する受入要請等について、次のとおり変更する。

（１）対象者の受入れに必要な資機材、食料、飲料水及び生活必需物資の提供

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を所有するものとする。

平成３１年３月１２日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長　石　川　　清

埼玉県坂戸市大字石井１６８４番地
乙　社会福祉法人　プラモウト・サークルクラブ
理事長　増　井　正　彰

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人シャローム埼玉（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の社会福祉施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　要配慮者　福祉施設や医療機関に入所又は入院をしていない身体的援助を要する在宅の者で一般の避難所での生活に支障を来たすものをいう。

(２)　対象者　要配慮者及び日常的に当該要配慮者の身体的援助を直接行っている者をいう。

(３)　福祉避難所　対象者を避難者として受入れる社会福祉施設をいう。

（使用する施設）

第３条　福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市大字新堀１番地１　特別養護老人ホーム　シャローム・ガーデン坂戸

（受入要請等）

第４条　甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第１号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第２号）により行うものとする。

４　甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(１)　対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供

(２)　対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等

(３)　対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

(４)　その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第５条　乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

２　前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

（支払）

第６条　甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

（福祉避難所の開設期間等）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から３０日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書（様式第３号）により、３０日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所への移送）

第８条　要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

２　乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を所有するものとする。

平成２７年９月３０日

様式第１号、第２号及び第３号は p.69～p.71 を参照する。

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人栄光会（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の社会福祉施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　要配慮者　福祉施設や医療機関に入所又は入院をしていない身体的援助を要する在宅の者で一般の避難所での生活に支障を来たすものをいう。

(２)　対象者　要配慮者及び日常的に当該要配慮者の身体的援助を直接行っている者をいう。

(３)　福祉避難所　対象者を避難者として受入れる社会福祉施設をいう。

（使用する施設）

第３条　福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市大字森戸７３９番地１　特別養護老人ホーム　さかどロイヤルの園

（受入要請等）

第４条　甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第１号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第２号）により行うものとする。

４　甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(１)　対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供

(２)　対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等

(３)　対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

(４)　その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第５条　乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

２　前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

（支払）

第６条　甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

（福祉避難所の開設期間等）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から３０日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書（様式第３号）により、３０日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所への移送）

第８条　要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

２　乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を所有するものとする。

平成２７年９月３０日

様式第１号、第２号及び第３号はp.69～p.71を参照する。

【資料２－６－６】

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）要配慮者　福祉施設や医療機関に入所又は入院には至らない法第８条第２項第１５号に規定する要配慮者をいう。

（２）対象者　要配慮者及び日常的に当該要配慮者の支援を直接行っている者をいう。

（３）福祉避難所　対象者を避難者として受入れる施設をいう。

（使用する施設）

第３条　福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市大字塚越７６９番地　介護老人保健施設　すみよし

（受入要請等）

第４条　甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第１号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第２号）により行うものとする。

４　甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

（１）対象者の受入れに必要な資機材、食料、飲料水及び生活必需物資の提供

（２）対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等

（３）対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

（４）その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第５条　乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

２　前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

（支払）

第６条　甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

（福祉避難所の開設期間等）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から３０日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書（様式第３号）により、３０日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所への移送）

第８条　要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

２　乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を所有するものとする。

平成３１年３月１２日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長　石　川　　清

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折１４５番地１
乙　社会医療法人社団　新都市医療研究会〔関越〕会
理事長　安　村　　寛

様式第１号、第２号及び第３号はp.69～p.71を参照する。

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人久壽会（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）要配慮者　福祉施設や医療機関に入所又は入院には至らない法第８条第２項第１５号に規定する要配慮者をいう。

（２）対象者　要配慮者及び日常的に当該要配慮者の支援を直接行っている者をいう。

（３）福祉避難所　対象者を避難者として受入れる施設をいう。

（使用する施設）

第３条　福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市大字浅羽１１３０番地１　特別養護老人ホーム　好日の家

（受入要請等）

第４条　甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第１号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第２号）により行うものとする。

４　甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

（１）対象者の受入れに必要な資機材、食料、飲料水及び生活必需物資の提供

（２）対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等

（３）対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

（４）その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第５条　乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

２　前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

（支払）

第６条　甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

（福祉避難所の開設期間等）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から３０日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書（様式第３号）により、３０日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所への移送）

第８条　要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

２　乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を所有するものとする。

平成３１年３月１２日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長　石　川　　清

埼玉県坂戸市大字浅羽１１３０番１
乙　社会福祉法人　久壽会
理事長　平　塚　　大

様式第１号、第２号及び第３号はp.69～p.71を参照する。

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会医療法人刀仁会（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）要配慮者　福祉施設や医療機関に入所又は入院には至らない法第８条第２項第１５号に規定する要配慮者をいう。

（２）対象者　要配慮者及び日常的に当該要配慮者の支援を直接行っている者をいう。

（３）福祉避難所　対象者を避難者として受入れる施設をいう。

（使用する施設）

第３条　福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市本町２番１３号　介護老人保健施設　はつらつ

（受入要請等）

第４条　甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第１号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第２号）により行うものとする。

４　甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

（１）対象者の受入れに必要な資機材、食料、飲料水及び生活必需物資の提供

（２）対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等

（３）対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

（４）その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第５条　乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

２　前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

（支払）

第６条　甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

（福祉避難所の開設期間等）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から３０日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書（様式第３号）により、３０日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所への移送）

第８条　要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

２　乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を所有するものとする。

平成３１年３月１２日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長　石　川　　清

埼玉県坂戸市南町３０番８号
乙　社会医療法人　刀仁会
理事長　清　水　　要

様式第１号、第２号及び第３号はp.69～p.71を参照する。

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と医療法人靖和会（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）要配慮者　福祉施設や医療機関に入所又は入院には至らない法第８条第２項第１５号に規定する要配慮者をいう。

（２）対象者　要配慮者及び日常的に当該要配慮者の支援を直接行っている者をいう。

（３）福祉避難所　対象者を避難者として受入れる施設をいう。

（使用する施設）

第３条　福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市大字多和目３３０番地　介護老人保健施設　やまぶきの郷

（受入要請等）

第４条　甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第１号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第２号）により行うものとする。

４　甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

（１）対象者の受入れに必要な資機材、食料、飲料水及び生活必需物資の提供

（２）対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等

（３）対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

（４）その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第５条　乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

２　前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

（支払）

第６条　甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

（福祉避難所の開設期間等）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から３０日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書（様式第３号）により、３０日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

３　甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所への移送）

第８条　要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

２　乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を所有するものとする。

平成３１年３月１２日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長　石　川　　清

埼玉県飯能市大字下加治１３７番地２
乙　医療法人　靖和会
理事長　木　川　浩　志

様式第１号、第２号及び第３号はp.69～p.71を参照する。

【資料２－６－７】

災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園（以下「甲」という。）と坂戸市（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

（災害の種類）

第２条　本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。

（１）　地震

（２）　洪水

（３）　その他

（避難施設等）

第３条　本覚書における「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙１に定めるとおりとする。

２　甲は、災害発生時に備え、乙に別紙２の鍵を１組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。

３　乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年４月１０日までに別紙３により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

４　前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙３により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

５　甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年４月１０日までに別紙４により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

６　前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙４により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

（避難所開設等）

第４条　乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

２　避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

（備蓄倉庫の使用）

第５条　乙は甲の承認を得て、災害対応用備蓄品の保管場所として、別紙５のとおり備蓄倉庫の一部を使用することができる。この場合において、乙は甲が指定した場所以外は使用しないものとする。

（備蓄品の使用）
第６条　災害が発生し、必要な備品が不足する場合等には、乙は甲と協議の上、甲の保管する備蓄品を使用することができる。
　ただし、休日・夜間等で甲が不在であり、緊急の必要性がある場合には、乙の判断により甲の保管する備蓄品を使用することができる。
２　前項但し書きの規定により、乙が備蓄品を使用した場合には、乙は備蓄倉庫備え付けの物資受払簿に必要事項を記入するとともに、甲及び埼玉県教育委員会へ報告を行うものとする。

（管理経費）
第７条　備蓄倉庫の維持管理経費については、甲の負担とする。

（備品等の使用）
第８条　避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や児童生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

（防災関連情報の交換）
第９条　甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年１回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

（防災訓練の参加）
第１０条　甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

（覚書の有効期間）
第１１条　本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙からの解除の申し出がない限り、継続するものとする。
２　前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協議）
第１２条　前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

　本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

　令和２年１０月１日

　　坂戸市鎌倉町１４－１
甲　　埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園
　　校長　原田　篤

　　坂戸市千代田１－１－１
乙　　坂戸市
　　坂戸市長　石川　清

【資料2－6－8】

災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立坂戸高等学校（以下「甲」という。）と坂戸市（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

（災害の種類）

第２条　本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。

（１）　地震

（２）　大規模な火災

（３）　その他

（避難施設等）

第３条　本覚書における「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙１に定めるとおりとする。

２　甲は、災害発生時に備え、乙に別紙２の鍵を１組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。

３　乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年４月１０日までに別紙３により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

４　前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙３により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

５　甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年４月１０日までに別紙４により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

６　前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙４により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

（避難所開設等）

第４条　乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

２　避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

（備蓄倉庫の使用）

第５条　乙は甲の承認を得て、災害対応用備蓄品の保管場所として、別紙５のとおり備蓄倉庫の一部を使用することができる。この場合において、乙は甲が指定した場所以外は使用しないものとする。

（備蓄品の使用）

第６条　災害が発生し、必要な備品が不足する場合等には、「別添【防災拠点校災害用備蓄物資管理マニュアル抜粋】の４災害発生時の対応」により、乙は甲と協議の上、甲の保管する備蓄品を使用することができる。

ただし、休日・夜間等で甲が不在であり、緊急の必要性がある場合には、乙の判断により甲の保管する備蓄品を使用することができる。

２　前項但し書きの規定により、乙が備蓄品を使用した場合には、乙は備蓄倉庫備え付けの物資受払簿に必要事項を記入するとともに、甲及び埼玉県教育委員会へ報告を行うものとする。

（管理経費）

第７条　備蓄倉庫の維持管理経費については、甲の負担とする。

（備品等の使用）

第８条　避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や児童生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

（防災関連情報の交換）

第９条　甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年１回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

（防災訓練の参加）

第１０条　甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

（覚書の有効期間）

第１１条　本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙からの解除の申し出がない限り、継続するものとする。

２　前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協議）

第１２条　前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

令和２年１１月２日

坂戸市上吉田５８６
甲　埼玉県立坂戸高等学校
校長　　井上　正明

坂戸市千代田一丁目１番１号
乙　坂戸市
坂戸市長　石川　清

（別紙１）第３条関係、（別紙２）鍵貸与リスト、（別紙５）第５関係（災害対応用備蓄品の保管場所）については記載を省略する。

（別紙３）連絡責任者、鍵保管責任者、鍵取扱者

※本報告書は毎年度４月１０日までに学校及び県教育委員会へ提出する

令和　　年　　月　　日

（あて先）
県立坂戸高等学校長
県教育局総務課長

坂戸市長

連絡責任者、鍵保管責任者、鍵取扱者報告書

「災害時における県立学校の使用に関する協定」に基づき、連絡責任者、鍵保管責任者、鍵取扱者を報告します。

	所属	職名	氏名	連絡先（職場） 連絡先（携帯）
連絡責任者				
鍵保管責任者				
鍵取扱者				

・連絡責任者：本覚書に関する責任者
・鍵保管責任者：貸与された鍵を保管する責任者
・鍵取扱者：貸与された鍵を災害時に取り扱う職員等

（連絡先）　県立坂戸高等学校事務室　住所：坂戸市上吉田５８６
電話：０４９－２８１－３５３５
県教育局総務課総務担当　住所：さいたま市浦和区高砂３－１５－１
電話：０４８－８３０－６６１５

（別紙４）連絡責任者・担当者

※本報告書は毎年度４月１０日までに市町村及び県教育委員会へ提出する

令和　　年　　月　　日

坂戸市長　様

県立坂戸高等学校長

連絡責任者報告書

「災害時における県立学校の使用に関する覚書」に基づき、連絡責任者及び担当者を報告します。

	職名	氏名	連絡先（自宅・携帯電話等）
連絡責任者	**校　長**		
担当者	**教　頭**		**担当者へは連絡責任者から行うため連絡先は記載しない**
担当者	**事務長**		**担当者へは連絡責任者から行うため連絡先は記載しない**

別添

防災拠点校災害用備蓄物資管理マニュアル抜粋

4　災害発生時の対応

県あるいは地元市町村に災害対策本部が設置される程度の災害が発生した場合には、下記により物資を払い出しをするものとする。

なお、不測の事態が発生した場合は、学校管理者の判断により臨機応変に対応することとする。

(1)指図書に基づく払い出し(学校管理者対応)

- 県災害対策本部が発行した様式2「埼玉県災害対策物品荷渡指図書」を持参した者に対して、同指図書と引き替えに記載物品を引き渡し、「物資受け払い簿」に払い出し状況を記入する。
- 「埼玉県災害対策物品荷渡指図書」は、県知事印の押印を原則とするが、緊急の場合は、公印を省略した指図書やFAX送付による指図書による場合も考えられるため、その場合持参者に身分、氏名を自署させた上で、正式な指図書として処理するものとする。
- 指図書は物資受け払い簿と一緒につづる。
- 県災害対策本部等から指示がない限り、報告は不要(必要があれば、県災害対策本部から連絡するか、災害応急対応終了後に一斉照会する。)。

(2)学校管理者の判断に基づく払い出し(学校管理者対応)

- 以下のような状況により指図書による対応が困難な場合は、学校管理者の判断により、適宜物資を払い出しするものとする。

① 当該校を避難所として開設した場合で、避難者に直接物資を供給する必要があると判断されるとき。

② 地元市町村の災害対策要員から求めがあった場合。

③ その他緊急を要する場合。

- 学校管理者の判断により払い出しを行った場合は、「物資受け払い簿」に払い出し状況を記入するとともに、様式3「非常払い出し報告書」を作成し、ファクシミリ等により危機管理課に報告する。
- 非常払い出し報告書は物資受け払い簿と一緒につづる。

(3)学校管理者不在の場合の払い出し(市町村対応)

休日、夜間等学校管理者が不在で、地元市町村において緊急の必要があり、やむを得ない場合は、市町村長の判断により物資を持ち出すことがある。この場合、物資受け払い簿への記入、県へ報告等は、学校管理者に代わり市町村が行うこととする。

様式1

物 資 受 け 払 い 簿

県立　　高等学校

品　名	

年 月 日	事　由	受け入れ元 又は払い出し先	受け	払い	残	扱い者

様式2

令和　年　月　日

埼玉県災害対策物品荷渡指図書

県立坂戸高等学校長　様

埼玉県知事　　印

次の物品を本書持参者に引き渡してください。

・食　　料　①(　　)　　食

②(　　)　　食

③(　　)　　食

・生活必需品　①毛布　　枚

②肌着　　組

③タオル　　本

④ローソク　　本

市・町・村　　地区　供給用

様式3

令和　　年　　月　　日
時　　分

非常払い出し報告書

埼玉県知事　　様

県立坂戸高等学校長

下記により、災害用備蓄物資を払い出しましたので報告します。

記

1　理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　払出物品

・食　　料　①(＿＿＿＿＿＿＿＿)　　食

②(＿＿＿＿＿＿＿＿)　　食

③(＿＿＿＿＿＿＿＿)　　食

・生活必需品　①毛布　　枚

②肌着　　組

③タオル　　本

④ローソク　　本

3　払出先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【資料２－６－９】

災害時における葬祭協力等に関する協定

埼玉県坂戸市（以下「甲」という。）と埼玉葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力（以下「葬祭協力等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害等が発生した場合において、甲が乙及び丙に対して葬祭協力等を要請できること並びにその場合の手続き等について定めることを目的とする。

（協力業務）

第２条　本協定において、甲が乙及び丙に協力を要請できる業務は、次に掲げる事項とする。

（１）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供

（２）遺体の収容・保全・処置・安置・搬送

（３）その他、甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

（協力要請）

第３条　甲は、災害等が発生し、葬祭協力等を必要とするときは、乙及び丙に対し葬祭協力等を要請できるものとする。ただし、災害等が甚大ではない場合は乙が、災害等が甚大な場合又乙が災害等により葬祭協力等を行えない場合は丙が協力するものとする。

（要請方法）

第４条　前条の規定による要請は原則として文書によるものとし、要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、次に掲げる事項を口頭、電話、その他の方法により連絡し、甲は事後に要請書を乙及び丙に提出することができる。

（１）要請を行った者の職・氏名

（２）要請の理由

（３）要請する葬祭協力等の内容

（４）履行期間及び履行場所

（５）その他の要請を行うための事項

（要請に対する措置）

第５条　乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、応諾の有無を速やかに甲に回答するものとする。

（協力の実施）

第６条　乙及び丙は、第３条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（燃料確保への協力）

第７条　甲は、第３条の要請をしたときは、乙及び丙の葬祭協力等に必要な範囲内において、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

（要請による従事場所）

第８条　第３条の甲の要請により、葬祭協力等に従事する乙及び乙の派遣する乙の組合員又は丙及び丙の派遣する丙の所属員は、甲が指定した場所において従事するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙及び丙は、協力業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（報告）

第 10 条　乙及び丙は、第４条の要請により協力したときは、事後に、次に掲げる事項を記した報告書（様式第２号）を甲に提出するものとする。ただし、葬祭協力等が数箇月にまたがる場合は、終了した月毎に集計して報告するものとする。

（１）葬祭用品の品目及び数量

（２）遺体収容施設の場所及び名称、遺体の収容期間及び収容体数並びに遺体の保全及び処置の体数

（３）履行期間及び履行場所

（４）乙の組合長の氏名及び従事者名簿又は丙の所属長の氏名及び従事者名簿

（５）霊柩車の台数及び搬送報告書

（６）その他の必須事項

（経費の負担）

第 11 条　葬祭協力等に要した費用は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第 12 条　乙の組合員及び丙の所属員は、葬祭協力等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

（経費の支払い）

第 13 条　甲は前条の規定に基づき乙及び丙から経費の請求があった場合は、その内容を検査のうえ、乙及び丙に支払うものとする。

（価格の決定）

第 14 条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害の発生直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の基準額及び市場の適正な価額を基準とし、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（支援体制の整備）

第 15 条　乙及び丙は、災害時における円滑な葬祭協力等が図られるよう広域応援体制及び伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 16 条　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては坂戸市　防災安全課、乙にあっては埼玉葬祭業協同組合理事長、丙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会長とする。

（災害時の情報共有）

第 17 条　乙及び丙は、葬祭協力等の活動中に災害情報を確認したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（協力内容の連衡連絡）

第 18 条　甲は、葬祭協力等の活動が図れるよう、葬祭用品の供給場所、遺体安置所、霊柩車待機場所等に関し、重要な変更が生じた場合、乙及び丙に連絡するものとする。

（協定実施の円滑化）

第 19 条　この協定の実施に基づく協力が、円滑に行われるよう定期的に関係者で協議を実施するものとする

（有効期間）

第 20 条　この協定の有効期間は、締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了の日から２か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第 21 条　この協定に関し、定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和２年５月１８日

甲　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
埼玉県坂戸市
坂戸市長　石　川　　清

乙　埼玉県さいたま市浦和区高砂 1 丁目 2 番 1 号-210

埼玉葬祭業協同組合
理　事　長　　村 上　　基 一

丙　東京都港区港南２丁目 4 番 12 号港南 YK ビル 4 階

全日本葬祭業協同組合連合会
会　　長　　石 井　　時 明

様式第１号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

埼玉葬祭業協同組合理事長　　様
（全日本葬祭業協同組合連合会長）

坂戸市長　石川　　清

要　　請　　書

このことについて、災害時における葬祭協力等に関する協定第３条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

担当者	所　　属	
	職　・　氏名	
	連　絡　先	電　話 ＦＡＸ
口頭による要請日時	年　　月　　日　　時　　分ころ （市町村からの受理日時　　年　　月　　日　　時　　分ころ）	
要請理由		
要請内容 （用品名、ｻｲｽﾞ、数量等）		
履行場所		
履行期日又は期間		
備　　考		

様式第２号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

坂戸市長　あて

埼玉葬祭業協同組合理事長
（全日本葬祭業協同組合連合会長）

報　　告　　書

年　　月　　日付け第　　号で要請のあった業務に関する実績について、災害時における葬祭協力等に関する協定第１０条の規定に基づき、次のとおり報告します。

実施業務内容		
従事者氏名		
履行の場所		
履行期日 又は期間	期日：　　年　　月　　日 期日：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日	
報告担当者	所属・氏名	
	連絡先	電　話 ＦＡＸ
備　　考		

（７） 広報・報道

【資料2－7－1】

災害時における情報等の広報に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と株式会社ＪＣＮ関東（以下「乙」という。）は、災害時における情報等の広報に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、市民生活の安定を図るため、甲の市域内で乙が運営するケーブルテレビ（以下「ケーブルテレビ」という。）を利用した災害情報等の広報業務に関する事項について定めることとする。

（協力の要請等）

第２条　甲は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、災害情報を住民に伝達する必要があると判断したときは、乙に対し当該災害情報の放送を実施するよう要請することができる。

２　甲は、前項の要請をするときは、乙に対して災害情報等の広報業務要請書（第１号様式）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を乙に提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、番組編成基準に基づき通常放送に優先して当該災害情報の放送を実施するよう努めるものとする。

（広報業務の内容）

第４条　広報業務の内容は、次の各号に定めるものとする。

(１)　甲は乙に対して災害情報等を提供し、乙は提供情報をもとにケーブルテレビで放送すること。

(２)　前号に付随する業務に関すること。

（報告）

第５条　乙は、第２条第１項の規定による要請に基づき災害情報等の広報業務を実施した場合は、速やかに甲に災害情報等の広報業務報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（連絡調整）

第６条　この協定に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者とが行うものとする。

（協力）

第７条　甲及び乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供し合うものとする。

（費用負担）

第８条　この協定に基づく災害情報等の広報に関する放送料等の費用については、無料とするものとする。

（協定期間および更新）

第９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から１年間とする。

２　この有効期間が満了する１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申し出がない場合は、さらに１年間同一の内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名捺印の上、それぞれ１通を所持するものとする。

平成２５年８月２２日

【資料2－7－2】

災害に係る情報発信等に関する協定書

坂戸市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、坂戸市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、坂戸市が坂戸市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、坂戸市の行政機能の低下を軽減させるため、坂戸市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第２条　本協定における取組みの内容は、次に掲げる事項の中から、坂戸市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（１）　ヤフーが、坂戸市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、坂戸市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）　坂戸市が、坂戸市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）　坂戸市が、坂戸市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（４）　坂戸市が、災害発生時の坂戸市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これ　らの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（５）　坂戸市が、坂戸市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（６）　ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて坂戸市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

（７）　坂戸市が、坂戸市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　坂戸市及びヤフーは、前項各号に掲げる事項が円滑に実施されるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に掲げる事項以外の事項についても、坂戸市及びヤフーは、両社で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するもとする。

（費用）

第３条　前条の規定に基づく坂戸市及びヤフーの対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応に掛かる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　ヤフーは、坂戸市から提供を受ける情報について、坂戸市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定の締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、坂戸市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とし、期間満了１か月前までに、坂戸市及びヤフーのいずれからも期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定は更に１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、坂戸市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定の締結の証として本書２通を作成し、坂戸市とヤフー両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年９月４日

【資料2－7－3】

安全･安心のまちづくり貢献型電柱広告に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と、東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社（以下「乙」という。）は、坂戸市内における安全・安心のまちづくり貢献型電柱広告（以下「広告」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、坂戸市内に広告を掲出することにより、市民などに対し、地域に必要な公共的な情報を発信することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　安全･安心のまちづくり貢献型電柱広告　乙が実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて地域の公共的な情報が記載されたものをいう。

(２)　公共的な情報　防災関係・防犯関係・公共施設案内・観光名所などをいう。

(３)　広告主　本協定の趣旨に賛同し、広告の製作費及び広告料を支払う民間企業などをいう。

（情報提供）

第３条　甲は、乙に対し、広告の掲出のために必要な情報を提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

（乙の業務）

第４条　乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

(１)　この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第６条の規定に基づき広告の掲出及び維持管理を行うこと。

(２)　広告の掲出場所・内容等について変更があったとき、及び甲が求めるときに報告を行うこと。

(３)　内容・施設等の変更により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議の上必要な処置を講ずること。

（細目）

第５条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（広告の掲出）

第６条　広告に表示する内容については、広告主の希望を確認後、甲乙協議の上決定する。

２　広告の掲出については、坂戸市公共施設等有料広告取扱要綱（平成 16 年坂戸市告示第 107 号）第２条に規定する広告掲載の基準及び乙の定める社内規定に基づき、甲乙協議の上、法令等を遵守するとともに公序良俗に反しないものとする。

（経費）

第７条　広告の掲出に当たり必要な経費は、広告主及び乙が負担し、甲は、その一切を負担しないものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自１通を所有するものとする。

平成２７年２月２３日

甲　　坂戸市千代田一丁目１番１号

坂戸市

坂戸市長　石　川　　清

乙　　さいたま市北区日進町二丁目５２０番地

東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社

総支社長　小　池　　猛

【資料2－7－4】

防災行政無線の再送信連携に関する覚書

坂戸市（以下「甲」という）と、株式会社ジェイコム埼玉・東日本（以下「乙」という）は、甲が防災行政無線により市民向けに実施している行政告知放送を乙の設備を利用し再送信を行うことについて、下記のとおり覚書を締結する。

（再送信の同意）

第１条

（１）甲及び乙は、防災行政無線により市民向けに実施している行政告知放送　　を乙の設備（第６条に定義する）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。

（２）乙は、甲が提供する行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。

（有効期間）

第２条　本覚書の有効期間は、令和２年１０月１日から令和３年９月３０日ま　　でとする。ただし、甲・乙双方から期間満了１ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（提供エリア）

第３条　本覚書で合意した再送信の提供エリアは、別紙１に規定する乙が運営　　するサービス提供エリアとする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

（費用）

第４条

（１）本覚書による再送信の情報提供の対価は無償とする。

（２）乙は、再送信を行うにあたり、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償での再送信とするものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

（３）甲及び乙は、再送信を実施するに当り必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

（免責事項）

第５条

（１）乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする

（２）甲が実施する再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

（設備の維持管理）

第６条

（１）甲の設備及び乙の設備は、別紙２に規定する。

（２）本覚書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。

（３）乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

（守秘義務）

第７条　甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の　　事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

（解除）

第８条　甲又は乙が、第２条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合に　　は、２ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

（権利義務）

第９条　甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位、及び権利義　　務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

（協議事項）

第１０条　本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義を生じた事項については、その都度、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保管するものとする。

令和２年８月２８日

甲：埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長　　石　川　　清

乙：埼玉県さいたま市浦和区常盤１０丁目４番１号
株式会社ジェイコム埼玉・東日本
代表取締役社長　　菊池　孝太郎

別紙１　サービス提供エリア

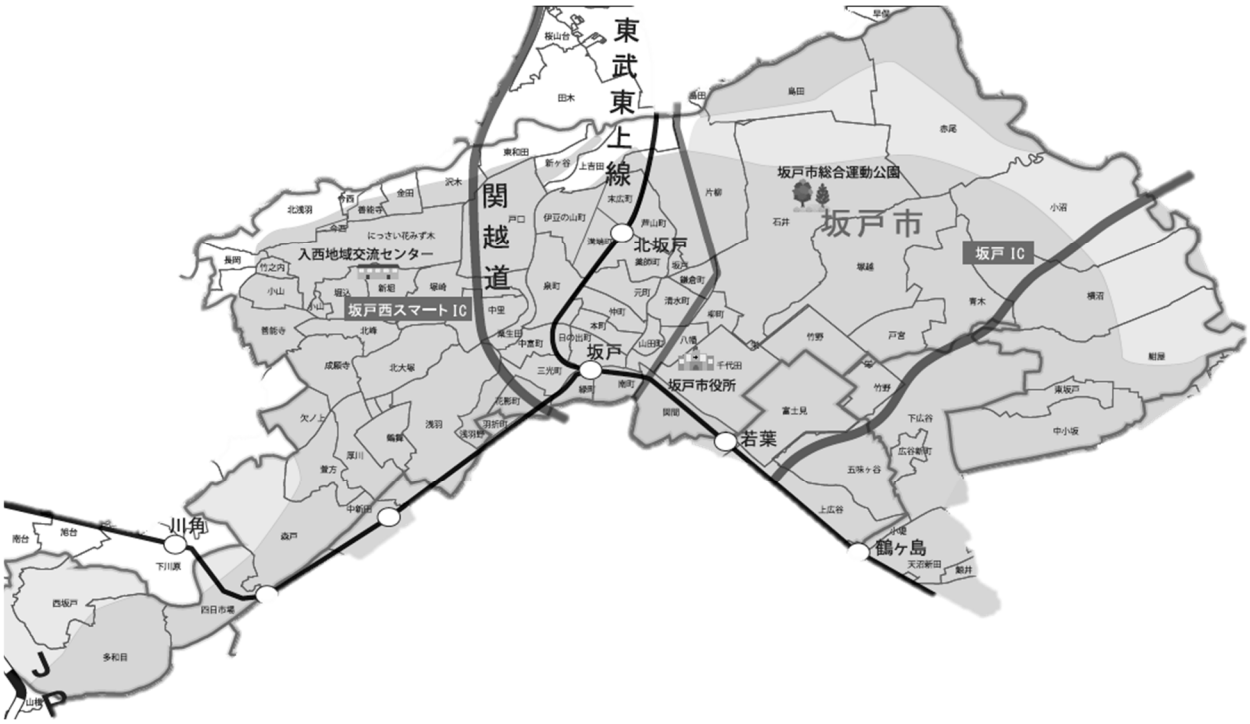

別紙２　甲の設備及び乙の設備

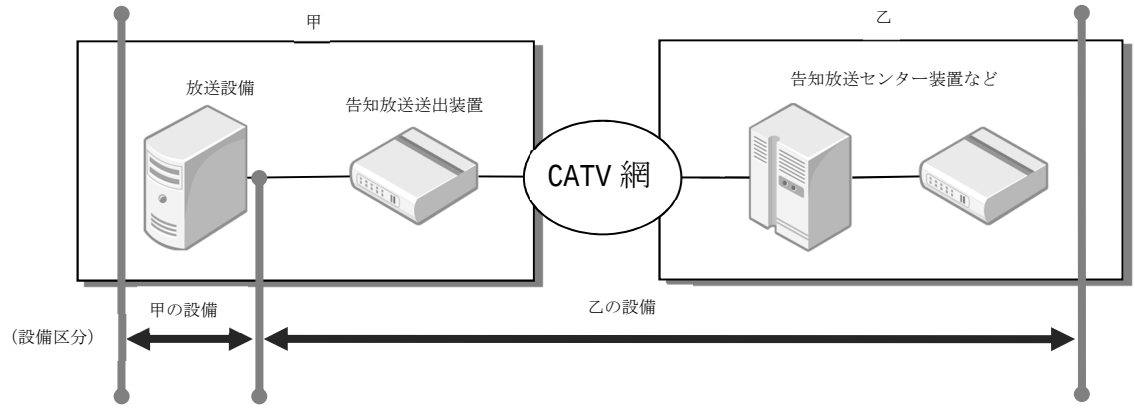

（８） 物資供給

【資料2－8－1】

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）といるま野農業協同組合（以下「乙」という。）は坂戸市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行なったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第２条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について要請できるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の範囲において優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第４条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として被害の状況に応じ甲乙協議しその都度決定するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第５条　甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第６条　応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指示する者が行なうものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引き取り）

第７条　応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第８条　第３条及び第６条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第９条　乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援等の広域的な支援が受けられる体制の整備に努力するものとする。

（法令の遵守）

第１０条　この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（定めのない事項）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を所持するものとする。

平成１２年２月２５日

【資料２－８－２】

災害時における生活物資の優先的な供給協力に関する協定

坂戸市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、坂戸市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に際し、供給困難となる生活物資の優先的な供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めることとする。

（協定事項の発動等）

第２条　この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第３条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で調達可能な物資とする。

(１)　日用品等の生活必需品

(２)　災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの。

（要請手続）

第５条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力の実施）

第６条　乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第７条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう努めることとする。

（費用負担）

第８条　乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

（情報交換）

第１０条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協議締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。

２　この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に５年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有する。

平成２４年３月２９日

災害時における生活物資の優先的な供給協力に関する協定

坂戸市（以下「甲」という。）と、株式会社マミーマート（以下「乙」という。）は、坂戸市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に際し、供給困難となる生活物資の優先的な供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めることとする。

（協定事項の発動等）

第２条　この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第３条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で調達可能な物資とする。

(１)　日用品等の生活必需品

(２)　災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの。

（要請手続）

第５条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力の実施）

第６条　乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第７条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう努めることとする。

（費用負担）

第８条　乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

（情報交換）

第１０条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協議締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。

２　この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に５年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有する。

平成２４年３月２９日

【資料２－８－３】

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

坂戸市（以下「甲」という。）と生活協同組合さいたまコープ（以下「乙」という。）は、坂戸市において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条１項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に際し、供給困難となる生活物資の優先的な供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、食糧、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めることとする。

（協定事項の発動等）

第２条　この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し要請を行ったときをもって発動する。

（協力内容）

第３条　甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

（１）　応急生活物資の調達及び供給

（２）　物資搬送車両の確保

（３）　被災状況等の情報の提供

２　乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第４条　甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式第１号）を提出するものとする。

（１）　応急生活物資の種類及び数量

（２）　応急生活物資の運搬先

（３）　その他必要な事項

（報告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（１）　供給した応急生活物資の種類及び数量

（２）　運搬に要した車両の数量及び従事者の人数

（３）　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙が第３条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）　供給した応急生活物資に要する経費

（２）　運搬車両及び従事者に要する経費

（３）　その他甲が負担すべき経費

（経費の請求）

第７条　乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（ボランティア活動への支援）

第８条　乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第９条　乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第１０条　協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

（法令の遵守）

第１１条　この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（協定の期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とする。

２　この有効期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申し出がない場合は、更に５年間同一の内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年１０月３０日

【資料２－８－４】

災害時における救援物資提供に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング（株）（以下「乙」という。）は、坂戸市における地震等による災害（以下「災害」という。）の発生に際し、救援物資提供に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第２条　乙は、甲から救援物資の提供の要請を受けたときは、飲料水の優先的な安定供給に関し、協力するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、この協定による要請を行なうときは、救援物資提供要請書（別記様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（飲料水の引取り）

第４条　飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定により乙が供給した飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。

２　この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に５年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

附則

１　この協定は、平成２５年２月１日から適用する。

２　災害時における救援物資提供に関する協定書（平成１６年６月１日締結）は廃止する。

平成２５年２月１日

【資料２－８－５】

大規模災害時における救援物資提供に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社大宮支店（以下「乙」という。）は、坂戸市における地震等による大規模災害（以下「災害」という。）の発生に際し、救援物資提供に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第２条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

(１)　緊急時開放提供型自動販売機の機内在庫品の無償提供

(２)　甲乙協議の上での可能な限りの商品の無償供給

（要請手続）

第３条　甲は、第１条の規定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（商品の引取り）

第４条　商品の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上引き取るものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。

２　この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に５年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有する。

平成１７年９月１５日

【資料２－８－６】

災害時における救援物資提供に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と、株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、坂戸市内における災害の発生に際し、供給困難となる清涼飲料水の供給について、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第２条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（１）　地域貢献型自動販売機の機内在庫の清涼飲料水を甲に無償提供すること。

（２）　速やかに供給体制を整え、甲の要請の下、清涼飲料水を可能な範囲において供給すること。

（要請手続）

第３条　甲は、第１条の規定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（清涼飲料水の引取り）

第４条　清涼飲料水の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第５条　第２条第２号の規定により乙が供給した清涼飲料水の代金は、甲が負担するものとし、価格は、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定の締結日から５年間とする。

２　この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に５年間同一の内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲、乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持するものとする。

平成２５年８月２２日

【資料２－８－7】

災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）とコーエィ株式会社（以下「乙」という。）は、坂戸市における地震等による災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市民生活の早期安定を図るため、レンタル機材の優先供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請手続）

第２条　災害時において、甲が別表に定めるレンタル機材（以下「機材」という。」を必要とするときは、甲は、乙に対し機材の優先供給について協力を要請することができる。

２　前項の要請を行うときは、協力要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、機材の優先供給に積極的に努めるものとする。

（費用負担）

第４条　前３条の規定により、乙が供給した機材のレンタル料及び運搬の費用については、甲が負担するものとし、価格は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（機材の引渡し）

第５条　機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引渡しを受けるものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。

２　この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に５年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１８年３月１５日

甲　　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長　　伊利　仁

乙　　群馬県前橋市上小出町１－９－１２
コーエィ株式会社
代表取締役　　高屋　浩志

【資料２－８－8】

災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県エルピーガス協会坂戸支部（以下「乙」という。）とは、坂戸市内に地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災した市民等に対して行うＬＰガスの優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（ＬＰガスの優先供給等に関する協力要請）

第１条　災害時において甲がＬＰガスを必要とするときは、乙に対し避難所等へ優先供給等について協力を要請することができる。

２　前項の要請は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書でその内容を通知するものとする。

(１)　協力要請内容及び必要量

(２)　協力を希望する期間

(３)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（ＬＰガスの優先供給等に関する協力実施）

第２条　乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、ＬＰガスの優先供給等及び運搬について積極的に協力するものとする。

（費用）

第３条　乙が供給したＬＰガスの費用については、甲が負担するものとし、価格は災害発生時直前の市場価格とする。

（引渡し）

第４条　ＬＰガスの引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、受領するものとする。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第６条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災を担当する課の課長とし、乙においては社団法人埼玉県エルピーガス協会坂戸支部長とする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。

２　この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に５年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有する。

平成１８年３月１７日

甲　坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長　伊利　仁

乙　越生町大字越生８００番地
社団法人埼玉県エルピーガス協会坂戸支部
支部長　長島　祥二郎

【資料２－８－９】

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

埼玉県坂戸市（以下「甲」という。）と株式会社セブン‐イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙の直営店又は乙のフランチャイズ加盟店（以下「加盟店」といい、乙の直営店と併せ総称し、「セブン‐イレブン店」という。）の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に、速やかに物資の供給を実施し、坂戸市民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（１）坂戸市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（２）坂戸市外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請された時、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、セブン‐イレブン店への商品供給を優先する必要性により物資の供給ができないことがあることを予め甲は理解して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

（１）食料品、飲料品及び日用品

（２）その他、甲が指定する生活物資

（調達物資の数量）

第４条　甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第５条　甲は、第２条に規定する要請について、「物資要請書（様式第１号）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第６条　乙は、第２条に規定する要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置状況報告書（様式第２号）」により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第７条　物資の引渡し場所（以下「引渡し場所」という。）は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

２　甲は、引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第８条　甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

２　物資の代金は、当該災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　前条の規定により乙が運搬を行った場合、当該運搬費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第９条　甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を、必要に応じてセブン‐イレブン店の来店者等に対し、提供するものとする.

（営業の継続又は早期再開）

第１０条　甲は、乙に対して、セブン‐イレブン店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。ただし、甲は、加盟店が、乙とは別途独立した経営主体である加盟店のオーナーによる店舗であることを十分に理解し、加盟店に対して、営業の継続又は早期営業再開を強制できるものではないこととする。

（連絡責任者の報告）

第１１条　甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を、本協定締結後速やかに「連絡責任者届（様式第３号)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の期間）

第１２条　本協定の期間は、本協定の締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この期間満了１か月前までに甲又は乙から書面による異議の申出がなければ更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（変更及び解除）

第１３条　甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（その他）

第１４条　本協定書に定めのない事項及び本協定書に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

平成３０年３月２８日

甲　所　　在　　地　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
　　名　　　称　埼玉県坂戸市
　　坂戸市長　石　川　　清

乙　所　　在　　地　東京都千代田区二番町８番地８
　　商号又は名称　株式会社セブン‐イレブン・ジャパン
　　代 表 者 氏 名　代表取締役　古　屋　一　樹

【資料２－８－10】

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書

埼玉県坂戸市（以下「甲」という。）とウエルシア薬局株式会社（以下「乙」という。）は、平成３０年５月９日締結の坂戸市とウエルシア薬局株式会社との包括連携に関する協定書第２条第１項第１号の規定に基づき、災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲及び乙が相互に連携及び協力し、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに坂戸市内の店舗の営業継続又は早期営業再開について、速やかに実施し、坂戸市民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（１）坂戸市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（２）坂戸市外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請された時、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の店舗への商品供給を優先する必要性により物資の供給ができないことがあることを予め甲は理解して、乙が物資の供給の可否を決定するものとする。

（１）食料品、飲料品、日用品及び薬

（２）その他、甲が指定する生活物資

（調達物資の数量）

第４条　甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第５条　甲は、第２条に規定する要請について、「物資要請書（様式第１号）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第６条　乙は、第２条に規定する要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置状況報告書（様式第２号）」により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第７条　物資の引渡し場所（以下「引渡し場所」という。）は、状況に応じ、甲乙協議の上定め、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

２　甲は、引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）
第８条　甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
２　物資の代金は、当該災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　前条の規定により乙が運搬を行った場合、当該運搬費用は甲の負担とする。
（営業の継続又は早期再開）
第９条　甲は、乙に対して、坂戸市内にある店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。ただし、乙は営業の継続又は早期営業再開を強制できるものではないこととする。
（連絡責任者の報告）
第１０条　甲及び乙は、本覚書締結後、速やかに「連絡責任者届（様式第３号)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。
（覚書の期間）
第１１条　本覚書の期間は、本覚書締結日から平成３３年３月３１日までとする。ただし、この期間満了３か月前までに甲又は乙から書面による異議の申出がなければ更に３年間延長するものとし、その後においても同様とする。
（変更及び解除）
第１２条　甲又は乙が本覚書の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本覚書の変更又は解除を行うものとする。
（その他）
第１３条　本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

平成３０年５月９日

甲　所　　在　　地　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
　　名　　　称　埼玉県坂戸市
　　坂戸市長　石　川　　清

乙　所　　在　　地　東京都千代田区外神田２丁目２番１５号
　　商号又は名称　ウエルシア薬局株式会社
　　代 表 者 氏 名　代表取締役会長　池野　隆光

【資料２－８－１１】

災害時における物資提供等の協力に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）とムサシ王子コンテナー株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時の物資提供等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し物資提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

２　前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の品目）

第３条　この協定により、甲が乙に対し提供を要請する物資は、次に掲げるものの内、乙が保有又は調達できるものとする。

（１）段ボールベッド及びらくだん　※連続段ボールシートもしくは同等品

（２）その他乙が取扱う製品

（提供の実施等）

第４条　乙は、第２条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

２　乙は、自身の被災等で第２条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第５条　物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）
第７条　物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。
２　費用は、協力要請時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　費用の支払い方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（協定の解除）
第８条　甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、３ヶ月前に文書で相手方に通知しなければならない。
２　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。
３　乙は、この協定に基づく目的を達成することができない状況となったときは、甲に協定解除の申出をし、甲の承諾を得ることとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日を初年度の最終日とし、以降は４月１日より翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに１年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

（協議事項）
第１０条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年６月１８日

（甲）埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市長　　石川　清

（乙）埼玉県入間市狭山ヶ原 11 番地 7
ムサシ王子コンテナー株式会社
代表取締役社長　横溝　誠司

（９） 輸送

【資料２－９－１】

災害時における人員輸送等の協力体制に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県バス協会西部地区部会（以下「乙」という。）とは、災害時における人員輸送等の協力体制（以下「協力体制」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　坂戸市地域防災計画及び坂戸市国民保護計画における災害応急対策活動のために必要な旅客運送自動車（以下「協力車両」という。）による協力体制に関し必要な事項をこの協定で定め、当該協力体制が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

（１）　協力車両による人員の輸送

（２）　協力車両による一時的避難所の設置

（３）　その他協議による必要事項の実施

（要請）

第３条　甲は、協力体制を乙に要請する場合は、別紙１「協力体制要請書」により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第４条　乙は、甲からの協力体制の要請があった場合、特別の理由がない限り、他に優先して乙に所属する事業者を指定（以下「指定事業者」という。）し、甲に対し協力車両を提供するものとする。

（報告）

第５条　乙は、前条の規定により協力体制を実施した場合は、甲に対し別紙２「協力体制実施報告書」により報告するものとする。

（費用）

第６条　協力体制に要した費用は、甲が負担する。

２　前項の費用の算出方法については、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第９条の規定により、乙が国土交通大臣に届出た運賃・料金を基準として、甲乙協議して定める。

（事故等）

第７条　乙の供給した協力車両が、故障その他の理由により協力体制の実施を中断したときは、乙は速やかに当該協力車両を交換してその供給を継続しなければならない。

２　乙は、その協力車両による協力体制の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償及び紛争解決）

第８条　乙は、協力体制実施中に甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

（災害補償）

第９条　協力体制実施中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、乙

が補償する。ただし、埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 18 年７月 14 日指令市第 745 号）が適用される場合は、甲が補償する。

（防災訓練）

第１０条　乙は、甲からの要請があった場合には、甲の実施する防災訓練に参加するように努めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間の満了する日の６０日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに協定を１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２１年７月２７日

坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長　　伊利　仁

坂戸市大字小沼２９２番地１
乙　社団法人埼玉県バス協会西部地区部会
会長　　若野　廣

別紙１

発第　　号
年　　月　　日

協　力　体　制　要　請　書

社団法人埼玉県バス協会西部地区部会
会長　　様

坂戸市長　　印

「災害時における人員輸送等の協力体制に関する協定」に基づき、下記の　とおり要請します。

記

１　協力体制を要請する理由

２　協力体制の要請内容

協力体制 要請番号	協力体制 年 月 日	協　力　内　容	開始予定 時　刻	終了予定 時　刻	備　　考

※協力内容の欄には輸送及び収容等予定人員を記入すること。

３　その他

担当
所　属：
職　名：
氏　名：
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：

別紙２

年　　月　　日

協 力 体 制 実 施 報 告 書

坂戸市長　　あて

社団法人埼玉県バス協会西部地区部会
会　長

「災害時における人員輸送等の協力体制に関する協定」に基づき、協力体制を下記のとおり実施したので報告します。

記

１　協力体制の実施内容

協力体制 要請番号	協力体制 年 月 日	実 施 内 容	開始時刻	終了時刻	備　　考

２　費用の概算（請求書を添付）

担当
所　属：
職　名：
氏　名：
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：

【資料２－９－２】

災害時における物資の輸送に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会川越支部（以下「乙」という。）は、坂戸市と坂戸市が締結した災害応援協定先の自治体において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に際し、物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　甲の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（協定事項の発動等）

第２条　この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請の手続）

第３条　甲は、この協定による要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第１号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

(１)　要請理由

(２)　輸送する物資名、数量及び輸送先

(３)　車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の２名体制とする）の人数

(４)　輸送年月日（期間）

(５)　その他必要とする事項

（実施）

第４条　乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第５条　乙は、前条の規定により緊急輸送の実施を終えたときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第２号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が第２条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の運搬費用については、原則として乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 10 条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（８時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

３　甲は、次の場合の費用について、その実費を負担するものとし、それ以外のものについては甲乙協議して定めるものとする。

ア　燃料の高騰が著しいときのサーチャージ料

イ　宿泊の費用

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙は、第 2 条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第８条　乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

２　災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

３　乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

（災害応援活動への適用）

第８条　この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

（期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、１か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各１通を保有する。

平成２４年６月２７日

(10)　衛生・廃棄物処理

【資料2－10－1】

災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定書

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）

第２条　市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

（１）　災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋

（２）　災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供

（３）　災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣

（４）　災害廃棄物等の処理の実施

（５）　その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

２　県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

３　埼玉県清掃行政研究協議会は、第１項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）

第３条　災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

（１）　災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。

（２）　支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。

（３）　県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

(費用負担)

第４条　第２条第１項に規定する相互支援に要した経費は、支援の要請を行った市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間で協議の上決定するものとする。なお、同項(３)に規定する職員の派遣に係る経費の取扱いについては、次のとおりとする。

（１）　派遣者の事故等に関する補償対応は、派遣する市町村等が行う。ただし、派遣する市町村等が行うことに疑義が生じた場合には、当事者間での協議の上決定するものとする。

（２）　派遣者の旅費及び諸手当並びに移動手段（公用車、レンタカー等）、宿泊及び食事の手配に係る経費等は、派遣する市町村等が措置するものとする。

（期間）

第５条　本協定の有効期間は、平成 20 年７月 15 日から平成 21 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

（疑義が生じた場合）

第６条　相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証として、本書２通を作成し、記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和２年５月 29 日

所在地　　埼玉県川口市青木２丁目１番１号
名　称　　埼玉県清掃行政研究協議会
代表者　　会長　奥ノ木　信夫

所在地　　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
名　称　　坂戸市
代表者　　坂戸市長　石川　清

【資料2－10－2】

災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と　株式会社坂戸公衛社　（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における浄化槽の緊急点検、補修工事、応急復旧、し尿流出地域の消毒、避難所等への仮設トイレの運搬設置及び撤去、し尿収集運搬等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に速やかに第２条に掲げる支援を実施し、市民の生活環境の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙は、甲から要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（１）浄化槽の緊急点検及び被害実態調査

（２）浄化槽の部品交換及び補修工事・応急復旧等

（３）し尿流出地域の消毒作業

（４）浄化槽汚泥の収集運搬

（５）避難所への仮設トイレの運搬設置及び洗浄、消毒、撤去、水洗及び手洗いに用いる水の準備

（６）仮設トイレのし尿の収集運搬

（７）その他必要な事項

（要請方法）

第３条　甲が第２条に規定する要請をするときは、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

（１）要請の内容

（２）実施場所

（３）その他必要事項

（費用負担）

第４条　甲は、支援の提供を受けた後、乙の請求に基づき、その代金を乙に支払うものとする。

２　前項の代金は、当該災害発生時の直前における正規の価格とする。

３　乙が物資の運搬をした場合は、当該費用は甲の負担とする。

（連絡責任者の報告）

第５条　甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年５月１８日

甲　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長　石川　　清

乙　埼玉県坂戸市中富町１番１２号
株式会社坂戸公衛社
代表取締役　大澤　光枝

年　　月　　日

災害時支援協力要請書

様

坂戸市長　石 川　　清

災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定書第３条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

内　　容	
場　　所	
期　　間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備　　考	

要 請 者	所　属 職　名　　氏　名 電　話 ＦＡＸ
要請日時	年　　月　　日（　）　　時　　分

災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と　笹沼商事株式会社　（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における浄化槽の緊急点検、補修工事、応急復旧、し尿流出地域の消毒、避難所等への仮設トイレの運搬設置及び撤去、し尿収集運搬等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に速やかに第２条に掲げる支援を実施し、市民の生活環境の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙は、甲から要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（１）浄化槽の緊急点検及び被害実態調査

（２）浄化槽の部品交換及び補修工事・応急復旧等

（３）し尿流出地域の消毒作業

（４）浄化槽汚泥の収集運搬

（５）避難所への仮設トイレの運搬設置及び洗浄、消毒、撤去、水洗及び手洗いに用いる水の準備

（６）仮設トイレのし尿の収集運搬

（７）その他必要な事項

（要請方法）

第３条　甲が第２条に規定する要請をするときは、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

（１）要請の内容

（２）実施場所

（３）その他必要事項

（費用負担）

第４条　甲は、支援の提供を受けた後、乙の請求に基づき、その代金を乙に支払うものとする。

２　前項の代金は、当該災害発生時の直前における正規の価格とする。

３　乙が物資の運搬をした場合は、当該費用は甲の負担とする。

（連絡責任者の報告）

第５条　甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年５月１８日

甲　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長　石川　　清

乙　埼玉県坂戸市花影町７番７号
笹沼商事株式会社
代表取締役　笹沼　茂子

第３条の要請に用いる様式はp.140を参照する。

災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と　有限会社正和清掃社　（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における浄化槽の緊急点検、補修工事、応急復旧、し尿流出地域の消毒、避難所等への仮設トイレの運搬設置及び撤去、し尿収集運搬等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に速やかに第２条に掲げる支援を実施し、市民の生活環境の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙は、甲から要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（１）浄化槽の緊急点検及び被害実態調査

（２）浄化槽の部品交換及び補修工事・応急復旧等

（３）し尿流出地域の消毒作業

（４）浄化槽汚泥の収集運搬

（５）避難所への仮設トイレの運搬設置及び洗浄、消毒、撤去、水洗及び手洗いに用いる水の準備

（６）仮設トイレのし尿の収集運搬

（７）その他必要な事項

（要請方法）

第３条　甲が第２条に規定する要請をするときは、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

（１）要請の内容

（２）実施場所

（３）その他必要事項

（費用負担）

第４条　甲は、支援の提供を受けた後、乙の請求に基づき、その代金を乙に支払うものとする。

２　前項の代金は、当該災害発生時の直前における正規の価格とする。

３　乙が物資の運搬をした場合は、当該費用は甲の負担とする。

（連絡責任者の報告）

第５条　甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年５月１８日

甲　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長　　石川　　清

乙　埼玉県坂戸市八幡一丁目３番４２号
有限会社正和清掃社
代表取締役　大山　　裕

第３条の要請に用いる様式はp.140を参照する。

【資料2－10－3】

ごみ処理に関する相互支援協定

坂戸市及び埼玉西部環境保全組合（以下「協定団体」という。）は、ごみ処理の相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、協定団体が管理するごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設（以下「施設」という。）に不慮の事故等が発生し、ごみ処理に支障を来たす事態が発生した場合において、相互支援を図ることにより、円滑なごみ処理を実施することを目的とする。

（相互支援の実施）

第２条　この協定により、協定団体が相互支援を実施する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 施設が、故障、事故等により緊急事態に陥り、支援を必要とするとき。

(2) 施設が、改修、更新等により一時的に処理能力が不足し、支援を必要とするとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、災害等による急激なごみ量の増加や著しい施設の処理能力の低下等により、支援を必要とするとき。

（相互支援の内容）

第３条　この協定による相互支援の内容は、施設で行うごみ中間処理業務とする。

２　前項の業務に伴う最終処分業務は、協定団体が協議の上、決定するものとする。

３　前２項に掲げるもののほか、協定団体が協議の上、ごみ処理に必要な業務等を実施することができる。

（費用負担）

第４条　第２条の規定に基づき支援を受ける団体は、支援を行う団体に対し、支援内容に相当する費用を負担するものとし、その負担の内容については、協定団体間で協議の上、決定するものとする。

（協定団体の努力義務）

第５条　協定団体は、協定の目的を達成するため、次に掲げる事項を常に留意し、ごみ処理業務を適正かつ円滑に執行するものとする。

(1) 分別収集の徹底を図るとともに、ごみの発生抑制、再資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めること。

(2) 施設の適正な整備及び維持管理を行い、施設の安定稼動に努めること。

（支援の要請及び受入れ）

第６条　第２条各号に掲げる事態が生じたときは、支援に関する事項を記載した文書により、支援を要請するものとする。

２　前項の規定に基づき、支援の要請を受けた団体は、当該要請を行った団体と協議の上、自らの処理能力、運転計画等を勘案し、業務に支障のない範囲において、支援を実施するものとする。

（契約の締結）

第７条　前条第２項の規定に基づき、支援を実施するときは、契約を締結するものとする。

（情報の交換）

第８条　この協定の円滑な運用を期するため、協定団体は、ごみ処理に関し、情報交換を積極的に行うものとする。

（疑義の決定等）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義は、協定団体が協議して決定するものとする。

（適用）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了前３か月までに、いずれの協定団体からも改廃等の申出がない場合は、更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

令和２年２月１０日

坂戸市　坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市長　石　川　　清

埼玉西部環境保全組合　鶴ヶ島市大字高倉５９３番地４
管理者　齊　藤　芳　久

【資料2－10－6】

災害時における感染症予防に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と　埼玉環境衛生株式会社　（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における感染症予防を目的とする家屋等の消毒について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に速やかに第２条に掲げる支援を実施し、市民の生活衛生の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙は、甲から要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（１）災害を受けた家屋等の消毒作業

（２）その他必要な事項

（要請方法）

第３条　甲が第２条に規定する要請をするときは、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

（１）要請の内容

（２）実施場所

（３）その他必要事項

（費用負担）

第４条　甲は、支援の提供を受けた後、乙の請求に基づき、その代金を乙に支払うものとする。

２　前項の代金は、当該災害発生時の直前における正規の価格とする。

３　乙が物資の運搬をした場合は、当該費用は甲の負担とする。

（連絡責任者の報告）

第５条　甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年５月１８日

甲　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長　石川　　清

乙　埼玉県坂戸市大字戸宮２３６番地３
埼玉環境衛生株式会社
代表取締役　落合　俊明

年　　月　　日

災害時支援協力要請書

様

坂戸市長　石 川　　清

災害時における感染症予防に関する協定書第３条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

内　　容	
場　　所	
期　　間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
備　　考	

要 請 者	所　属 職　名　　氏　名 電　話 ＦＡＸ
要請日時	年　　月　　日（　）　　時　　分

【資料2－10－7】

災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と　日野興業株式会社　（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲への仮設トイレの供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に速やかに第３条に掲げる支援を実施し、市民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙は、甲から要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し協力するものとする。

（１）　仮設トイレの貸与

（２）　その他必要事項

（要請方法）

第３条　甲が第２条に規定する要請をするときは、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

（１）　協力要請の内容及び必要量

（２）　協力を希望する期間

（３）　その他必要な事項

（費用負担）

第４条　甲は、支援の提供を受けた後、乙の請求に基づき、その代金を乙に支払うものとする。

２　前項の代金は、当該災害発生時の直前における正規の価格とする。

３　乙が物資の運搬をした場合は、当該費用は甲の負担とする。

（連絡責任者の報告）

第５条　甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後、すみやかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年５月１８日

甲　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長　石川　　清

乙　埼玉県さいたま市北区宮原町３－３７２
カシワ商事宮原駅前ビル５Ｆ
日野興業株式会社埼玉支店
支店長　花輪　亮哉

年　　月　　日

災害時支援協力要請書

様

坂戸市長

災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定書第３条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

内　　容	
場　　所	
期　　間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備　　考	

要 請 者	所　属 職　名　　氏　名 電　話 ＦＡＸ
要請日時	年　　月　　日（　）　　時　　分

【資料2－10－8】

災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と　株式会社丸天興業　（以下「乙」という。）は、災害時における生活用水等の給水協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内において災害が発生した場合、甲が行う応急給水活動に対し、乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　災害時において、乙が所有する井戸より給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

（１）甲が実施する生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給

（２）乙の周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の解放

（井戸の所在）

第３条　甲が乙に要請を求める井戸は、次に掲げるものとする。

所在地　　坂戸市大字紺屋５５０番地１

（要請方法）

第４条　甲は乙に対して協力を要請する場合、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

（１）要請の内容

（２）要請する期間

（３）その他必要事項

（情報公開）

第５条　甲は井戸の所在地等の情報について、一般に公開するものとする。

（水質検査）

第６条　甲は、当該井戸の水質検査を毎年１回実施し、その検査費用は甲の負担とする。

（維持管理）

第７条　通常時における井戸の維持管理は、乙の責任において行う。

（費用負担）

第８条　乙の提供による災害時に関する井戸水の給水にかかる費用については、乙の負担とする。

（報告）

第９条　甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに報告するものとする。

（協定の有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定める。

本協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年５月１８日

甲　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長　　石川　　清

乙　埼玉県坂戸市大字紺屋５５０番地１
株式会社丸天興業
代表取締役　栗原　　剛

年　　月　　日

災害時支援協力要請書

様

坂戸市長　石 川　　清

災害時における井戸水の給水協力に関する協定書第４条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

内　　容	
場　　所	
期　　間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備　　考	

要 請 者	所　属 職　名　　氏　名 電　話 ＦＡＸ
要請日時	年　　月　　日（　）　　時　　分

【資料2－10－9】

災害時における自走式仮設水洗トイレの提供に関する協定書

坂戸市(以下「甲」という。)と株式会社川口自動車工業(以下「乙」という。)は、災害時における自走式仮設水洗トイレ（以下「トイレカー」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、坂戸市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。）第２条第１項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理するトイレカーを提供することに関して必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時においてトイレカーを必要とするときには、乙に対して要請を行い、乙は特段の理由がない限り保有又は管理するトイレカーの提供による協力を行うものとする。

２　甲は、トイレカーの運営を主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第３条　甲は、乙に対して前条に規定する協力を要請するときは、協力要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（トイレカーの引渡し）

第４条　乙は、甲の指定する場所へトイレカーを搬入し引渡すものとする。

２　甲は、前項に規定する引渡しの際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、引渡しを受けるものとする。

（トイレカーの返却）

第５条　甲は、トイレカーの使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第６条　甲は、トイレカーの提供に要した費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又はトイレカーの維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上決定するものとする。

２　乙は、前項の費用を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

（トイレカーの破損等の対応）
第７条　甲は、災害時の使用におけるトイレカーの破損、汚損等の復旧に要する費用については、乙との協議の上決定した費用を負担するものとする。

（連絡責任者の報告）
第８条　甲と乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者届（様式第２号）により相手方に通知しなければならない。また、連絡責任者に変更が生じたときも同様とする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日を初年度の最終日とし、以降は４月１日より翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに１年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

（協議事項）
第１０条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年１１月１９日

甲　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
市長　　石川　　清

乙　東京都八王子市楢原町５６８番地１
株式会社川口自動車工業
代表取締役　川口　雅史

【資料2－10－10】

災害時における路面清掃に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と笹沼商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における路面清掃について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に速やかに第２条に掲げる支援を実施し、市民の生活環境の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙は、甲から要請を受けたときは次に掲げる事項に関し協力するものとする。

（１）路面清掃車の出動及び清掃業務（オペレーター付き）

（２）その他必要な事項

（要請方法）

第３条　甲が第２条に規定する要請をするときは、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

（１）要請の内容

（２）実施場所

（３）その他必要事項

（費用負担）

第４条　甲は、支援の提供を受けた後、乙の請求に基づき、その代金を乙に支払うものとする。

２　前項の代金は、オペレーター付時間当たりの清掃業務費用（標準的な機械経費及び人件費）とし、当該災害発生時の直前における正規の価格以内とする。

（連絡責任者の報告）

第５条　甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年１月１８日

甲　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長　石川　　清

乙　埼玉県坂戸市花影町７番７号
笹沼商事株式会社
代表取締役　笹沼　茂子

年　　月　　日

災害時支援協力要請書

様

坂戸市長　石 川　　清

災害時における路面清掃に関する協定書第３条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

内　　容	
場　　所	
期　　間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備　　考	

要 請 者	所　属 職　名　　氏　名 電　話 ＦＡＸ
要請日時	年　　月　　日（　）　　時　　分

【資料2－10－11】

災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と株式会社坂戸公衛社（以下「乙」という。）とは、災害の発生時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、坂戸市内に災害が発生した場合における災害廃棄物等の収集・運搬等の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

(2) 災害廃棄物等　災害によって多量に排出された一般廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次に掲げる甲が実施する事業（以下「災害廃棄物等の収集・運搬等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。

(1) 災害廃棄物等の収集・運搬

(2) 前号に掲げる事業の実施に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第４条　甲は、前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は、口頭で協力要請をし、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 協力内容

(2) その他必要な事項

（災害廃棄物等の収集・運搬等の実施）

第５条　乙は、甲から協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、災害廃棄物等の収集・運搬等に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化のため分別に配慮すること。

（情報の提供）

第６条　甲は、災害廃棄物等の収集・運搬等に円滑な協力を得るために必要な情報として、市内の被災状況、復旧状況等の情報を乙に提供するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等に関して協力可能な人員、車両、資機材等の状況を甲に報告するものとする。

（費用等）

第７条　協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における賃金水準等を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第８条　協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に従事した者が負傷し、又は疾病にかかった場合等の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令の規定するところによる。

（連絡窓口）

第９条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては坂戸市環境産業部西清掃センターとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。

２　この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年９月１３日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長　石川　清

埼玉県坂戸市中富町１番１２号
乙　株式会社坂戸公衛社
代表取締役　大澤　光枝

災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と誠光産業有限会社（以下「乙」という。）とは、災害の発生時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、坂戸市内に災害が発生した場合における災害廃棄物等の収集・運搬等の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

(2) 災害廃棄物等　災害によって多量に排出された一般廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次に掲げる甲が実施する事業（以下「災害廃棄物等の収集・運搬等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。

(1) 災害廃棄物等の収集・運搬

(2) 前号に掲げる事業の実施に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第４条　甲は、前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は、口頭で協力要請をし、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 協力内容

(2) その他必要な事項

（災害廃棄物等の収集・運搬等の実施）

第５条　乙は、甲から協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、災害廃棄物等の収集・運搬等に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化のため分別に配慮すること。

（情報の提供）

第６条　甲は、災害廃棄物等の収集・運搬等に円滑な協力を得るために必要な情報として、市内の被災状況、復旧状況等の情報を乙に提供するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等に関して協力可能な人員、車両、資機材等の状況を甲に報告するものとする。

（費用等）

第７条　協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における賃金水準等を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第８条　協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に従事した者が負傷し、又は疾病にかかった場合等の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令の規定するところによる。

（連絡窓口）

第９条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては坂戸市環境産業部西清掃センターとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。

２　この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年９月１３日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号

甲　坂戸市

坂戸市長　　石川　清

埼玉県坂戸市浅羽 1542 番地 1 号

乙　誠光産業有限会社

代表取締役　井ノ口　百合子

災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と有限会社　正和清掃社（以下「乙」という。）とは、災害の発生時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、坂戸市内に災害が発生した場合における災害廃棄物等の収集・運搬等の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

(2) 災害廃棄物等　災害によって多量に排出された一般廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次に掲げる甲が実施する事業（以下「災害廃棄物等の収集・運搬等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。

(1) 災害廃棄物等の収集・運搬

(2) 前号に掲げる事業の実施に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第４条　甲は、前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は、口頭で協力要請をし、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 協力内容

(2) その他必要な事項

（災害廃棄物等の収集・運搬等の実施）

第５条　乙は、甲から協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、災害廃棄物等の収集・運搬等に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化のため分別に配慮すること。

（情報の提供）

第６条　甲は、災害廃棄物等の収集・運搬等に円滑な協力を得るために必要な情報として、市内の被災状況、復旧状況等の情報を乙に提供するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等に関して協力可能な人員、車両、資機材等の状況を甲に報告するものとする。

（費用等）

第７条　協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における賃金水準等を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第８条　協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に従事した者が負傷し、又は疾病にかかった場合等の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令の規定するところによる。

（連絡窓口）

第９条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては坂戸市環境産業部西清掃センターとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。

２　この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年９月１４日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長　石川　清

埼玉県坂戸市八幡１丁目３番 42 号
乙　有限会社正和清掃社
代表取締役　大山　裕

災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と有限会社菅原産業（以下「乙」という。）とは、災害の発生時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、坂戸市内に災害が発生した場合における災害廃棄物等の収集・運搬等の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

(2) 災害廃棄物等　災害によって多量に排出された一般廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次に掲げる甲が実施する事業（以下「災害廃棄物等の収集・運搬等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。

(1) 災害廃棄物等の収集・運搬

(2) 前号に掲げる事業の実施に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第４条　甲は、前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は、口頭で協力要請をし、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 協力内容

(2) その他必要な事項

（災害廃棄物等の収集・運搬等の実施）

第５条　乙は、甲から協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、災害廃棄物等の収集・運搬等に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化のため分別に配慮すること。

（情報の提供）

第６条　甲は、災害廃棄物等の収集・運搬等に円滑な協力を得るために必要な情報として、市内の被災状況、復旧状況等の情報を乙に提供するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等に関して協力可能な人員、車両、資機材等の状況を甲に報告するものとする。

（費用等）

第７条　協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における賃金水準等を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第８条　協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に従事した者が負傷し、又は疾病にかかった場合等の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令の規定するところによる。

（連絡窓口）

第９条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては坂戸市環境産業部西清掃センターとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。

２　この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年９月１４日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長　石川　清

埼玉県坂戸市石井２３９２
乙　有限会社菅原産業
代表取締役　菅原　薫

災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と有限会社城西紙業（以下「乙」という。）とは、災害の発生時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、坂戸市内に災害が発生した場合における災害廃棄物等の収集・運搬等の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

(2) 災害廃棄物等　災害によって多量に排出された一般廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次に掲げる甲が実施する事業（以下「災害廃棄物等の収集・運搬等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。

(1) 災害廃棄物等の収集・運搬

(2) 前号に掲げる事業の実施に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第４条　甲は、前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は、口頭で協力要請をし、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 協力内容

(2) その他必要な事項

（災害廃棄物等の収集・運搬等の実施）

第５条　乙は、甲から協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、災害廃棄物等の収集・運搬等に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化のため分別に配慮すること。

（情報の提供）

第６条　甲は、災害廃棄物等の収集・運搬等に円滑な協力を得るために必要な情報として、市内の被災状況、復旧状況等の情報を乙に提供するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等に関して協力可能な人員、車両、資機材等の状況を甲に報告するものとする。

（費用等）

第７条　協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における賃金水準等を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第８条　協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に従事した者が負傷し、又は疾病にかかった場合等の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令の規定するところによる。

（連絡窓口）

第９条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては坂戸市環境産業部西清掃センターとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。

２　この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年９月１５日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号

甲　坂戸市

坂戸市長　　石川　清

埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原 886 番地１

乙　有限会社城西紙業

代表取締役　福田　寛栄

災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と笹沼商事株式会社（以下「乙」という。）とは、災害の発生時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、坂戸市内に災害が発生した場合における災害廃棄物等の収集・運搬等の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

(2) 災害廃棄物等　災害によって多量に排出された一般廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次に掲げる甲が実施する事業（以下「災害廃棄物等の収集・運搬等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。

(1) 災害廃棄物等の収集・運搬

(2) 前号に掲げる事業の実施に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第４条　甲は、前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は、口頭で協力要請をし、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 協力内容

(2) その他必要な事項

（災害廃棄物等の収集・運搬等の実施）

第５条　乙は、甲から協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、災害廃棄物等の収集・運搬等に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化のため分別に配慮すること。

（情報の提供）

第６条　甲は、災害廃棄物等の収集・運搬等に円滑な協力を得るために必要な情報として、市内の被災状況、復旧状況等の情報を乙に提供するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等に関して協力可能な人員、車両、資機材等の状況を甲に報告するものとする。

（費用等）

第７条　協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における賃金水準等を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第８条　協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に従事した者が負傷し、又は疾病にかかった場合等の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令の規定するところによる。

（連絡窓口）

第９条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては坂戸市環境産業部西清掃センターとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。

２　この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に１年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年９月３０日

埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長　石川　清

埼玉県坂戸市花影町７番７号
乙　笹沼商事株式会社
代表取締役　笹沼　茂子

(11)　家屋被害調査

【資料2－11－1】

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、坂戸市内における地震、風水害その他の災害発生時（以下、「災害時」という。）における家屋被害認定調査（以下、「認定調査」という。）の迅速かつ円滑な実施に向けて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の市内において災害が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第２条　甲は乙に対して、次の事項について協力を要請することができる。

(１)　災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 13 年６月 28 日府政防第 518 号）に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。

(２)　甲が発行したり災証明について、市民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第３条　甲は乙に対して、前条に規定の支援を要請する場合には、認定調査を実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した被害認定調査要請書（別紙様式第１号）にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により支援要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式第２号）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し認定調査を実施するものとする。ただし、支援が実施できない場合にはその旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

２　乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合の必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は認定調査が完了したときは、速やかに前条第２項の費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により請求された内容を確認のうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第７条　乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第８条　乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申し出がないときは、さらに１年延長するものとし、その後においても同様とする。

（連絡責任者の報告）

第１０条　この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

（協議事項）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年３月３０日

(12)　生活支援

【資料2－12－1】

災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「乙」という。）とは、坂戸市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　甲は、坂戸市内において災害が発生し、家屋の倒壊や消失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において被災者への一時的供給住居を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請 するものとする。

（協力）

第３条　乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協議書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

平成１８年４月２７日

坂戸市千代田一丁目１番１号
甲　坂戸市
坂戸市長　伊利　仁

川越市仙波町２丁目５番地９
乙　社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉西部支部
支部長

【資料2－12－2】

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第２条　甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

２　乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

３　乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。

４　乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第３条　相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

（１）相続に関する相談

（２）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

（３）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

（４）成年後見制度に関する相談

（５）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第４条　甲が要請を行うときは、相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（態勢整備等）

第５条　乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

２　乙は、甲の要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

３　乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第６条　被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

（相談料）

第７条　乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

（情報交換）

第８条　甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

（連携）

第９条　乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関等（埼玉弁護士会を除く。）と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

（協定の存続期間）

第１０条　この協定の存続期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に１年間自動延長されるものとする。２年目以降も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を所有するものとする。

平成２８年４月６日

【資料2－12－3】

災害時における被災者等支援の実施に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等支援のため、行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第２条　本協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

(1) 罹災証明書申請書類に関する相談
(2) 自動車登録申請書類に関する相談
(3) 相続関係書類に関する相談
(4) 許認可申請書類に関する相談
(5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
(6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第３条　行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

(1) 災害により被害を受けた坂戸市内在住者（企業その他の団体等を含む）
(2) 災害により坂戸市外から坂戸市内に避難した者
(3) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で、甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第４条　甲は、災害時において、被災者等支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第２条各号に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第５条　乙は、前条第１項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第６条　甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者等支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第７条　乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（費用）

第８条　行政書士業務相談は無料とし、乙は被災者等から報酬を受け取らないものとする。

２　行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

（協定の期間）

第９条　本協定の期間は、本協定の締結日から令和４年３月３１日までとする。ただし、この期間満了１か月前までに甲又は乙から異議の申出がなければ更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（変更及び解除）

第１０条　甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（協議）

第１１条　本協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　所　在　地　坂戸市千代田一丁目１番１号
名　　称　坂戸市
坂戸市長　石　川　清

乙　所　在　地　さいたま市浦和区仲町３丁目１１番１１号
名　　称　埼玉県行政書士会
会　　長　関　口　隆　夫

災害時民間賃貸住宅提供支援に関する取扱説明書

災害時に民間賃貸住宅の一時的利用を希望する被災者の方は、基本的事項を確認してから、契約手続きを進めてください。

１　基本事項

(1) 契約については、民間賃貸住宅の一時使用を希望する被災者と、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部の登録会員が管理している提供可能な民間賃貸住宅の所有者との間で行う賃貸借契約によるものとする。

(2) 賃料については、被災者が月毎に民間賃貸住宅の所有者に支払うものとする。災害時対応のため、敷金（保証金）及び礼金については、被災者は支払うことを必要としないものとする。

(3) 賃貸借契約の期間は、最長２年間とする。

(4) 契約事務手数料は、月額賃料の０．５ヶ月分の金額とする。

(5) 月額の賃貸借料金は、１０万円以内とする。

(6) 住宅の基準としては、一戸あたり延床面積２９．７㎡（９坪）以上とし、家族構成等により調整することができる。

２　契約手続

(1) 民間賃貸住宅の利用を希望する被災者は、坂戸市災害対策本部に申し出る。

(2) 災害対策本部は、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部に照会し、会員が管理している民間賃貸住宅の空き情報を提供する。

(3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約の手続きは、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部の登録会員が行うものとする。

(13)災害復旧

【資料2－13－1】

災害時における応急復旧工事に関する変更協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と坂戸市総合建設業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧工事に関する協定について、平成17年12月12日付けで協定を締結した内容について、次のとおり変更協定を締結する。

（業務内容）

第１条　この協定による業務は、坂戸市内において災害が発生し、甲の管理する道路及び橋梁等に被害が発生した場合に、甲が行う応急復旧工事への協力とする。

（協力要請）

第２条　甲は、応急復旧工事を実施する必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請する。

２　乙は、甲から要請があった場合は、速やかに甲に協力するものとする。なお、応急復旧工事の場所については別紙箇所図のとおりとする。

（要請手続）

第３条　甲は、通常の連絡方法が可能なときは、有線通信等により乙に協力を要請するとともに、災害発生場所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。ただし、乙又は乙の会員は、災害により有線通信等が途絶し、甲との連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく応急復旧工事を実施できるものとする。

（実績報告）

第４条　応急復旧工事を実施した乙又は乙の会員は、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　乙又は乙の会員が実施した工事費用については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第６条　作業中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害があ　る状態になったときは、乙又は乙の会員が補償する。ただし、埼玉県市町村消防災害補償組合規約（昭和28年１月１日施行）が適用される場合は、甲が補償する。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。

２　この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に５年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有する。

平成１９年２月２８日

甲　坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長　伊　利　　仁

乙　坂戸市仲町１２番１０号
坂戸市総合建設業協同組合
理事長　　木　藤　文　夫

【資料2－13－2】

災害時における応急復旧工事に関する変更協定書

坂戸市（以下「甲」という。）とほんね会（以下「乙」という。）は、坂戸市内における地震、台風等の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、相互に協力して災害時の応急復旧工事を迅速に行う内容の協定をため、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）

第１条　この協定による業務は、坂戸市内において災害が発生し、甲の管理する道路及び橋梁等に被害が発生した場合に、甲が行う応急復旧工事への協力とする。

（協力要請）

第２条　甲は、応急復旧工事を実施する必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請する。

２　乙は、甲から要請があった場合は、速やかに甲に協力するものとする。なお、応急復旧工事の場所については別紙箇所図のとおりとする。

（要請手続）

第３条　甲は、通常の連絡方法が可能なときは、有線通信等により乙に協力を要請するとともに、災害発生場所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。ただし、乙又は乙の会員は、災害により有線通信等が途絶し、甲との連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく応急復旧工事を実施できるものとする。

（実績報告）

第４条　応急復旧工事を実施した乙又は乙の会員は、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　乙又は乙の会員が実施した工事費用については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第６条　作業中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、乙又は乙の会員が補償する。ただし、埼玉県市町村消防災害補償組合規約（昭和 28 年１月１日施行）が適用される場合は、甲が補償する。

（有効期間）

第７条　　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。

２　この有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に５年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有する。

平成１９年２月２８日

甲　坂戸市千代田一丁目１番１号
坂戸市
坂戸市長　伊　利　　仁

乙　坂戸市大字戸口３０５番２
ほんね会
会長　　加　藤　雄　一

【資料2－13－3】

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、坂戸市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この規定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第２条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

(１)　公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。

(２)　坂戸市内における電気に係る事故防止に関すること。

(３)　活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。

(４)　前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。

(５)　災害発生時における復旧に関すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第３条　甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第１）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

(１)　支援協力の種類

(２)　支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等

(３)　支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第４条　前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第５条　乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第２）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。だだし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第２）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第６条　乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第７条　乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）

第８条　この規定の有効期間は、平成２１年７月２８日から平成２２年７月２７日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、規定の期間満了の翌日から１年間、この規定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成２１年７月２８日

埼玉県坂戸市千代田１－１－１
甲　坂戸市
坂戸市長　伊利　仁

埼玉県さいたま市北区宮原１丁目３９番地
乙　埼玉県電気工事工業組合
理事長　　小澤　浩二

様式第１（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

埼玉県電気工事工業組合　　殿
（ＦＡＸ　０４８－６６３－０２９８）

坂戸市長

支 援 要 請 書

平成２１年７月２８日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第３条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1　支援協力の種類

□ 電気設備等の被害復旧
□ 坂戸市内における電気に係る事故防止に関すること。
□ 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

2　支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

□ 避難場所の電気設備等の被害復旧
□ 坂戸市庁舎等の電気設備等の被害復旧
□ その他の施設の電気設備等の被害復旧

・施設名：
・場所（住所）：
・責任者名：職名　　氏名
・電話番号：
・携帯番号：

3　支援協力を希望する期間

平成　　年　　月　　日（　　）　から　平成　　年　　月　　日（　　）まで

様式第２（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

埼玉県坂戸市長　殿

埼玉県電気工事工業組合

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第５条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

【資料2－13－4】

災害時における下水道設備の復旧支援協力に関する協定書

坂戸、鶴ヶ島下水道組合（以下「甲」という。）と株式会社丸島アクアシステム、株式会社石垣及び日新電機株式会社（以下併せて「乙」という。）とは、災害発生時における下水道設備復旧のための被災調査、復旧計画策定、応急及び復旧工事（以下「復旧工事等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した甲の下水道設備の機能を早期復旧することを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第２条　この協定の対象となる災害は、次の原因により生ずるものとする。

（１）　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、地震、土石流その他の異常な自然現象

（２）　その他甲乙間の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる下水道設備は、次に掲げるものとする。

大谷川雨水ポンプ場（坂戸市大字紺屋地内）に設置された下水道機械・ポンプ・電気設備

（復旧工事等の要請）

第３条　甲は、乙に復旧工事等を要請しようとする場合には、電話等の通信手段により要請できるものとし、乙が同意した場合は、甲は、速やかに要請内容を書面で乙に通知するものとする。

２　乙は、前項による要請に同意したときは、必要な人員・機材等をもって要請された業務について速やかに着手するものとする。

（工事請負契約の締結）

第４条　乙が前条による要請通知の書類を受領したときは、甲は、速やかに復旧工事等指示書を通知し、後日、工事請負契約を締結するものとする。

（報告）

第５条　乙は、前条における復旧工事等が全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（廃止）

第６条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（協定の有効期限）

第７条　本協定の有効期限は、本協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。但し、期間満了の３０日前までに甲又は乙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して１年間本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第８条　本協定におけるフローチャートは別紙１のとおりとし、その他本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年１月２７日

甲　　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１６号
坂戸、鶴ヶ島下水道組合
管　理　者　　石　川　　清

乙　　大阪府大阪市中央区谷町五丁目３番１７号
株式会社丸島アクアシステム
代表取締役社長　島岡 秀和

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
株式会社石垣
代表取締役社長　石垣　真

京都府京都市右京区梅津高畝町４７番地
日新電機株式会社
代表取締役社長　齋藤　成雄

【資料2－13－5】

災害時における下水道設備の復旧支援協力に関する協定書

坂戸、鶴ヶ島下水道組合（以下「甲」という。）と株式会社クボタ（以下「乙」という。）及びクボタ機工株式会社（以下「丙」という。）とは、災害発生時における下水道設備復旧のための被災調査、復旧計画策定、応急及び復旧工事（以下「復旧工事等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第６条　この協定は、乙及び丙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した甲の下水道設備の機能を早期復旧することを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第７条　この協定の対象となる災害は、次の原因により生ずるものとする。

（１）　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、地震、土石流その他の異常な自然現象

（２）　その他甲、乙及び丙の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる下水道設備は、次に掲げるものとする。

坂戸樋管排水機場（坂戸市伊豆の山町）に設置されたポンプ設備（乙及び丙が担当）並びに電気設備（丙が担当）

（復旧工事等の要請）

第８条　甲は、乙及び丙に復旧工事等を要請しようとする場合には、電話等の通信手段により要請できるものとし、乙及び丙が同意した場合は、甲は、速やかに要請内容を書面で乙及び丙に通知するものとする。

２　乙及び丙は、前項による要請に同意したときは、必要な人員・機材等をもって要請された業務について速やかに着手するものとする。

（工事請負契約の締結）

第９条　乙及び丙が前条による要請通知の書類を受領したときは、甲は、速やかに復旧工事等指示書を通知し、後日、工事請負契約を締結するものとする。

（報告）

第１０条　　乙及び丙は、前条における復旧工事等が全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（廃止）

第６条　甲又は乙及び丙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙及び丙協議の上、この協定を廃止することができる。

２　甲、乙又は丙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（協定の有効期限）

第７条　本協定の有効期限は、本協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。但し、期間満了の３０日前までに甲、乙又は丙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して１年間本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第８条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年７月１５日

甲　　埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１６号
坂戸、鶴ヶ島下水道組合
管　理　者　　石　川　　清

乙　　東京都中央区京橋二丁目１番３号
株式会社 クボタ　東京本社
取締役東京本社事務所長　　黒　澤　　利　彦

丙　　東京都中央区日本橋本石町三丁目３番１０号
クボタ機工 株式会社　東京支店
支　店　長　　市　川　　篤

(14)　埼玉県・消防等の応急対策

【資料2－14】

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「甲」という。）と以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第２条　甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

(１)　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

(２)　乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（支援の実施）

第３条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第４条　本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

２　乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第５条　第３条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第７条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（適用）

第８条　この協定は、平成　年　月　日から適用する。

2　この協定の締結を証するため、本書１０通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

締結年月日	締結先一覧
H17.8.31	（株）am/pm ジャパン
	（株）サークルKサンクス
	（株）スリーエフ
	（株）セブンーイレブン・ジャパン
	（株）デイリーヤマザキ
	（株）ファミリーマート
	ミニストップ（株）
	（株）吉野家ディー・アンド・シー
	（株）ローソン
H17.9.22	国分グローサーズチェーン（株）
	（株）ココストア
	（株）ポプラ
	山田食品産業（株）
H20.6.11	（株）モスフードサービス
H21.8.27	（株）九九プラス
H22.8.20	（株）壱番屋
H25.3.11	（株）ダスキン

【資料2－15】

消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定書

（坂戸･鶴ヶ島消防組合）

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定により、坂戸・鶴ヶ島消防組合、（締結一覧表参照）（以下「協定団体」という。）間の消防相互応援協定を締結し、火災、救急、その他の特殊災害が発生した場合に、協定団体相互間の消防力を活用して、災害時における人的及び物的被害を最小限に防止する事を目的とする。

（応援の種別及び区域）

第２条　消防相互応援は、普通応援及び特別応援とする。

一　普通応援とは、協定団体の境界附近において発生した火災、救急、その他の災害等を認知し、若しくは、受報した場合に別表に定める範囲内の消防隊または、救急隊が被応援地の要請をまたずして応援出張することをいう。

二　特別応援とは、前号に定める普通応援以上の応援を必要とする場合において、被応援地の要請により、前号の規定にかかわらず出場することをいう。

（応援要請の方法）

第３条　応援要請は、口頭により次の事項を連絡し行うものとする。

(１)　火災、救急、その他災害の種類、発生場所及び規模

(２)　出場要請部隊

(３)　進入道路、誘導員の配置場所

(４)　指揮本部の場所及び連絡方法

（特別応援部隊の編成）

第４条　特別応援部隊については、応援地の裁量による。

（指揮）

第５条　応援部隊の指揮は、被応援地の現場最高指揮者（以下「最高指揮者」という。が行うものとする。ただし、普通応援にあって当該応援部隊が単独で応援活動を行うときは、応援部隊の長が行うものとする。

（連絡）

第６条　応援部隊の長は、現場到着および引揚時、ならびに消防活動状況等を最高指揮者に連絡しなければならない。

２　前条ただし書に定める単独で応援活動を行ったときは、終了後すみやかに応援活動の状況を被応援地の消防長又は消防署長に連絡するものとする。

（経費の負担）

第７条　応援部隊にかかる人的及び物的損害に対する負担並びに旅費、手当は応援した側の負担とする。使用した車両の積載消耗品（消火薬剤を除く。）の負担も同様とする。ただし、応援活動の継続するに必要な消耗品並びに応援活動に消費した消火薬剤の補給については、被応援地において行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず応援した側に事故等で特別の損害を生じた場合は、被応援地と協議して経費を分担することができる。

（資料の交換）

第８条　協定団体の長は、毎年４月１日現在の消防力の状況を別に定める様式により交換するものとする。

（協定の改正等）

第９条　この協定を改正する必要が生じた場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長が協議決定するものとする。

（発効）

第１０条　この協定は、　　年　　月　　日から実施する。（締結一覧表参照）

本協定の成立を証するため、協定書２通を作成し、協定団体記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

附則　　略

別表　　略

締　結　一　覧　表

団　　体　　名	締　結　年　月　日
西入間広域消防組合	昭和５５年１０月　１日
比企広域市町村圏組合	平成　４年　４月　１日
川越地区消防組合	平成２０年　３月１０日
埼玉西部消防組合	平成２５年　４月　１日
埼玉県日高市消防団	平成２５年　４月　１日

【資料2－16】

埼玉県下消防相互応援協定書

第１章　総則

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法第１条に規定する災害で、応援活動を必要とするものを言う。

（報告及び連絡調整）

第４条　前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第２章　相互応援

（応援要請）

第５条　この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

（１）　その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（２）　発災市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合

（３）　その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認める場合

２　前条に規定する県に対する報告及び前項に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）　災害の種別

（２）　災害発生の場所及び被害の状況

（３）　要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容

（４）　その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第６条　応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援するものとする。

２　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（消防用資機材等の調達手配）

第７条　応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）
第８条　応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。
（報告）
第９条　応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。
（災害概要の通報）
第１０条　発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第３章　連絡会議

（連絡会議）
第１１条　協定事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。
（協議連絡事項）
第１２条　連絡会議は次の各号について行うものとする。
(１)　消防相互応援に関すること。
(２)　協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
(３)　協定市町村等間の消防演習に関すること。
(４)　警防技術に関すること。
(５)　消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。
(６)　その他必要な事項。

第４章　経費負担

（経費負担）
第１３条　この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。
(１)　この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、は、発災市町村等の負担とする。
(２)　第７条に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。
ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第５章　雑則

（実施細部）
第１４条　この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあっては消防団長）が協議して定めるものとする。
（協議）
第１５条　この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。
（協定書の保管）
第１６条　この協定を証するため、協定市町村等の長は記名押印の上、各１通を保管する。

附　則

１　この協定は、平成１９年７月１日から効力を生ずる。
２　埼玉県下消防相互応援協定書（昭和６０年４月１日締結）は廃止する。

【資料2－17】

関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における消防相互応援協定書

第１条　関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）における消防相互応援は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条及び関越自動車道埼玉県消防連絡協議会（以下「協議会」という。）規約第１条を基本とし、この協定の定めるところによる。

第２条　この協定は、火災又は救急救助事故等の災害発生の際、協議会会員消防（局）本部の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第３条　消防業務分担区域は次のとおりとする。

(１)　関越自動車道の新座料金所から藤岡インター間における、協議会会員消防（局）本部の消防業務分担区域（以下「分担区域」という。）は、別表１－１のとおりとする。

(２)　圏央道の青梅インターから桶川北本インター間における、協議会会員消防（局）本部の分担区域は、別表１－２のとおりとする。

第４条　消防相互応援の方法は、次のとおりとする。

(１)　救急救助出場

ア　担当する分担区域（以下「担当分担区域」という。）に発生した救急救助事故を受報又は覚知した場合は、担当分担区域に出場するものとする。

イ　分担区域を担当する消防（局）本部の消防（局）長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において救急隊又は救助隊若しくは消防隊が出場するものとする。

ウ　応援出場は、別表２－１、２の応援隊出場体制表を基準とし、事故の規模に応じて、他の消防（局）本部の応援を求めることができるものとする。

(２)　火災出場

担当分担区域に発生した火災を受報又は覚知した場合は、担当分担区域に出場するものとし、応援を要請する場合は前号イ及びウに準じるものとする。ただし、火災原因調査については管轄消防（局）本部が行うため、分担区域を担当する消防（局）本部は管轄消防（局）本部に出場を要請するものとする。

(３)　特別応援

分担区域において、大規模な火災又は交通事故等が発生し応援を必要とする場合は、前２号にかかわらず分担区域を担当する消防（局）本部の消防（局）長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊等については、その都度応援側において決定するものとする。

第５条　応援出場隊は、すべて現場の分担区域を担当する消防（局）本部の最高指揮者（以下「最高指揮者」という。）の指揮に従うものとする。

第６条　応援出場隊の長は、消防活動について速やかに最高指揮者に報告するものとする。

第７条　消防相互応援を求める場合の連絡先は、別表３のとおりとする。

第８条　応援に要する経費は、法令その他に別段の定めがある場合のほか、次により負担するものとする。

(１)　応援のために要した経常経費は、応援側の負担とする。ただし消防用資機材等で分担区域を担当する消防（局）本部の要請により調達し、又は立て替えしたものについては、分担区域を担当する消防（局）本部が現物により又はその経費を負担する。

（２） 応援側の消防隊等が長時間にわたり活動し、燃料、消防用資機材等の補給、給食等を必要とする場合は、分担区域を担当する消防（局）本部が現物により又はその経費を負担するものとする。

（３） 応援側の消防隊員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、死亡又は廃疾となった場合における消防賞じゅつ金の授与又は災害補償は、応援側の負担とする。

（４） 応援側の消防職員等が応援業務遂行中第三者に損害を与えた場合は、被応援側がその賠償の責めに任ずる。ただし、当該消防職員等に重大なる過失があった場合又は災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。

２　前項に定める経費の負担について特に必要がある場合は、その都度当事者間で協議のうえ決定するものとする。

第９条　この協定に定めのない事項で必要があるときは、その都度協議の上決定し、相互の円滑なる運用を図るものとする。

附　則

この協定は平成１８年１月１日から施行する。

附　則

この協定は平成１９年２月１日から施行する。

（協定の一部改正）

附　則

この協定は平成２１年４月１日から施行する。

（協定の一部改正）

附　則

この協定は平成２２年６月１日から施行する。

（協定の一部改正）

附　則

この協定は平成２５年４月１日から施行する。

（協定の一部改正）

【資料2－18】

緊急通行車両等の確認事務処理要領

(埼玉県地域防災計画資料編抜粋)

（目的）

第１条　この要領は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）第 12 条の規定に基づき、知事が行う緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急通行車両等の要件）

第２条　災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 50 条第１項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

(１)　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
(２)　消防、水防その他の応急措置に関する事項
(３)　被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
(４)　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(５)　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
(６)　清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
(７)　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事　　項
(８)　緊急輸送の確保に関する事項
(９)　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

２　大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号（大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 21 条第１項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

(１)　地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
(２)　消防、水防その他の応急措置に関する事項
(３)　応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
(４)　施設及び設備の整備及び点検に関する事項
(５)　犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
(６)　緊急輸送の確保に関する事項
(７)　地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
(８)　前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

（確認機関）

第３条　県有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）の確認については、危機管理防災部長が行う。

２　前項に規定するもの以外の車両の確認については、各警察署長が行う。

３　緊急やむを得ない場合等においては、前２項の規定にかかわらず、埼玉県災害対策本部要綱別表第３又は同表第４に掲げる、現地災害対策本部長又は支部長に充てられる者が確認を行うことができる。

（確認）

第４条　第２条の規定による確認は、車両の使用者(以下「使用者」という。)の申出により、その都度行うものとする。

２　前項の申請受理は、緊急通行車両等確認申請書（様式第１）によるものとする。

（事前届出）

第５条　第３条に規定する車両のうち、災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定されているものについては、確認手続の省力化を図るため、使用者の申出により、第３条の各確認機関において、事前に緊急通行車両等に該当するか審査（以下「事前届出」という。）を行うことができる。

２　前項の申請は、緊急通行車両等事前届出書（様式第５の１）によるものとする。

３　審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（様式第５の２）を申請者に交付する。

（標章及び証明書の交付）

第６条　各確認機関は、第４条の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第６条第１項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年総理府令第 38 号）第６条の規定による緊急通行車両等の標章（様式第２）及び緊急通行車両等確認証明書（様式第３）（以下「標章等」という。）を交付するものとする。

２　各確認機関は、届出済車両についての確認の申請があった場合には、第４条の緊急通行車両等確認申請書（様式第１）に代えて緊急通行車両等事前届出済証（様式第５の２）を提出させて確認を行うものとする。この場合においては、確認のための審査は省略できるものとする。

（標章等の再交付）

第７条　緊急通行車両等として確認を受けた車両の使用者から標章等の亡失等の申出があったときは、再交付の申請をさせたうえ、標章等の再交付を行うものとする。

（使用者等に対する指導等）

第８条　使用者に標章等を交付する際には、次のことを教示するものとする。

(１)　標章は、助手席側の内側ウインドウガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付すること

(２)　緊急通行車両等確認証明書は、当該車両に常に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること

(３)　標章等を不正に使用しないこと

(４)　次の各号の一に該当するときは、すみやかに当該標章等の返還をしなければならないこと

ア　緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき

イ　緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき

ウ　緊急通行車両等が廃車になったとき

エ　その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

（標章等の整理）

第９条　各確認機関は、緊急通行車両等事前届出済証及び標章等の交付状況を明らかにするために、緊急通行車両等確認申請受理簿（様式第４）を備え、その整理をしなければならない。

附 則

この要領は、昭和５４年１０月９日から施行する。

附 則

この要領は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年１月２６日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年１０月２３日から施行する。

なお、様式第１、様式５については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、平成２１年１１月４日から施行する。

様式第１

緊急通行車両等確認申請書

年　　月　　日

埼玉県知事　様

住　所
申請者
氏　名　　印

下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。

記

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名）		
使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
通行日時		
通行経路	出　発　地	目　的　地
備　　考		

様式第２

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第５の１

災害応急対策用
緊急通行車両等事前届出書

平成　　年　　月　　日

埼玉県知事　様

申請者
機関等の所在地（住所）

機関等の名称

氏名　　印

電話　　（　　）
【担当係　　担当者　　】

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		災害対策基本法第５０条に規定する災害応急対策
使用者	住　所	
	氏　名	
出　発　地		

（注）この届出書は、作成の上、危機管理防災部（消防防災課）に提出してください。

様式第５の２

第　　号

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

平成　　年　　月　　日

埼玉県知事　　上　田　清　司　　印

（注）１　警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を災害対策本部又は支部もしくは、最寄りの警察署、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けてください。
２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。
３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(１)緊急通行車両等に該当しなくなったとき
(２)緊急通行車両等が廃車となったとき
(３)その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

緊急通行車両以外の車両通行止め表示

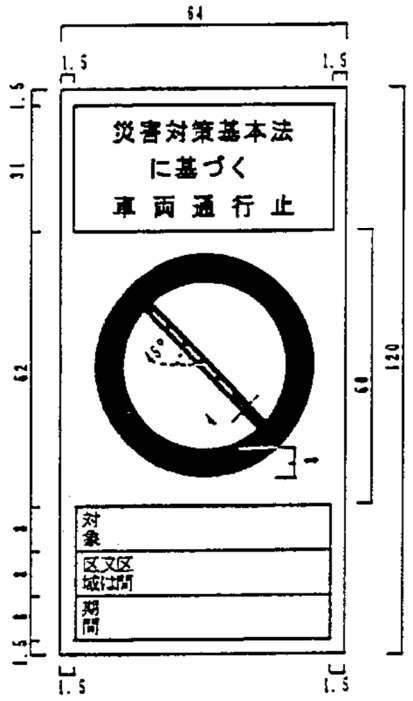

備考

1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及びわくを赤色、地を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。

3　図示の長さの単位はセンチメートルとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

■応急対策に関連する施設･設備の現況

【資料3－1】坂戸市防災会議委員

令和３年 10 月末時点

区　　分	機 関 名	職　　名
会長	坂戸市	市長
１号委員 (指定地方行政機関)	農林水産省関東農政局埼玉県拠点	地方参事官
	川越労働基準監督署	署長
	国土交通省荒川上流河川事務所	副所長
２号委員 （県の機関）	川越比企地域振興センター	所長
	飯能県土整備事務所	所長
	川越農林振興センター	所長
	坂戸保健所	所長
	埼玉県西部福祉事務所	所長
３号委員 （警察の機関）	西入間警察署	署長
４号委員 （市の機関）	坂戸市役所	副市長 総合政策部長 総務部長 市民健康部長 福祉部長 環境産業部長 都市整備部長 会計管理者
	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	事務局長
	坂戸、鶴ヶ島下水道組合	事務局長
	坂戸地区衛生組合	事務局長
	坂戸・鶴ヶ島消防組合	消防長
５号委員 （教育機関）	坂戸市教育委員会	教育長
６号委員 （消防機関）	坂戸市消防団	団長
７号委員 （指定公共機関及び 指定地方公共機関）	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	支社長
	東武鉄道株式会社坂戸駅	駅長
	坂戸ガス株式会社	取締役会長兼社長
	日本郵便株式会社坂戸郵便局	局長
	東日本電信電話株式会社埼玉事業部	支店長
	埼玉県トラック協会　株式会社新和運輸	代表取締役
	一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会	会長
８号委員	坂戸市自主防災組織連絡協議会	会長

【資料3－2】防災関係機関の連絡先

令和３年10月末時点

	名　　称	住　　所	電 話 番 号
連携	埼玉県危機管理防災部消防防災課	さいたま市浦和区仲町3-5-8	048-830-8181
	西入間警察署	坂戸市関間2-4-17	284-0110
	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	坂戸市鎌倉町16-16	281-3119
	坂戸消防署	〃	281-3494
	〃　東分署	坂戸市東坂戸2-48	284-0119
	〃　西分署	坂戸市西坂戸3-1-5	285-1119
	農林水産省関東農政局埼玉支局	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎２号館	048-740-5835
	川越労働基準監督署	川越市豊田本277-3	242-0891
	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所	川越市新宿町3-12	246-6371
	川越比企地域振興センター	川越市新宿町1-17-17	244-1110
	飯能県土整備事務所	飯能市双柳75	042-973-2281
	川越農林振興センター	川越市新宿町1-17-17	242-1808
	坂戸保健所	坂戸市石井2327-1	283-7815
	西部福祉事務所	〃	283-6780
	西部教育事務所	川越市新宿町1-17-17	049-242-1805
	日本郵便株式会社　坂戸郵便局	坂戸市千代田2-5-15	281-0001
救護	㈠社坂戸鶴ヶ島医師会	坂戸市石井2327-3	289-2388
	坂戸中央病院	坂戸市南町30-8	283-0019
	関越病院	鶴ヶ島市脚折145-1	285-3161
	埼玉医科大学病院	毛呂山町毛呂本郷38	276-1111
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981	228-3400
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1	042-984-4111
交通	東武鉄道　坂戸駅	坂戸市日の出町1-1	281-0033
	〃　北坂戸駅	坂戸市末広町1	282-0033
	〃　若葉駅	坂戸市関間4-13	284-1133
	〃　西大家駅	坂戸市森戸623-7	286-5860
ライフライン	東日本電信電話株式会社埼玉事業部	川越市仲町8-3	228-8305
	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	川越市三久保町17-4	215-3012
	坂戸ガス株式会社	坂戸市末広町3-5	284-9000
	角栄ガス株式会社西坂戸営業所	坂戸市西坂戸4-23-1	285-1919
	埼玉県ＬＰガス協会坂戸支部	坂戸市鶴舞2-21-1	284-5022
	協同組合坂戸エルピーガス保安センター	毛呂山町川角2148	294-8660
	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	坂戸市千代田1-1-16	283-1951
	坂戸、鶴ヶ島下水道組合	〃	283-2051
報道	ＮＨＫさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤6-1-21	048-833-2041
	テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤6-36-4	048-824-3131
	エフエムナックファイブ	さいたま市大宮区錦町682-2-11	048-650-0795
輸送	㈳埼玉県トラック協会川越支部	川越市大仙波543-2	222-4001
	新和運輸株式会社	坂戸市千代田1-1-10	283-5352

【資料３－３】地域防災拠点･避難場所･避難所･救護所･福祉避難所一覧表

１．地域防災拠点・避難場所・避難所・救護所

令和３年10月末時点

No.	名称	地域防災拠点	避難場所				避難所		医療救護拠点／救護	住所	屋内面積（㎡）	屋外面積（㎡）
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	洪水	地震				
1	三芳野公民館	●	●	－	－	－	－	－	◎	横沼 153-3	459	-
2	三芳野小学校	－	●	－	●	●	●	●	－	横沼 213-2	730	10,860
3	上谷小学校	●	▲	－	●	●	－	●	●	東坂戸 1-1	866	10,204
4	勝呂公民館	●	▲	－	－	－	－	－	●	石井 1526	331	-
5	勝呂小学校	－	△	－	●	●	△	●	－	石井 1800	733	11,581
6	住吉中学校	－	●	－	●	●	●	●	－	塚越 114-1	1,553	17,701
7	中央公民館	●	●	－	－	－	－	－	●	千代田 1-2-3	568	-
8	坂戸中学校	－	●	－	●	●	●	●	－	千代田 1-3-1	1,146	16,360
9	坂戸市文化会館	●	▲	－	－	－	－	－	●	元町 17-1	759	-
10	坂戸小学校	－	▲	－	●	●	－	●	－	薬師町 1650	850	13,962
11	県立坂戸ろう学園	●	●	－	●	●	●	●	●	鎌倉町 14-1	693	7,735
12	片柳小学校	－	×	－	●	●	×	●	－	片柳 501	866	10,087
13	県立坂戸高等学校	－	×	－	●	●	×	●	－	上吉田 586	2,104	23,788
14	北坂戸公民館	●	－	－	－	－	－	－	●	伊豆の山町 17-54	509	-
15	桜小学校	－	▲	－	●	●	－	●	－	泉町 3-28-7	866	10,721
16	桜中学校	－	▲	－	●	●	－	●	－	泉町 3-25-8	961	15,060
17	旧北坂戸小学校	－	▲	－	－	－	－	－	－	伊豆の山町 17-1	-	-
18	坂戸市文化施設オルモ	－	▲	－	－	－	－	－	－	芦山町 1-2	-	-
19	浅羽野公民館	●	－	－	－	－	－	－	●	浅羽 779-4	481	-
20	浅羽野小学校	－	×	－	●	●	×	●	－	浅羽 810	866	10,584
21	浅羽野中学校	－	×	－	●	●	×	●	－	浅羽 753-1	958	16,876
22	千代田公民館	●	●	－	－	－	－	－	●	千代田 4-12-6	481	-
23	千代田小学校	－	●	－	●	●	●	●	－	千代田 2-17-5	866	10,168
24	南小学校	－	●	－	●	●	●	●	－	千代田 4-8-1	866	8,192
25	千代田中学校	－	●	－	●	●	●	●	－	千代田 4-3-1	958	16,105
26	入西地域交流センター	●	▲	－	－	－	－	－	◎	新堀 159-1	414	-
27	入西小学校	－	●	－	●	●	●	●	－	新堀 265	747	15,037
28	健康増進施設	●	▲	－	－	－	－	●	●	にっさい花みず木 1-3	910	-
29	西清掃センター	－	▲	－	－	－	－	－	－	にっさい花みず木 1-5	-	-

No.	名称	地域防災拠点	避難場所				避難所		医療救護拠点／救護	住所	屋内面積（㎡）	屋外面積（㎡）
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	洪水	地震				
30	大家公民館	●	●	－	－	－	－	－	●	森戸 445	405	-
31	大家小学校	－	●	－	●	●	●	●	－	森戸 449-1	733	12646
32	若宮中学校	●	△	－	●	●	△	●	●	成願寺 327-2	855	14,051
33	城山公民館	●	●	●	－	－	●	△	●	西坂戸 5-34-1	495	18,075
34	城山学園	●	△	●	●	●	△	●	●	多和目 788	894	14,541
35	市民健康センター	－	－	－	－	－	－	－	◎	石井 2327-3	525	-

※屋内面積は、体育館又は講堂の面積とする。

記号凡例

- ● ： 使用できる施設
- － ： 対象外
- × ： 使用できない施設
- ▲ ： ２階以上を使用する施設（一時的な避難所）
- △ ： 施設内の一部のみ使用できる施設
- ◎ ： 医療救護拠点

２．福祉避難所

令和３年 10 月末時点

No.	名称	住所	電話番号	施設の種類
1	県立坂戸高等学校	上吉田 586	281-3535	学校施設
2	特別養護老人ホーム シャローム・ガーデン坂戸	新堀 1-1	282-4590	介護老人福祉施設
3	特別養護老人ホーム 坂戸サークルホーム	石井 1684	283-7851	介護老人福祉施設
4	特別養護老人ホーム さかどロイヤルの園	森戸 739-1	279-1400	介護老人福祉施設
5	特別養護老人ホーム 小沼サークルホーム	小沼 490-1	284-3751	介護老人福祉施設
6	特別養護老人ホーム 好日の家	浅羽 1130-1	298-3633	介護老人福祉施設
7	介護老人保健施設 はつらつ	本町 2-13	283-0021	介護老人保健施設
8	介護老人保健施設 やまぶきの郷	多和目 330	287-1155	介護老人保健施設
9	介護老人保健施設 すみよし	塚越 769	288-3800	介護老人保健施設
10	社会福祉法人十善会 さかど療護園	中小坂 80-2	289-0050	障害者支援施設

※№２～10 の施設は要配慮者関連の福祉施設（入所施設）

【資料3－4】指定緊急避難場所・一時避難場所一覧表（公園・緑地）

1．指定緊急避難場所

令和３年10月末時点

【近隣公園・運動公園】　６施設　119,673 ㎡

No.	公園名	所在地	面積（㎡）	収容可能人員（人）
1	芦山公園	芦山町 11	20,195	2,019
2	溝端公園	溝端町６	23,611	2,361
3	稲荷久保公園	千代田 4-2-2	12,030	1,203
4	千代田公園	千代田 5-2	28,866	2,866
5	入西公園	にっさい花みず木 4-17	20,000	2,000
6	西坂戸運動公園	西坂戸 4-16	14,876	1,497
	合　　計	６施設	119,578	

2．一時避難場所

令和３年10月末時点

【街区公園】　41 施設　99,598 ㎡

No.	公園名	所在地	面積（㎡）	収容可能人員（人）
1	みどり町公園	緑町 10	3,473	347
2	雲ヶ谷公園	南町 19	5,222	522
3	上山田公園	南町 32	1,463	146
4	西の谷公園	芦山町 24	2,495	249
5	薬師公園	薬師町７	2,499	249
6	天堂公園	溝端町 15	2,499	249
7	栗の木公園	伊豆の山町 13	2,697	269
8	末広公園	末広町 10-3	3,330	333
9	伊豆の山公園	伊豆の山町 23-1	2,830	283
10	西込道公園	中富町 66-2	1,577	157
11	東込道公園	中富町 45-1	3,385	338
12	宮脇公園	花影町 22	3,020	302
13	幡戸公園	三光町 54	2,302	230
14	宮裏公園	浅羽野 1-7	1,500	150
15	土屋公園	浅羽野 2-2- 1	3,079	307
16	橋場公園	浅羽野 3-7	1,000	100
17	柳町北公園	柳町 133-69	535	53
18	柳町南公園	柳町 82-42 の一部	1,703	170
19	清水町公園	清水町 1236-1	5,256	525
20	３丁目公園	西坂戸 3-1248-57	5,144	514
21	２丁目白砂公園	西坂戸 2-1540-129	1,346	134

No.	公園名	所在地	面積（㎡）	収容可能人員（人）
22	４丁目公園	西坂戸 4-1162-2 外	2,109	210
23	４丁目小公園	西坂戸 4-1288-67	1,322	132
24	あひる公園	鶴舞 4-385-2	993	99
25	かえる公園	鶴舞 2-625-11	534	53
26	中道公園	千代田 3-16	2,522	252
27	願成公園	泉町 3-13	2,303	230
28	天神前公園	元町 72	2,572	257
29	仲町公園	仲町 17-3	2,195	219
30	内出公園	泉町 19-8	1,420	142
31	菖蒲沢公園	西坂戸 5-30-6 外	1,808	180
32	愛宕下公園	西坂戸 5-43-1	1,160	116
33	大安公園	泉町 35	3,088	308
34	扇田公園	泉町 3-47	2,592	259
35	論所公園	伊豆の山町 53	2,021	202
36	てんぐ山公園	にっさい花みず木 6-14	2,650	265
37	足跡公園	にっさい花みず木 5-28	2,500	250
38	子ぎつね公園	にっさい花みず木 5-11	3,295	329
39	でえろ公園	にっさい花みず木 3-24	3,159	315
40	恩がえし公園	にっさい花みず木 3-17	2,000	200
41	かっぱ淵公園	にっさい花みず木 2-17	3,000	300
	合　　計	41 施設	99,598	

令和３年 10 月末時点

【都市緑地】　８施設　36,738 ㎡

No.	公園名	所在地	面積（㎡）	収容可能人員（人）
1	駅南緑地１号	南町 30-10	937	93
2	駅南緑地２号	南町 24-6	409	40
3	西坂戸１号緑地	西坂戸 1-1227-26 外	4,465	445
	（三角公園）	西坂戸 1-1227-26	(537)	(53)
	（一丁目公園）	西坂戸 1-1205-71 外	(3,301)	(330)
	（競技公園）	西坂戸 1-1216-6	(627)	(62)
4	西坂戸２号緑地	西坂戸 5-1161-3 外	909	91
	（５丁目白砂公園）	西坂戸 5-1161-3 外	(709)	(71)
	（その他）	西坂戸 4-1162-72 外	(200)	(20)
5	鶴舞緑地	鶴舞 1-668-2 外	8,119	810
	（城跡公園）	鶴舞 1-668-2	(2,351)	(235)
	（タイヤ公園）	鶴舞 1-682-1 外	(4,842)	(484)
	（クジラ公園）	鶴舞 1-1618-5 外	(539)	(53)
	（入口公園）	鶴舞 1-1617-11	(387)	(38)
6	戸口かすみ公園	西インター1-101	4,325	-

No.	公園名	所在地	面積（㎡）	収容可能人員（人）
7	高麗川コミュニティパーク	西インター1-115 外	15,040	-
8	葛川緑地公園	西インター2-100	2,534	-
合　　計		８施設	36,738	

令和３年 10 月末時点

【緩衝緑地】　１施設　7,183 ㎡

No.	公園名	所在地	面積（㎡）	収容可能人員（人）
1	富士見緑地	千代田 4-15 外２筆	7,183	718
合　　計		１施設	7,183	

令和３年 10 月末時点

【その他の街区公園】　22 施設 16,141 ㎡

No.	公園名	所在地	面積（㎡）	収容可能人員（人）
1	鎌倉町公園	鎌倉町 1362-8	261	26
2	ひえおか公園	千代田 2-56-75	298	29
3	谷頭公園	石井 2874-95	570	57
4	萩原公園	薬師町 2322-4	842	84
5	塚之腰公園	千代田 1-108-112 外２筆	443	44
6	馬塚西公園	千代田 2-1-77	260	26
7	馬塚東公園	千代田 2-1-216	517	51
8	鶴舞三丁目公園	鶴舞 3-1634-9	99	9
9	鶴ヶ岡公園	関間 3-158-22	272	27
10	花影町公園	花影町 363-34	148	14
11	樋管公園	泉町 3-46	99	9
12	中富町公園	中富町 54-4	910	91
13	関間公園	関間 3-163-12	277	27
14	八幡公園	八幡 2-771-9	157	15
15	ちよだピッコロ公園	千代田 2-100-70	271	27
16	関間三丁目小公園	関間 3-165-1	120	12
17	大川平三郎翁記念公園	横沼 333-1 外 11 筆	5,010	501
18	フラワーフィル公園	柳町 2341-18	729	73
19	森戸上川原公園	森戸 1071-41	1,260	126
20	石井区画公園２号（元宿あおぞら公園）	石井 2284-7	2,300	230
21	関間あじさい公園	関間 3-157-18	298	29
22	日の出町土地区画整理地内第１号公園	日の出町 17 番先	1,000	100
合　　計		22 施設	16,141	

令和３年 10 月末時点

【その他の緑地】　39 施設　72,564 ㎡

No.	公園名	所在地	面積（㎡）	収容可能人員（人）
1	高麗川右岸環境側帯	泉町 3-124-6 外	25,948	2,594
2	戸口新田環境側帯	戸口 804-1 地先	9,748	790
3	赤尾桜堤公園	赤尾字論解 2418 番 3 の一部外	3,507	350
4	北浅羽桜堤公園	北浅羽字川久保 350 番外	26,464	2,646
5	小山熊野緑地	小山 186-11 外１筆	40	4
6	塚越御門緑地	塚越 237-17 外２筆	186	18
7	横沼登戸緑地	横沼 731-46 外１筆	521	52
8	中小坂金山緑地	中小坂 502-11	157	15
9	浅羽宿表緑地	浅羽 1193-5	265	26
10	塚越宿東緑地	塚越 1075-5 外１筆	126	12
11	青木林際緑地	青木 668-16	151	15
12	石井上宿緑地	石井 1749-20	220	22
13	善能寺槻緑地	善能寺 4-4	278	27
14	塚越蔵ケ谷戸緑地	塚越 371-1	174	17
15	塚越御イセ原緑地	塚越 76-3	148	14
16	北大塚シドメ田緑地	北大塚 159-1	130	13
17	塚越馬場緑地	塚越 694-4	117	11
18	青木清進場緑地	青木 132-6 外１筆	136	13
19	北大塚沼端緑地	北大塚 623-10	144	14
20	北大塚シドメ田２号緑地	北大塚 183-4	145	14
21	塚越道場緑地	塚越 843-13 外２筆	574	57
22	石井柊緑地	石井 2550-53	78	7
23	善能寺北野緑地	善能寺 43-10	169	16
24	塚越渡戸緑地	塚越 482-5	125	12
25	関間３丁目緑地	関間 3-169-116	126	12
26	北大塚シドメ田３号緑地	北大塚 179-4	171	17
27	赤尾高川原緑地	赤尾 1373-4 外２筆	123	12
28	北大塚栁原緑地	北大塚 665-4	100	10
29	塚越蔵ヶ谷戸２号緑地	塚越 321-13 外２筆	243	24
30	塚越道場２号緑地	塚越 844-2 外２筆	140	14
31	塚越谷治川緑地	塚越 803-5	188	18
32	北峰前田緑地	北峰 254-17	195	19
33	紺屋景台緑地	紺屋 187-7 外１筆	299	30
34	青木林際２号緑地	青木 661-4	252	25
35	厚川東妻緑地	厚川 196-1	113	11
36	石井宿山緑地	石井 2472-8	300	30
37	石井上元宿緑地	石井 2205-4	208	20
38	塚越渡戸２号緑地	塚越 448-17	314	31
39	堀込番匠ヶ谷戸緑地	堀込 36-8	241	24
	合　　計	39 施設	72,564	

令和３年 10 月末時点

【運動公園】　６施設　175,450 ㎡

No.	公園名	所在地	面積（㎡）	収容可能人員（人）
1	坂戸市民総合運動公園	石井 1550 外	101,899	10,189
2	萱方運動公園	萱方字上殿 261-67 地先	9,511	951
3	厚川鶴舞運動公園	厚川鶴舞 619−5 地先	9,565	956
4	東和田運動公園	東和田地内	28,972	2,897
5	北入西運動公園	沢木外	17,065	1,706
6	高麗川ふるさと広場	粟生田 57 番地先	8,438	831
	合　　計	６施設	175,450	

令和３年 10 月末時点

【その他公園】　７施設　4,350 ㎡

No.	公園名	所在地	面積（㎡）	収容可能人員（人）
1	北坂戸緑地	薬師町 21-4	331	33
2	八幡緑地	八幡 2-787-5	40	4
3	関間集会所脇公園	関間 3-160-19	79	7
4	坂戸駅北口ポケットパーク	日の出町	259	25
5	入西ポケットパーク	にっさい花みず木 4-1-74	250	25
6	大谷川雨水ポンプ場公園	紺屋 1668-1	3,200	320
7	金内橋ポケットパーク	坂戸 1534-2 外２	191	19
	合　　計	７施設	4,350	

【資料３－５】通信施設の現況

令和３年10月末時点

機　関　名	加入電話	警察専用電話	火災専用電話	無　線
市　役　所	50			
消　防　本　部	6	1	10	32
東　分　署	1			7
西　分　署	1			7
鶴ヶ島消防署	1			17
計	59	1	10	63

【資料３－６】防災行政無線の現況

令和４年１月末時点

種　別	局 種 別 等	数　量	設 置 場 所
固　定　系	親　局	１局	【親局】 市役所放送室 【遠隔制御装置】３台 防災安全課 消防本部指令課 放送室（予備機） 【防災情報システム端末】１台 防災安全課
	子　局	92局	一覧のとおり
移　動　系	陸上移動局 （半固定型・デジタル）	38局	一覧のとおり
そ　の　他	戸別受信機	300台	公共施設 区・自治会長宅 自主防災組織代表者宅　等
	文字表示器	１台	坂戸駅（南北連絡通路）
	防災行政無線用 発動発電機	１台	市役所屋上

１．固定系子局

令和３年３月 26 日時点

子局No.	設置年度	子局名称	所　在　地	再送信※１	ﾓｰﾀｰｻｲﾚﾝ※２
1	Ｒ２	坂戸市役所	千代田1-1-1		
2	Ｒ２	中小坂集会所	中小坂887-1		
3	Ｒ１	中小坂（中西）	中小坂469-1		
4	Ｒ２	中小坂（中東）	中小坂354-2		
5	Ｒ２	大穴城址公園	東坂戸1-652-6		
6	Ｒ２	上谷小学校	東坂戸1-1		
7	Ｒ２	紺屋（長福寺）	紺屋892	○	○
8	Ｒ２	三芳野児童センター	紺屋150-5	○	
9	Ｒ２	大川平三郎翁記念公園	横沼331-3	○	
10	Ｒ２	三芳野公民館	横沼153-3	○	
11	Ｒ２	横沼（北方）	横沼523-1	○	○
12	Ｒ２	青木会館	青木492-1		
13	Ｒ１	小沼（氷川神社）	小沼838-2		
14	Ｒ２	小沼（附島）	小沼98-2		
15	Ｒ２	ことぶき荘	赤尾2149-1		○
16	Ｒ２	赤尾（金山彦神社）	赤尾2749-3	○	
17	Ｒ２	赤尾（白山神社）	赤尾1698-1	○	○
18	Ｒ２	島田（新田）	島田1317-1	○	
19	Ｒ２	島田（本村）	島田488-1		○
20	Ｒ２	島田（上宿）	島田240-1		
21	Ｒ２	市民総合運動公園	石井1739-1		
22	Ｒ２	かきの木公園	石井		
23	Ｒ２	下石井集会所	石井354		
24	Ｒ２	塚越（渡戸）	塚越452-1		
25	Ｒ２	塚越（馬場）	塚越707-11		
26	Ｒ２	塚越（大宮住吉神社）	塚越254-6		
27	Ｒ２	住吉中学校	塚越114-1	◎	
28	Ｒ１	塚越南区集会所	塚越1256-1		
29	Ｒ２	塚越（鬼橋）	石井土地区画整理地内（95街区）６号公園		
30	Ｒ２	戸宮	戸宮548-1		
31	Ｒ１	千代田公園	千代田5-2		
32	Ｒ２	千代田小学校	千代田2-79-1		

子局No.	設置年度	子局名称	所　在　地	再送信※１	ﾓｰﾀｰｻｲﾚﾝ※２
33	Ｒ２	稲荷久保公園	千代田4-2-2		
34	Ｒ２	中道公園	千代田3-16		
35	Ｒ２	関間集会所	関間3-8-10		
36	Ｒ２	雲ヶ谷公園	南町19		
37	Ｒ２	みどり町公園	緑町10		
38	Ｒ２	日の出町（坂戸神社）	日の出町208		
39	Ｒ２	八幡（八幡神社）	山田町818-1		
40	Ｒ２	仲町（永源寺）	仲町1020-1		
41	Ｒ２	仲町（四区の1集会所）	仲町3866-4		
42	Ｒ２	天神前公園	元町72		
43	Ｒ２	坂戸小学校	薬師町1650		
44	Ｒ２	清水町公園	清水町1236-1		
45	Ｒ２	柳町南公園	柳町82-42		
46	Ｒ２	坂戸ろう学園	鎌倉町14		
47	Ｒ２	芦山公園	芦山町11		
48	Ｒ２	片柳（西）	片柳2269-3		
49	Ｒ２	片柳（飯盛神社）	片柳1830-1		
50	Ｒ２	片柳小学校	片柳501		
51	Ｒ２	上吉田集会所	上吉田240		
52	Ｒ２	末広町	末広町20-23		
53	Ｒ２	溝端町	溝端町6		
54	Ｒ２	栗の木児童公園	伊豆の山町13		
55	Ｒ２	扇田公園	泉町3-47		
56	Ｒ２	大安公園	泉町35		○
57	Ｒ２	戸口新田桜堤公園	戸口		
58	Ｒ２	戸口（龍福寺）	戸口454-1		
59	Ｒ２	東和田	東和田236-11		○
60	Ｒ２	沢木集会所	沢木375		
61	Ｒ２	今西	今西137-4		○
62	Ｒ２	北浅羽（万福寺）	北浅羽193		
63	Ｒ２	長岡	長岡141-1		
64	Ｒ２	竹之内	竹之内217		
65	Ｒ２	善能寺	善能寺352-1		
66	Ｒ２	堀込区集会所	堀込101-3		

子局No.	設置年度	子局名称	所　在　地	再送信※１	ﾓｰﾀｰｻｲﾚﾝ※２
67	Ｒ２	足跡公園	にっさい花みず木5-28		
68	Ｒ２	健康増進施設	にっさい花みず木1-3		
69	Ｒ２	金山会館	新堀255-1		
70	Ｒ１	入西地域交流センター	新堀156-1		
71	Ｒ２	北峰（西浦）	北峰130-10		
72	Ｒ２	北峰（中原）	北峰54		
73	Ｒ２	若宮中学校	成願寺327-2		
74	Ｒ２	中里集会所	中里274		
75	Ｒ２	高麗川コミュニティパーク	中里189-13付近		
76	Ｒ２	西込道公園	中富町66-2		
77	Ｒ２	宮脇公園	花影町22		
78	Ｒ２	花影町公園	花影町363-24		
79	Ｒ２	浅羽野小学校	浅羽810		
80	Ｒ２	浅羽	浅羽1544-2		
81	Ｒ２	かえる公園	鶴舞2-625-11		
82	Ｒ２	あひる公園	鶴舞4-385-2		○
83	Ｒ２	厚川（大家神社）	厚川135-1		
84	Ｒ２	大家小学校前	森戸449-3		
85	Ｒ２	森戸（国渭地祇神社）	森戸616		○
86	Ｒ２	森戸上川原公園	森戸1071-41		
87	Ｒ２	四日市場	四日市場428-3		
88	Ｒ２	多和目（多和目天神社）	多和目383-1		
89	Ｒ２	城山学園	多和目788		○
90	Ｒ２	城山荘	多和目1411		
91	Ｒ２	三丁目公園	西坂戸3-1248-57		
92	Ｒ２	城山保育園	西坂戸1-1216-1		

◎：再送信局

○：再送信受信局

※１　電波が到達しづらい地域をカバーするため、再送信局（中継局）を経由して電波を到達させる方式№27 住吉中学校を再送信局（◎）とし、配下の子局（○）に電波を再送信している。

※２　主に風水害時、住民の避難を促すため、大音量のサイレンを鳴動する装置

２．移動系半固定型無線（デジタル）

令和４年１月末時点

無線番号	設置施設	備考
-	基地局（無線室）	千代田 1-1-1
100	統制局（防災安全課）	千代田 1-1-1
201	無線室	千代田 1-1-1
202	電話交換機室	千代田 1-1-1
301	中央公民館	千代田 1-2-3
302	三芳野公民館	横沼 153-3
303	勝呂公民館	石井 1526
304	入西地域交流センター	新堀 157
305	大家公民館	森戸 445
306	北坂戸公民館	伊豆の山町 17-54
307	城山公民館	西坂戸 5-34-1
308	浅羽野公民館	浅羽 779-4
309	千代田公民館	千代田 4-12-6
311	坂戸小学校	薬師町 1650
312	三芳野小学校	横沼 213-2
313	勝呂小学校	石井 1800
314	入西小学校	新堀 265
315	大家小学校	森戸 449-1
316	予備機	千代田 1-1-1
317	浅羽野小学校	浅羽 810
318	予備機	千代田 1-1-1
319	千代田小学校	千代田 2-17-5
320	桜小学校	泉町 3-28-7
321	片柳小学校	片柳 501
322	南小学校	千代田 4-8-1
323	上谷小学校	東坂戸 1-1
331	坂戸中学校	千代田 1-3-1
332	住吉中学校	塚越 114-1
333	若宮中学校	成願寺 327-2
334	城山学園	多和目 788
335	千代田中学校	千代田 4-3-1
336	浅羽野中学校	浅羽 753-1
337	桜中学校	泉町 3-25-8

無線番号	設置施設	備考
341	坂戸市文化会館	元町 17-1
342	サンテさかど	にっさい花みず木 1-3
343	市民総合運動公園	石井 2327-3
344	市民健康センター	石井 1550
351	県立坂戸高等学校	上吉田 586
352	県立坂戸ろう学園	鎌倉町 14-1

【資料3－7】その他の通信設備

令和４年１月末時点

名　称	機 器 名 称	数　量	設置場所等
衛星携帯電話	NTTdocomo ワイドスターⅡ	２台	防災安全課
災害時用携帯電話	Softbank Simply B	16台	防災安全課、地域防災拠点
ＩＰ無線機	icom IP500H	15台	防災安全課
テレビ会議システム	－	一式	市役所・消防本部 ※上記２か所の対向通信

【資料3－8】気象観測･河川監視システムの現況

令和４年１月末時点

設　備		内　容	設置場所
気象観測・河川監視システム	河川監視カメラ	河川監視カメラ	大谷橋（大谷川） 飯盛川排水機場（飯盛川） 新葛川橋（葛川） 城山橋（高麗川）
	河川水位計	電波式水位計	大谷橋（大谷川） 白山橋（谷治川） 城山橋（高麗川）
	気象観測装置	雨量・風向風速・ 積雪・温湿度	三芳野公民館 市役所屋上 城山公民館

※上記で収集した情報は、坂戸市気象観測・河川監視システムで一般公開している。
https://sakado.tenki.ne.jp/

【資料3－9】塵芥及びし尿処理場の所在・処理能力

令和３年10月末時点

区　　分	名　　称	住　　所	処理能力
塵　芥	西清掃センター	にっさい花みず木1-5	80ｔ／１日
し　尿	坂戸地区衛生組合	上吉田651-1	200キロリットル／１日

【資料3－10】応急清掃資機材の現況

令和３年10月末時点

種　　別	台　　数	所　　在
塵芥車	１台	西清掃センター
ショベルローダー	２台	東清掃センター
パワーショベル	１台	サツキクリーンセンター
フォークリフト	１台	西清掃センター
ダンプ	１台	西清掃センター
軽ダンプ	１台	西清掃センター
トラック（２ｔ）	１台	西清掃センター
脱着装置付きコンテナ専用車（４ｔ）	１台	東清掃センター

【資料3－11】防疫用資機材の備蓄状況

令和３年10月末時点

資　機　材　名	数　　量	保　管　場　所
動力噴霧機	２台	坂戸市役所
電動噴霧機	１台	〃
手動噴霧機	３台	〃
オスバン液（逆性石けん）	10本／500ミリリットル	〃
エタノール	20本／500ミリリットル	〃

【資料3－12】防疫用資材の調達先

令和３年10月末時点

業　　者　　名	住　　所	電 話 番 号
（有）クスリのクボタ	南町５－３	281-2828

【資料3－13】市内の病院･診療所等の現況

1．病院・診療所

令和３年10月末時点

医療施設名	住　　所	電話番号	診療科目
(医)社団敬悠会 菅野病院【療養】	関間 1-1-17	284-3025	内科・皮膚科・呼吸器科・循環器科・リハビリテーション科・胃腸科・放射線科・小児科・在宅
(医)刀仁会 坂戸中央病院 【療養】	南町 30-8	283-0019	内科・外科・整形外科・皮膚科・肛門外科・泌尿器科・消化器内科・消化器外科・形成外科・神経内科・呼吸器内科・呼吸器外科・循環器内科・リハビリテーション科・糖尿病内科・内視鏡内科・乳腺外科・腫瘍外科・救急
(医)社団マウナケア会 清水病院	日の出町 1-8	281-0158	産婦人科
明海大学歯学部付属明海大学病院	けやき台 1-1	279-2733	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科・内科・眼科・耳鼻咽喉科
(医)若葉会 若葉病院【療養】	戸宮 609	283-3633	内科・循環器内科・消化器内科・整形外科・リウマチ科・外科・リハビリテーション科・放射線科・皮膚科・糖尿病内科・脳神経内科・麻酔科・形成外科・呼吸器内科
(医)浅羽クリニック	浅羽 991-1	284-1114	内科・神経内科・小児科
(医)あさひ整形外科・皮フ科	泉町 2-14-2	283-6977	整形外科・皮膚科
(医)一二会　阿部皮膚科	南町 5-28	284-1212	皮膚科・アレルギー科
イーグル工業株式会社診療所	片柳 1500	281-1111	内科
(医)いずみ眼科	泉町 2-11-8	282-5315	眼科・在宅
(医)社団　千手会　伊利医院	竹之内 199	281-0431	内科・小児科・放射線科・在宅
大野耳鼻咽喉科クリニック	八幡 2-9-10	284-8734	耳鼻咽喉科・アレルギー科・気管食道科
小川医院	小沼 846	281-0839	内科・小児科
(医)こうせい会 おがわこどもクリニック	千代田 1-5-7	282-3153	小児科、アレルギー科、内科
(医)善淳会 小川産婦人科小児科	南町 24-15	281-2637	産婦人科・小児科
北坂戸クリニック	溝端町 7-1	281-6480	内科・小児科・循環器内科
(医)社団医翔会 きもと内科･消化器内科クリニック	関間 4-12-12 ファーストレジデンス若葉１階	288-1280	内科・消化器内科
小林内科医院	山田町 9-27	280-5700	内科・小児科・胃腸科・アレルギー科
さいとう内科クリニック	伊豆の山町 22-10 トータスビル 1F	289-8787	内科、糖尿病代謝内科、呼吸器内科
栄クリニック	日の出町 22-10	227-6501	消化器科・循環器科・呼吸器科・内科・外科・小児科・在宅
(医)坂戸眼科医院	関間 1-1-15	283-4303	眼科
(医)神亜会　坂戸北口眼科	日の出町 6-25 マスヤビル２階	282-5181	眼科
特別養護老人ホーム 坂戸サークルホーム	石井 1684	283-7851	内科・外科
坂戸市休日急患診療所	石井 2327-5	289-1199	内科・小児科
坂戸市立市民健康センター	石井 2327-3	284-1621	内科・小児科

医療施設名	住　　所	電話番号	診療科目
坂戸中央クリニック	千代田 4-13-3	283-2151	内科・外科・整形外科・皮膚科・肛門外科・消化器科・リハビリテーション科
(医)社団薫風会　坂戸内科医院	薬師町 15-6	284-6001	内科・小児科・東洋・在宅
(医)大元気会 坂戸西診療所	北峰 33	289-5111	内科・小児科・アレルギー科・リハビリテーション科
坂戸訪問診療所	日の出町 8-13	298-5466	内科・皮膚科・形成外科・在宅
埼玉県坂戸保健所	石井 2327-1	283-7815	内科・小児科・精神科
さかど療護園診療所	中小坂 80-2	289-0050	内科
特別養護老人ホーム さかどロイヤルの園医務室	森戸 739-1	279-1400	内科
さとう耳鼻咽喉科クリニック	仲町 10-1	282-3384	耳鼻咽喉科
三光町クリニック	浅羽野 1-1-8	281-0334	内科・整形外科・皮膚科・精神科
渋谷こどもクリニック	日の出町 6-25 3階	284-1881	小児科・内科・アレルギー科
シャローム・ガーデン坂戸診療所	新堀 1-1	282-4590	内科
シャロームにっさい医院	北峰 306	280-7373	内科・神経内科・胃腸内科・乳腺内科
女子栄養大学附属 坂戸診療所	千代田 3-9-21	283-2133	内科
(医)善慈会 善能寺クリニック	善能寺 232-1	289-5588	内科・外科・胃腸科・在宅
(医)たかの眼科	南町 12-5	288-2121	眼科
田口耳鼻咽喉科医院	南町 12-21	281-6786	耳鼻咽喉科・在宅
竹原クリニック	日の出町 6-25 4階	280-4005	神経科・心療内科・精神科
田島内科小児科医院	関間 1-14-13	281-6722	内科・小児科・アレルギー科
(医)鶴松会 鶴松整形外科	厚川 14-10	288-3081	整形外科・リハビリテーション科・アレルギー科・糖尿病内科・精神科・心療内科・神経内科
トッパングループ健康保険組合 坂戸診療所	にっさい花みず木 8-1	288-1897	内科
(医)根本整形外科医院	日の出町 2-16	281-0018	整形外科・リハビリテーション科
花水木こどもクリニック	にっさい花みず木 3-20-8	282-8732	小児科、アレルギー科
早川医院	中小坂 899-5	282-1186	内科・胃腸科・眼科・皮膚科
(医)社団秀人会 原田内科クリニック	末広町 5-1-105	281-3235	内科・小児科・消化器内科・在宅
(医)博真会 東坂戸クリニック	東坂戸 2-6-103	284-1718	内科・糖尿病科
日の出内科クリニック	日の出町 15-1	288-3717	内科・神経内科
広瀬内科クリニック	塚越 1242-2	283-3001	内科・小児科・耳鼻咽喉科
藤井小児科医院	千代田 4-14-12	283-7272	小児科
本町診療所	本町 2-13	283-0020	内科・外科・消化器科・肛門科・脳神経外科
町野皮ふ科	にっさい花みず木 3-15-13	298-6845	皮膚科・小児皮膚科・形成外科・在宅
(医)社団松野会 松野記念クリニック	上吉田 639	289-8889	内科・リハビリテーション科・心療内科・精神科・漢方内科・漢方アレルギー科・歯科・小児歯科・糖尿病内科
(医)松本内科・消化器クリニック	溝端町 8-9	288-3150	内科・消化器科・外科・肛門科
(医)丸山内科クリニック	薬師町 11-29	289-2610	内科・小児科

医療施設名	住　　所	電話番号	診療科目
南町クリニック	南町 13-21	289-3731	内科＜人工透析＞
宮崎整形外科医院	薬師町 10-23	284-3381	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科
(医)社団爽風会 守屋医院	日の出町 7-29	284-8586	内科・小児科・精神科・心療内科
やまだクリニック	清水町 46-46	288-7788	内科・消化器内科・外科
(医)凌光会 吉川クリニック	薬師町 1	282-5002	内科・小児科・在宅
(医)産春会 吉松医院	日の出町 1-16	281-0532	内科・小児科・産婦人科・外科
若葉クリニック	紺屋 403	283-1611	内科・小児科
Ａｉ　Ｃｌｉｎｉｃ	緑町 4-1	277-5225	内科・外科・皮膚科・肛門外科・消化器内科・消化器外科・産科・乳腺外科・肝臓内科
尾崎醫院	関間 4-4-52-5	236-3255	がん内科・麻酔科・形成外科・歯科口腔外科
関越腎クリニック	末広町 6-9	227-9399	内科
北坂戸ファミリークリニック	薬師町 3-2	280-8080	内科・在宅
脳神経外科　ブレインピア坂戸西	新堀 279-1	288-7007	脳神経内科・脳神経外科

２．歯科診療所

令和３年 10 月末時点

医療施設名	住　　所	電 話 番 号
あさみ歯科医院	石井 2403	282-3000
(医)輝朱会 アートデンタルクリニック	南町 6-10	289-6669
井上歯科クリニック	千代田 3-21	289-1182
今井歯科医院	薬師町 33-7	284-0715
内田歯科医院	石井 2030	281-0371
江夏歯科医院	本町 11-19	282-4215
オーク坂戸歯科	日の出町 2-15	280-3355
おおば歯科クリニック	上吉田 210-1	281-7880
かわばた歯科医院	三光町 43-2	283-8800
(医)岸田会 岸田歯科わかば診療所	石井 2897-3	282-1105
岸本歯科	薬師町 23-5	284-1408
北坂戸オレンジ歯科	末広町 1-5	280-5108
北坂戸歯科	芦山町 8-11	282-1758
共立歯科医院	三光町 49-1	283-7111
けやき歯科クリニック	千代田 4-2-1	282-0076
コウヤマ歯科医院	緑町 15-6	281-7181
こばやし歯科医院	日の出町 12-23　１階	284-8888
(医)社団明櫻会 さくら歯科クリニック	塚越 1-4	288-3838
すまいる歯科医院	仲町 2-9	280-3700
関口歯科医院	善能寺 86	281-1811

医療施設名	住　　所	電 話 番 号
せと歯科クリニック	にっさい花みず木 4-16 1F	299-5711
たな歯科クリニック	末広町２番	277-3535
中央歯科医院	末広町 8-22	281-2252
千代田歯科医院	千代田 4-1-13　１階	289-0648
デンタルリサーチホワイト歯科	千代田 1-1-35	283-4627
戸口歯科医院	末広町 22-4	283-0131
中島歯科クリニック	薬師町 4-11	283-3737
西坂戸歯科医院	西坂戸 2-5-7	286-9006
にっさい歯科	にっさい花みず木 2-6-2	289-1150
にっさい中里歯科医院	にっさい花みず木 6-18-1	282-5930
根本歯科医院	日の出町 14-13	283-9116
(医)社団佳秀会 花みず木歯科クリニック	にっさい花みず木 3-11-8	284-2223
はやと歯科クリニック	泉町 3-9-8	282-7041
ひかり歯科	千代田 3-11-1	280-7881
東坂戸歯科医院	東坂戸 2-6-102	283-9595
平沼歯科医院	本町 9-5-201	282-5099
(医)藤朋会 富士虎ノ門歯科医院	南町 3-2　1F	289-9307
フラワー歯科	千代田 4-10-1	284-9555
ホワイト歯科わかば	塚越 20-20	288-2212
本田矯正歯科クリニック	溝端町 3-10	288-4456
増野歯科医院	関間 4-4-21	283-2888
みぞはた歯科クリニック	溝端町 7-12	281-3233
三宅歯科医院	緑町 4-4	282-2143
もぎデンタルクリニック	塚越 1241-2	280-3003
もりた歯科医院	緑町 26-4	281-7229
もりや歯科	伊豆の山町 4-57	280-5117
安田歯科医院	紺屋 526-2	283-8211
やまねこ歯科	千代田 2-8-5	288-3322
(医)社団石黒歯科医院 大和歯科診療室【休止中】	千代田 3-22-13	280-0555
若宮歯科医院	成願寺 323-1	282-5050
タケダクリニック坂戸	日の出町 5-30-204	050-5578-0628
たなか歯科医院	石井 2705-3	277-4149
みさき歯科	新堀 270-1	277-3303

３．薬局

令和３年 10 月末時点

名　　称	住　　所	電 話 番 号
ヴェルペン花みず木薬局	にっさい花みず木 3-15-2	280-3222
イルカ薬局花みず木店	にっさい花みず木 3-20-8	299-7620
ウエルシア薬局坂戸にっさい花みず木店	にっさい花みず木 4-18-1	280-8010
マリオン薬局坂戸店	伊豆の山町 22-9	288-6531
関間調剤薬局	関間 1-1-10	284-3621
ユニコ調剤薬局ユニメック	関間 1-1-8	284-8899
メローライフ薬局若葉店	関間 4-12-12-B ファーストレジデンス若葉	282-6460
わかば薬局　西口駅前店	関間 4-12-24　若葉西口ビル 1F	299-4095
有限会社ユニコ調剤薬局若葉店	関間 4-15-18	288-5080
せんし堂薬局一本松店	厚川 14-23	298-7491
ウエルシア薬局坂戸鶴舞厚川店	厚川 58-4	296-8500
ミドリ薬局溝端店	溝端町 7-6	281-8727
明倫堂薬局	四日市場 477-1	279-5211
はなまる薬局坂戸店	小沼 844-3	280-9393
アイセイ薬局坂戸西店	新堀 270-10	288-0408
クローバー薬局にっさい店	新堀 7-4	298-3336
あおぞら薬局清水町店	清水町 46-40 ライフルマンション 102 号室	277-5507
高橋薬局	千代田 1-18-11	281-1476
コスモス調剤薬局	千代田 1-5-10	280-3310
中山薬局	千代田 2-24-3	283-3995
ポニー薬局	泉町 2-451	289-9501
クローバー薬局浅羽店	浅羽 992-6	288-6222
ウエルシア薬局坂戸浅羽野店	浅羽野 1-2-1	284-9996
天草薬局坂戸店	竹之内 199-3	281-2878
そうごう薬局坂戸店	中小坂 899-31	288-1175
アピア薬局	中富町 1-11	289-3440
ナカマチ薬局	仲町 9-1	288-2100
かえで薬局	塚越 1229-5	282-3090
ユニコ薬局東坂戸店	東坂戸 2-8-104	284-3646
クローバー薬局南町店	南町 13-15　勝栄ハイツ 102	289-7818
サンタの健康薬局坂戸店	南町 24-5　長久保ビル 102	280-4411
ひまわり薬局　坂戸店	南町 30-19	299-8346
アイン薬局坂戸店	南町 31-8	288-6630
ウエルシア薬局坂戸南町店	南町 5-12	280-8500
ハロー薬局	南町 5-17	288-7266
クスリのクボタ薬局	南町 5-3	281-2828
秋山薬局　駅前店	日の出町 14-8　Ａ号	284-8788
秋山薬局　日の出町店	日の出町 15-1　伊藤ビル１階	257-7565
薬の坂重薬局	日の出町 6-24　升屋マンションビル 101	284-9678
秋山薬局　八幡店	八幡 2-9-19	281-1592
有限会社ユニコ調剤薬局	八幡 2-9-9	283-5194
日高薬局	北峰 6-4	281-0462

名　　称	住　　所	電 話 番 号
コウヤマ薬局	本町 3-26	281-0156
有限会社クスリのクボタ薬局北坂戸店	末広町 3-10	283-5718
薬師堂薬局	薬師町１　北坂戸駅前ハイツ 1-101	289-8366
双葉薬局	薬師町 11-4	281-1498
ミドリ薬局薬師町店	薬師町 12-8	281-1051
有限会社ひだまり薬局	薬師町 15-20	289-3301
ウエルシア薬局坂戸柳町店	柳町 45-17	280-5025

【資料3－14】感染症病床の設置状況

医療施設名	所　　在	電 話 番 号	病床数
埼玉医科大学病院	毛呂山町毛呂本郷38	276-1111	6
東松山市立市民病院	東松山市松山2392	0493-24-6111	4

【資料3－15】浸水想定区域内にある要配慮者関連施設

令和３年10月末時点

	施 設 名	住　　所	電話番号	ＦＡＸ番号
通所施設	社会福祉法人十善会 さかど療護園	中小坂 80-2	289-0050	284-6012
	坂戸市立勝呂福祉作業所	石井 309-3	283-5044	283-8455
	ぽてと工房芦山	芦山町 13-6 コクブビル２階	282-4708	282-4712
	放課後等デイサービス・ 児童発達支援ぽんて	泉町 2-15-4	277-4161	277-4172
	放課後等デイサービス・ 児童発達支援ぽんてなないろ	伊豆の山町 2-7	299-5415	299-5416
	あいむほうむ坂戸	芦山町 13-6 コクブビル１階	298-6781	298-6782
	運動療育特化型児童発達支援・ 就労準備型放課後等 デイサービスラボリジュニア	末広町 1-6-302	250-9774	290-6528
	ひとつ星・さかど	片柳 2148-8	272-7232	272-7235
	放課後等デイサービス ぽんてキャンバス	上吉田 346-1	299-5480	299-5487
	ひるがおハウス	中富町 59-7	298-4947	298-4948
	グループホームいつき寮	伊豆の山町 18-8	296-7077	277-4661
	ソーシャルインクルーホーム 坂戸溝端町	溝端町 3-3	298-5823	298-5824
	はぴねすくらぶ北坂戸	伊豆の山町 20-12 田中ビル 102	227-3910	227-3910
子育て施設	大家児童センター	厚川 238-1	284-1425	289-5338
	坂戸児童センター	芦山町 23	283-4378	289-4964
	坂戸保育園	元町 21-13	281-0114	281-0223
	東坂戸保育園	東坂戸 2-7	283-3977	283-3980
	薬師保育園	薬師町 6-3	282-3188	282-4101
	さつき保育園	新堀 271-1	288-7715	288-0313
	レイモンド坂戸保育園	善能寺 43-15	298-6206	298-6207
	むぎのこ保育園	戸口 457-4	284-8458	299-6333
	坂戸さくら保育園	伊豆の山町 12	284-3500	-
	さかどキッズステーション	末広町 22-3	283-1233	283-2752
	つぼみ保育園	新堀 278-1	288-7715	-
	ポレポレ保育室	溝端町 1-1-5-101	227-3280	-
	北坂戸東口駅前保育園	薬師町 2-10-101	299-6616	-
	坂戸三光保育園	三光町 49-14	290-2770	
	こひつじ園塚越	塚越 742-1	227-6681	

	施 設 名	住　　所	電話番号	ＦＡＸ番号
子育て施設	学童保育所はらっぱクラブ	伊豆の山町 1-1	282-3899	282-3899
	学童保育所風の子クラブ	片柳 531-1	283-6258	283-6258
	学童保育所にこにこクラブ	薬師町 31-5	284-3737	284-3737
	学童保育所第二にこにこクラブ	薬師町 31-6	289-5515	-
	学童保育所ほしぞらクラブ	石井 1800	289-5265	-
	学童保育所第二ほしぞらクラブ	石井 1800-7	227-3150	-
	学童保育所たけのこクラブ	浅羽 836-3	283-7091	-
	子育て支援センター	溝端町 5-3	288-2141	288-2144
	ママスクエアＤＰＬさかど保育園	西インター1-2-1 ＤＰＬ坂戸１	070-3351-0274	-
	学童保育所第二にこにこクラブ	薬師町 31-6	289-5515	-
学校施設	末広幼稚園	末広町 7-5	281-5331	289-4195
	坂戸小学校	薬師町 1650	281-0039	284-9853
	片柳小学校	片柳 501	283-4735	289-1015
	浅羽野小学校	浅羽 810	281-2155	284-9912
	浅羽野中学校	浅羽 753-1	284-1441	284-6476
	桜小学校	泉町 3-28-7	283-3541	284-9963
	桜中学校	泉町 3-25-8	282-2002	284-6746
	上谷小学校	東坂戸 1-1	283-1911	284-9903
	勝呂小学校	石井 1800	281-0229	284-9871
	若宮中学校	成願寺 327-2	281-2014	284-6654
	城山小学校	多和目 788	286-2789	271-4046
	城山中学校	多和目 788	285-9930	271-3657
	県立坂戸高等学校	上吉田 586	281-3535	288-1107
	県立坂戸西高等学校	四日市場 101	286-9473	279-1009
高齢者施設	老人福祉センターことぶき荘	赤尾 2149-1	283-0223	283-0412
	ケアセンターさくら	上吉田 203-1	281-0210	289-9205
	ニチイケアセンター北坂戸	末広町 17-23	288-7031	288-7034
	シャロームデイサービスセンター	新堀 1-1	288-4595	288-4596
	若葉デイサービスセンター	紺屋 403	283-5522	283-5888
	松野記念クリニックデイケア	上吉田 639	289-8889	282-7238
	リハビリケアさくら	末広町 5-1 原田内科クリニック２階	280-3037	280-3037
	シャロームショートステイサービス	新堀 1-1	282-4590	282-2180
	守屋医院デイサービスのぞみ	日の出町 7-29	288-3155	288-3157
	坂戸地域福祉事業所いきいき	小山 13-3	289-0961	289-0961
	さわやかリハビリデイサービス	伊豆の山町 15-11	299-4346	299-4347
	医療法人社団爽風会 リハビリテーションアール	日の出町 5-12	284-7743	284-2717

	施 設 名	住　　所	電話番号	ＦＡＸ番号
高齢者施設	坂戸地域福祉事業所 いきいき駅前デイサービス	溝端町 1 北坂戸団地 1-5-101	227-3136	227-3136
	レッツ倶楽部北坂戸	溝端町 8-9	227-9623	227-9627
	デイサービスあしたば	多和目 865-2	272-3363	272-3369
	プラチナ・デイサービス埼玉坂戸	元町 65-6	227-9322	227-9321
	あったかホーム	厚川 185	288-0005	292-1119
	坂戸西グループホームそよ風	戸口 559-2	283-9660	283-9660
	シャローム・グループホーム	新堀 1-1	283-7232	280-4591
	グループホームかおる	上吉田 260-24	280-7050	280-7051
	坂戸グループホームそよ風	赤尾 1893-1	280-6161	280-6164
	介護老人保健施設はつらつ	本町 2-13	283-0021	283-1312
	シャローム・ガーデン坂戸	新堀 1-1	282-4590	282-2180
	坂戸サークルホーム	石井 1684	283-7851	283-7850
	さかどロイヤルの園	森戸 739-1	279-1400	279-1401
	小沼サークルホーム	小沼 490-1	284-3751	284-3761
	プラチナ・シニアホーム埼玉坂戸	元町 65-6	227-9320	227-9321
	メディカルハウスかんえつ	末広町 6-9	227-9650	227-9651
	サービス付き高齢者向け住宅みのる	薬師町 11-5	280-3883	280-7732
	ふるさとホーム坂戸	にっさい花みず木 5-25-1	280-3600	282-1460
	サービス付き高齢者向け住宅心	本町 1-13	280-8856	280-8857

【資料3－16】消防機関の現況

１．坂戸･鶴ヶ島消防組合

(１) 消防本部

令和３年８月時点

組織名	職員数（人）	消防車両（台）							救急車（台）	指令車等（台）
		ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	水槽車	救助工作車	梯子車	資機材搬送車		
消防本部	53									8
坂戸消防署	73	1	1		1	1	1	1	3	4
東分署	23		1						1	1
西分署	23		1						1	1
鶴ヶ島消防署	42	1	1	1			1	2	2	3
合 計	214	2	4	1	1	1	2	3	7	17

２．坂戸市消防団

令和３年10月末時点

分団・部名		消防団員数（人）									消防車両数（台）		
		団長	副団長	指導部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計	多機能車	広報車	ポンプ車
	団本部	1	2	2	1					6			
	多機能部隊								7	7	1		
	女性部						1	2	11	14		1	
三芳野分団	本　部				1	2				3			
	第１部						1	2	7	10			1
	第２部						1	2	8	11			1
	第３部						1	2	10	13			1
勝呂分団	本　部				1	2				3			
	第１部						1	2	10	13			1
	第２部						1	2	9	12			1
	第３部						1	2	10	13			1
坂戸分団	本　部				1	2				3			
	第１部						1	2	10	13			1
	第２部						1	2	8	11			1
	第３部						1	2	8	11			1
	第４部						1	2	10	13			1
入西分団	本　部				1	2				3			
	第１部						1	2	10	13			1
	第２部						1	2	10	13			1
	第３部						1	2	10	13			1
大家分団	本　部				1	2				3			
	第１部						1	2	8	11			1
	第２部						1	2	6	9			1
	第３部						1	2	9	12			1
合　計		1	2	2	6	10	17	34	161	233	1	1	16

【資料3－17】消防機関の施設･資機材の現況

出典：令和元年度行政報告書

品名	数量	配置場所
防火水槽　(20m³未満)	36基	各地域
〃　(20m³以上40m³未満)	346基	〃
〃　(40m³以上100m³未満)	427基	〃
〃　(100m³)	11基	芦山・雲ヶ谷・稲荷久保・天神前・込道・宮脇公園外消防指定水利
消火栓	1,670基	各地区
高機能消防指令センター	1	指令センター
位置情報通知システム（統合型）	1	〃
電話交換装置	1	〃
総合気象観測装置	1	〃
計測震度計	1	〃
無停電電源装置	1	〃
消防用無線機（基地局）	9	〃
消防用無線機（車載）	27	各車両
空気呼吸器充填用コンプレッサー	1	鶴ヶ島消防署
簡易貯水槽	1	〃
消防ホース洗浄機	3	坂戸消防署１、西分署１、鶴ヶ島消防署１
救命ボート（船外機付）	1	坂戸消防署
体力錬成器具一式	2	坂戸消防署１、鶴ヶ島消防署１
蘇生訓練用生体シミュレーター	1	坂戸消防署
高度救急処置シミュレーター	5	坂戸消防署２、東分署１、西分署１、鶴ヶ島消防署１
自動体外式除細動器一式	5	各救急車５台
心電図等監視装置	6	〃
メインストレッチャー	6	〃
自動式心肺蘇生装置	5	坂戸消防署２、東分署１、西分署１、鶴ヶ島消防署１
自動人工呼吸器	6	各救急車６台
空気膨張式エアーテント	1	坂戸消防署
インパルス消火システム	2	坂戸消防署１、鶴ヶ島消防署１
空気式救助マット	1	坂戸消防署
救助用支柱器具	2	〃
マット型空気ジャッキ一式	1	救助工作車

品名	数量	配置場所
大型油圧スプレッダー	1	〃
大型油圧切断機	1	〃
空気切断機	1	〃
簡易画像探索機	1	〃
水中スピーカー一式	1	坂戸消防署
ビデオデッキ一体型液晶コンピュータ・ビデオ映写機	1	予防課
模擬消火訓練装置セット	1	予防課
プロジェクター・スクリーン一式	1	〃
除染シャワー	1	坂戸消防署
陽圧式化学防護衣	5	〃
放射線防護衣	2	〃

【資料3－18】水道施設の現況（貯水施設）

令和３年10月末時点

施 設 名	所　　在	貯水能力
坂戸浄水場	石井2333-5	12,100㎥
鶴ヶ島浄水場	鶴ヶ島市脚折2023	26,100㎥
多和目配水場	多和目458	2,000㎥

【資料3－19】応急給水資機材の現況

１．坂戸市

令和３年10月末時点

種　　別	規 格 等	数　量	保管場所
携行ポリ容器	20Ｌ	1,050個	市内18小・中学校（50個×18校）、 旧城山小学校（50個）、旧北坂戸小学校（50個）、 健康増進施設（50個）
〃	20Ｌ	15個	花みず木防災倉庫
〃	10Ｌ	100個	千代田小学校
背負い式水袋	６Ｌ	1,000個	坂戸市防災備蓄倉庫
エンジン式浄水装置	4,000Ｌ/時	１台	坂戸市役所
手動式浄水装置	３Ｌ/分	１台	坂戸市防災備蓄倉庫
災害用簡易水槽 （飲料用）	500Ｌ	14基	市内11小学校、旧城山小学校、 旧北坂戸小学校、健康増進施設、北坂戸出張所
	1,500Ｌ	９基	市内７中学校、浅羽野小学校、 坂戸市防災備蓄倉庫
		２基	坂戸市防災施設兼仲町集会所

２．坂戸、鶴ヶ島水道企業団

（１）一般用

令和３年10月末時点

種　　別	積載量等	台数等	保管場所
給水タンク車	2,000Ｌ	１台	水道企業団
給水用タンク	1,000Ｌ	２個	〃
	2,000Ｌ	２個	〃
携行ポリ容器	20Ｌ	780個	〃
ウォーターバルーン	500Ｌ	９基	〃
飲料水袋	４Ｌ	4,000枚	〃
災害用給水栓装置		13基	〃

（２）避難所用

令和３年10月末時点

保管施設	ウォーターバルーン	バルーン用仮設給水栓	消火栓用仮設給水栓	飲料水袋	ホース	スタンドパイプ	消火栓用開栓器
三芳野小学校	2	1	1	1,000	2	1	1
上谷小学校	2	1	1	1,000	2	1	1
勝呂小学校	2	1	1	1,000	2	1	1
入西小学校	2	1	1	1,000	2	1	1
健康増進施設	2	1	1	1,000	2	1	2
南小学校	2	1	1	1,000	2	1	1
坂戸中学校	2	1	1	1,000	2	1	1
坂戸小学校	4	2	2	2,000	4	2	4
桜中学校	2	1	1	1,000	2	1	1
桜小学校	2	1	1	1,000	2	1	2
浅羽野中学校	2	1	1	1,000	2	1	1
大家小学校	2	1	1	1,000	2	1	1
若宮中学校	2	1	1	1,000	2	1	2
坂戸市防災倉庫（城山公民館分）	2	1	1	1,000	2	1	1
城山学園	2	1	1	1,000	2	1	2
計	32	16	16	16,000	32	16	22

３．坂戸・鶴ヶ島消防組合

令和３年10月末時点

種別	積載量	台数	保管場所
水槽車	10,000Ｌ	１台	坂戸消防署
水槽付ポンプ車	1,500Ｌ	４台	坂戸消防署・東分署・西分署・鶴ヶ島消防署
化学車	1,300Ｌ	１台	鶴ヶ島消防署

【資料3－20】指定文化財の現況

１．無形

令和３年 10 月末時点

指定	種　別	名　称	所　在	指定年月日
県	無形民俗文化財	坂戸の大宮住吉神楽	塚越	S52.3.29
市	無形民俗文化財	森戸の獅子舞	森戸	S43.10.1
		入西くどき	入西地区	S46.4.1
		坂戸夏祭りばやし	本町・仲町 元町・日の出町	S49.2.11
		紺屋ばやし	紺屋	S49.3.1
		横沼新ばやし	横沼	S49.3.1
		塚越ばやし	塚越	S49.3.1
		多和目天神社の獅子舞	多和目	S50.4.17
		戸宮の獅子舞	戸宮	S51.1.29
		島田ばやし	島田	S52.2.23
		坂戸の釈迦降誕祭	仲町（永源寺）	S54.3.28
		北浅羽の獅子舞	北浅羽	S57.4.1
		粟生田ばやし	泉町	S58.4.1
		四日市場天王様 祭礼行事（麦からみこし）	四日市場	S58.10.29
		戸口ばやし	戸口	H9.5.27
		赤尾ばやし	赤尾	H13.3.29

※上記の神楽・獅子舞・はやし等に使用する面・衣装・諸道具及び山車を火災等から守るものとする。

２．有形

令和３年 10 月末時点

指定	種　　別	名　　称	所　　在	指定年月日
県	彫刻	木造薬師如来坐像	小山（三福寺）	S30.11.1
	天然記念物	入西のビャクシン	北大塚（石上神社）	S6.3.31
		ステゴビル	新堀（金山神社）	S6.3.31
		土屋神社神木スギ	浅羽野（土屋神社）	S23.3.17
	考古資料	万福寺の板石塔婆	北浅羽（万福寺）	S40.3.16
	史跡	雷電塚古墳	小沼	S33.3.20
	旧跡	黒川丹波守正直墓	石井（大智寺）	S38.8.27
		万葉遺跡浅羽野	浅羽野	S36.9.1
	選定重要遺跡	勝呂廃寺	石井	S51.10.1
		田波目城跡	多和目	S44.10.1
市	天然記念物	シダレザクラ	中小坂（慈眼寺）	S57.4.28
		カゴノキ	多和目（天神社）	S59.8.27
	古文書	北条家印判状	戸口	H6.3.30
		北条氏照印判状	小山	H6.3.30
		北条氏照書状	小山	H6.3.30
		中島歌子書簡3通	森戸	H22.9.27
	史跡	片柳の相撲場	片柳	S46.10.1
	考古資料	浅羽橋場の板石塔婆	浅羽	S55.2.12
		石井宗福寺の板石塔婆	石井（宗福寺）	S55.3.13
	工芸品	青銅火焔飛龍文花瓶	石井（勝呂小学校）	S55.3.13
		入西石塚古墳（三福寺１号墳）出土遺物一式	石井（歴史民俗資料館）	R2.3.26
		天正七年銘懸仏	新堀（大福寺）	S58.10.29
		土屋神社所蔵鰐口（粟生田上村七所宮常住鰐口）	浅羽野（土屋神社）	H30.3.27
	彫刻	魚籃観音	小沼（少林寺）	S58.10.29
	史跡	石橋供養塔	北峰	S59.3.19
	歴史資料	木造薬師如来胎内銘	元町（薬師堂）	S55.3.13
	有形民俗文化財	長久寺の勝軍地蔵	浅羽（長久寺）	S60.12.25
		雨乞い行事の阿弥陀如来画像	小山（三福寺）	S60.12.25
		北峰の大日如来石像	北峰	H5.9.24

【資料３－２１】避難所における新型コロナウイルス感染症対策

○健康状態に合わせた避難場所の確保

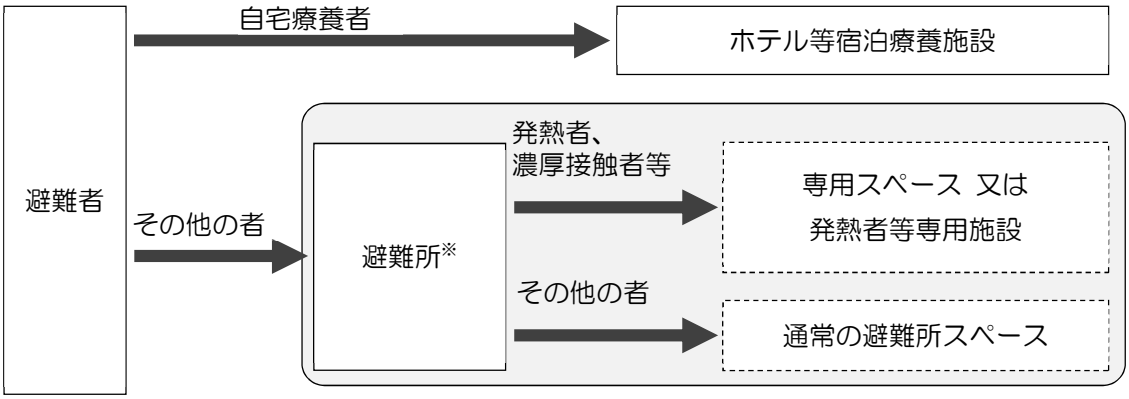

※十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

○十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

・体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

・地域の実情に応じて市有施設やホテル等の活用を検討する。

○避難所受付時のフロー

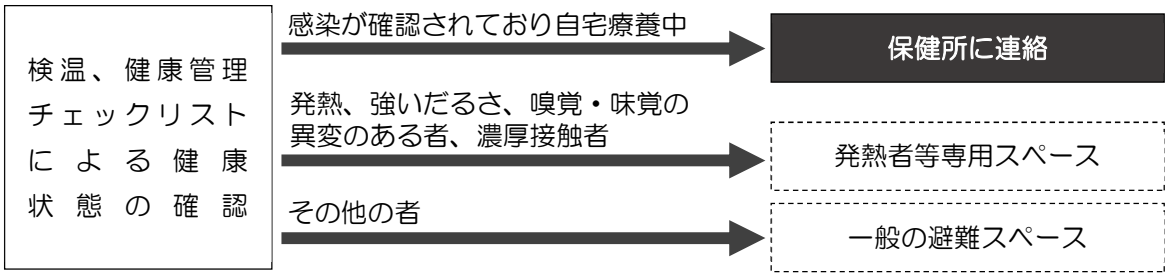

○避難所レイアウトの検討

・世帯間で概ね２ｍの間隔を確保するレイアウトを検討する。

○避難者の健康管理

・避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。また、避難者自身による毎朝の検温等の健康管理を徹底する。

・感染症の疑いがある者が発生した場合に備え坂戸保健所と連絡体制を整備する。

○発熱者等の専用スペースの確保

・発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

・発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とし、専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

・発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

○物資・資材

・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

○自宅療養者の対応

・自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に周知する。

・避難が必要な場合はホテル等の宿泊療養施設に避難するよう指示する。

○住民への周知

・広報紙、市ホームページ、ＳＮＳ等を活用し以下の事項を住民に周知する。

・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難又は安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。 ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること。

○感染症対策

・手洗い、マスクの着用や十分な換気等、基本的な感染症対策を徹底する。

・定期的な清掃を実施する。トイレ、ドアノブ等は重点的に行う。

・食事時間をずらして密集・密接を避ける。

○発熱者等の対応

・感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳などの症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から坂戸保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡し、検査、入院の調整をする。

・避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

○車中泊（車中避難）等への対応

・車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

■地震・風水害関連

【資料４－１】水害ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ

［引用：坂戸市防災マップ］

（次頁参照）

水害ハザードマップ１

水害ハザードマップの見方

この水害ハザードマップは、水害時に利用できる避難場所や避難所などの情報を集約し、4分割で拡大表示したものです。浸水実績区域、浸水継続時間（P29・P30）とあわせてご覧いただき、避難先や避難ルートを検討する際などにご活用ください。

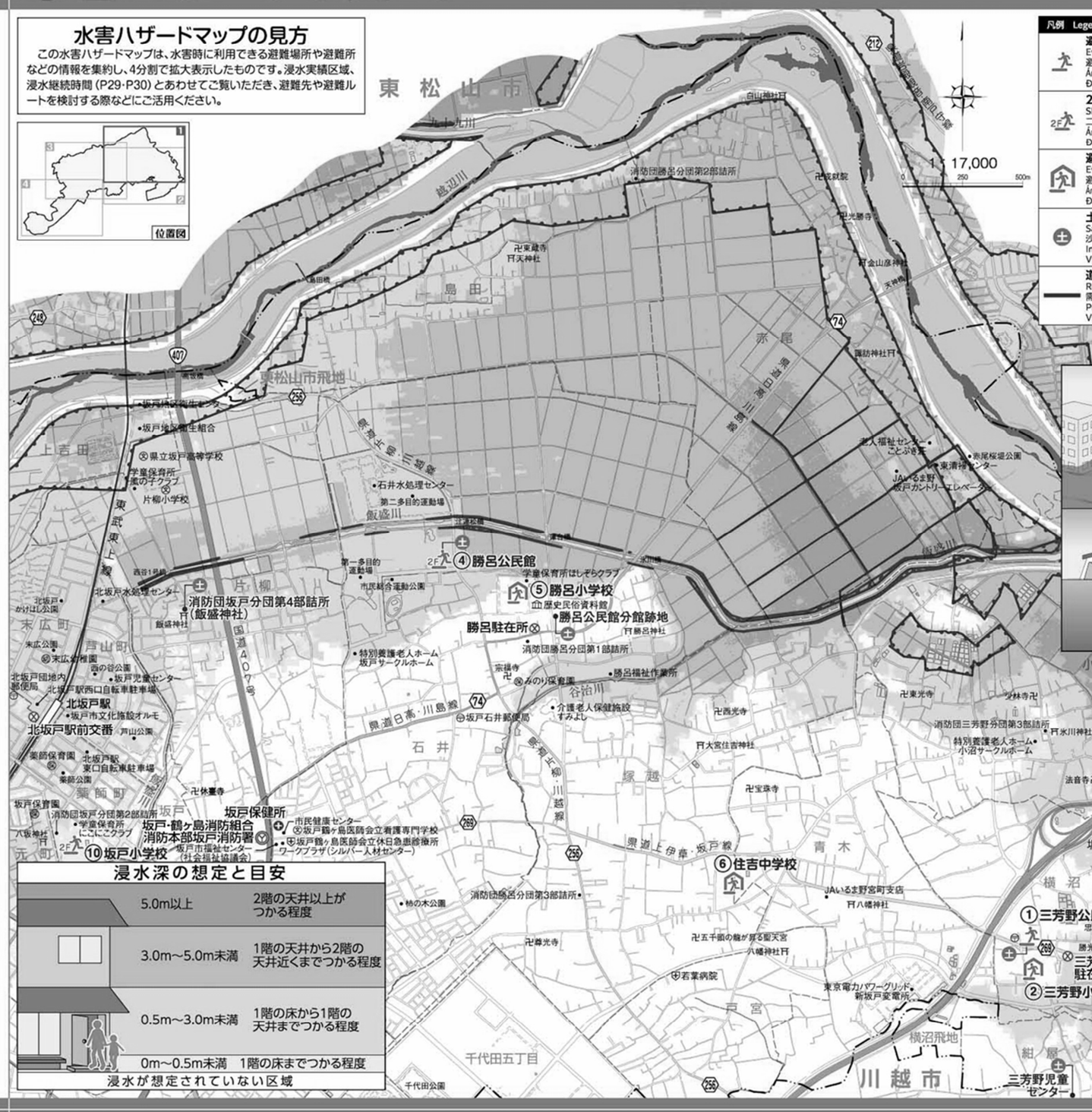

1：17,000
0 250 500m

凡例 Legend 凡例 범례 Legendas Quy ước	凡例 Legend 凡例 범례 Legendas Quy ước
避難場所 Evacuation Site 避難地点　대피장소 Áreas de evacuação designadas numa situação de emergência Địa điểm sơ tán	**市役所、出張所** City Hall, Branch Office 市役所，办事处　시청, 출장소 Prefeitura, delegações Tòa thị chính, Văn phòng chi nhánh
2階以上が利用できる避難場所 Shelter available on the 2nd floor and above 二楼以上能够利用的避难场所　2층 이상을 이용할 수 있는 대피 장소 Área de evacuação disponíveis do segundo andar para acima Địa điểm sơ tán có sẵn từ tầng hai trở lên	**警察署、交番・駐在所** Police Station, Police Box, Residential Police Box 警察署，派出所・警务岗亭　경찰서, 파출소·주재소 Quartel de polícia, postos de polícia e postos de polícia com residência anexa Sở cảnh sát, đồn cảnh sát, đồn cảnh sát dân cư
避難場所兼避難所 Evacuation Site and Shelter for Evacuees 避难地点兼避难所　대피장소 겸 대피소 Áreas de evacuação numa situação de emergência e também para abrigos Địa điểm sơ tán và nơi trú ẩn cho người sơ tán	**消防署、分署** Fire Station, Fire Station Branch 消防署，分局　소방서, 분서 Quartel de bombeiros, subpostos de bombeiros Sở cứu hỏa, các chi nhánh của sở cứu hỏa
土のう設置場所 Sandbagging Location 沙袋设置地点　흙부대 설치 장소 Instalações com sacos de areia Vị trí đặt bao cát	**救急病院** Emergency Hospital 急救医院　구급 병원 Hospital de emergência Bệnh viện cấp cứu
道路冠水注意箇所 Road submergence alert spot 需要注意道路淹水的地方　도로 관수 주의부분 Precauções contra inundações de estradas Vị trí cần đề phòng có ngập lụt trên đường	**保健所** Health Center 保健所　보건소 Centro de saúde Trung tâm Y tế

※浸水想定区域内にあり、洪水時に使用しない施設は、避難場所・避難所の表記をしていません。

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

堤防が決壊し、河川から流れ込む水の力により、家屋が流失・倒壊するおそれのある区域です。この区域の住民の方は、早めの立ち退き避難が必要です。

【区域図情報】
作成主体：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所（越辺川・高麗川）
埼玉県県土整備部河川砂防課（県管理河川）
公表年月日：平成29年5月30日（越辺川・高麗川）
令和2年5月26日（県管理河川）

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

河川の激しい流れにより河岸が削られ土地が流出し、家屋が流失・倒壊するおそれのある区域です。この区域の住民の方は、早めの立ち退き避難が必要です。

【区域図情報】
作成主体：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所（越辺川・高麗川）
埼玉県県土整備部河川砂防課（県管理河川）
公表年月日：平成29年5月30日（越辺川・高麗川）
令和2年5月26日（県管理河川）

浸水深の想定と目安

洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図

水防法に基づき、坂戸市周辺を流れる国管理河川（入間川、越辺川、小畔川、高麗川、都幾川）及び県管理河川（越辺川上流部、高麗川上流部、飯盛川、葛川、葛川放水路）が、大雨（※想定最大規模降雨）により増水し、氾濫が発生した場合に予想される浸水範囲や浸水する深さを記したもので、それぞれの河川での、河道・調節地等の洪水調節施設の整備状況等を勘案したうえで、浸水状況をシミュレーションしたものです。

このシミュレーションでは、支川の氾濫や想定最大規模降雨を超える降雨、内水による氾濫（水害リスク情報図を除く）等を考慮していないため、この区域以外の地域でも浸水が発生する場合や、想定される浸水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

※想定最大規模降雨：入間川流域の3日間総雨量740mm

【区域図情報】
- 洪水浸水想定区域図
  作成主体：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
  公表年月日：小畔川：平成28年5月30日　入間川・越辺川・高麗川・都幾川：令和元年6月20日
- 水害リスク情報図
  作成主体：埼玉県県土整備部河川砂防課
  公表年月日：令和2年5月26日

水害ハザードマップ

★前回発行した防災マップから内容を一部変更しています。

水害ハザードマップ２

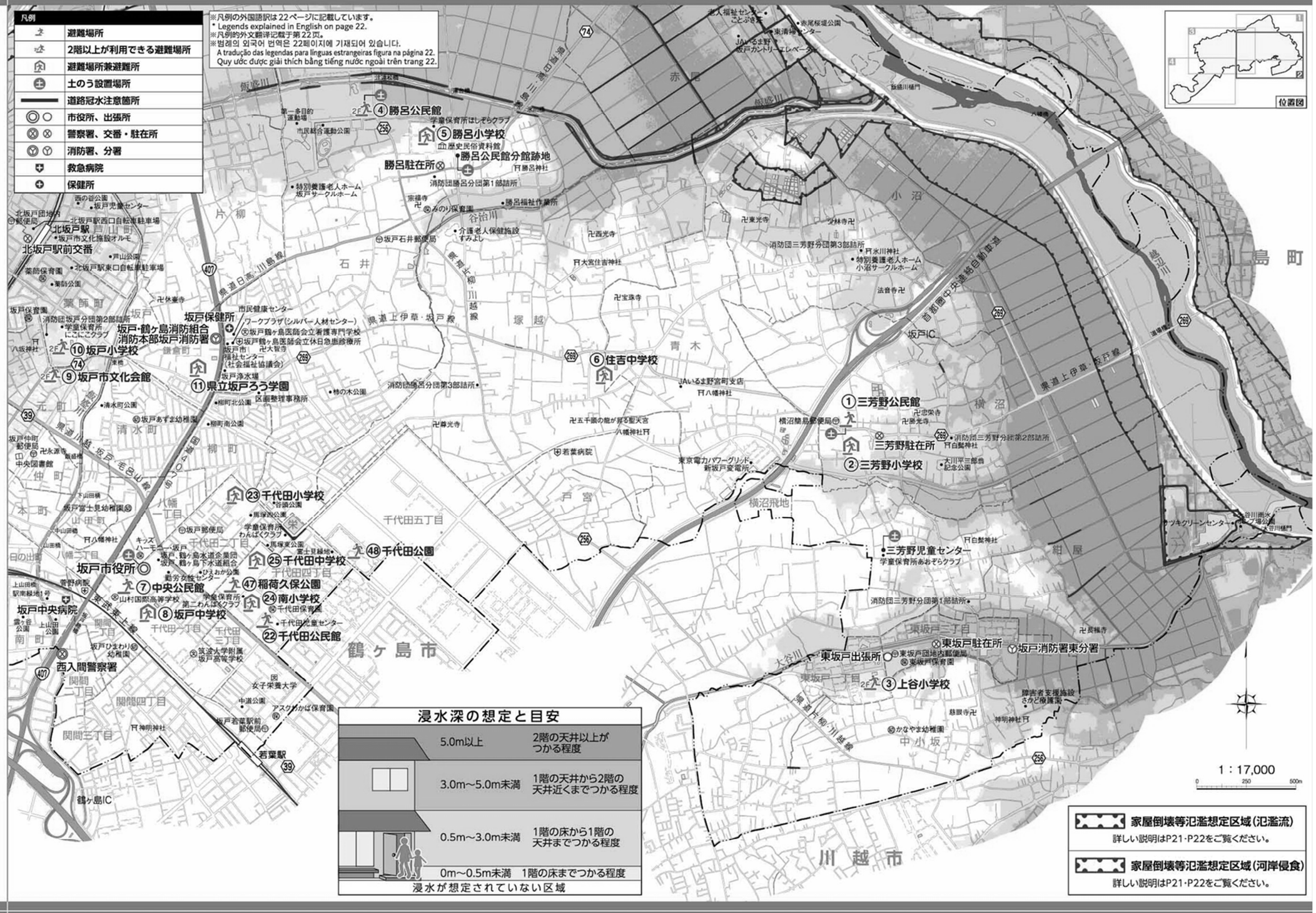
凡例
避難場所
2階以上が利用できる避難場所
避難場所兼避難所
土のう設置場所
道路冠水注意箇所
市役所、出張所
警察署、交番・駐在所
消防署、分署
救急病院
保健所
※凡例の外国語訳は22ページに記載しています。
• Legends explained in English on page 22.
※凡例的外文翻译记载于第22页。
※범례의 외국어 번역은 22페이지에 기재되어 있습니다.
A tradução das legendas para línguas estrangeiras figura na página 22.
Quy ước được giải thích bằng tiếng nước ngoài trên trang 22.
位置図
④勝呂公民館
⑤勝呂小学校
勝呂駐在所
勝呂公民館分館跡地
⑥住吉中学校
①三芳野公民館
三芳野駐在所
②三芳野小学校
三芳野児童センター
坂戸市役所
⑦中央公民館
⑧坂戸中学校
坂戸中央病院
坂戸保健所
坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部坂戸消防署
⑩坂戸小学校
⑨坂戸市文化会館
⑪県立坂戸ろう学園
北坂戸駅
北坂戸駅前交番
西入間警察署
坂戸駅
坂戸IC
鶴ヶ島IC
坂戸・鶴ヶ島医師会立看護専門学校
坂戸鶴ヶ島医師会立休日急患診療所
坂戸・鶴ヶ島水道企業団
坂戸・鶴ヶ島下水道組合
筑波大学附属坂戸高等学校
女子栄養大学
若葉駅
東坂戸出張所
東坂戸駐在所
坂戸消防署東分署
③上谷小学校
㉓千代田小学校
㉕千代田中学校
㉒千代田公民館
㊽千代田公園
㊼稲荷久保公園
㉔南小学校
鶴ヶ島市
川越市
浸水深の想定と目安
5.0m以上 2階の天井以上がつかる程度
3.0m～5.0m未満 1階の天井から2階の天井近くまでつかる程度
0.5m～3.0m未満 1階の床から1階の天井までつかる程度
0m～0.5m未満 1階の床までつかる程度
浸水が想定されていない区域
1：17,000
0 250 500m
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
詳しい説明はP21・P22をご覧ください。
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
詳しい説明はP21・P22をご覧ください。

水害ハザードマップ３

★前回発行した防災マップから内容を一部変更しています。

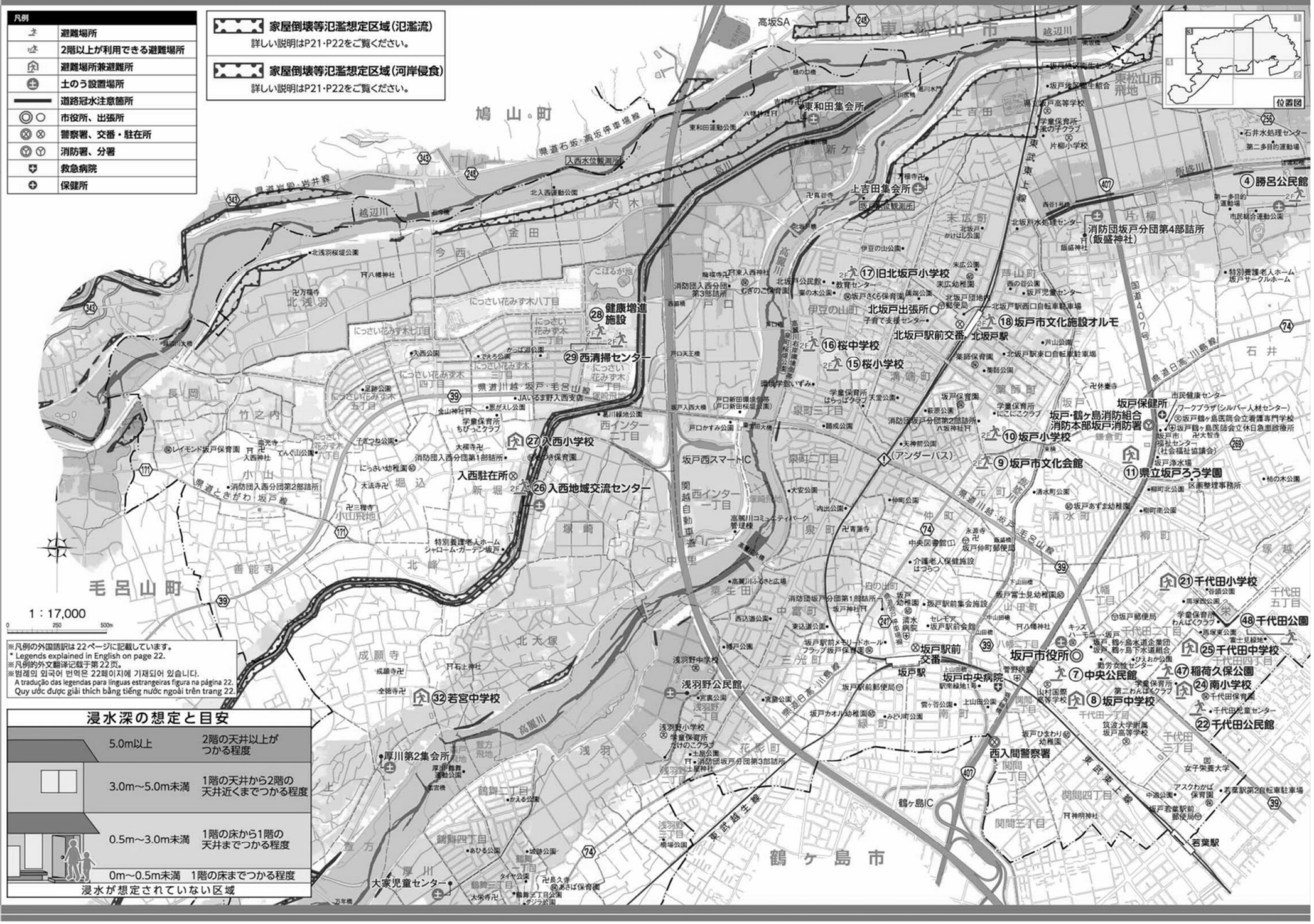

水害ハザードマップ4・土砂災害ハザードマップ

★前回発行した防災マップから内容を一部変更しています。

浸水深の想定と目安

5.0m以上	2階の天井以上がつかる程度
3.0m～5.0m未満	1階の天井から2階の天井近くまでつかる程度
0.5m～3.0m未満	1階の床から1階の天井までつかる程度
0m～0.5m未満	1階の床までつかる程度
浸水が想定されていない区域	

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
詳しい説明はP21・P22をご覧ください。

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
詳しい説明はP21・P22をご覧ください。

土砂災害警戒・特別警戒区域

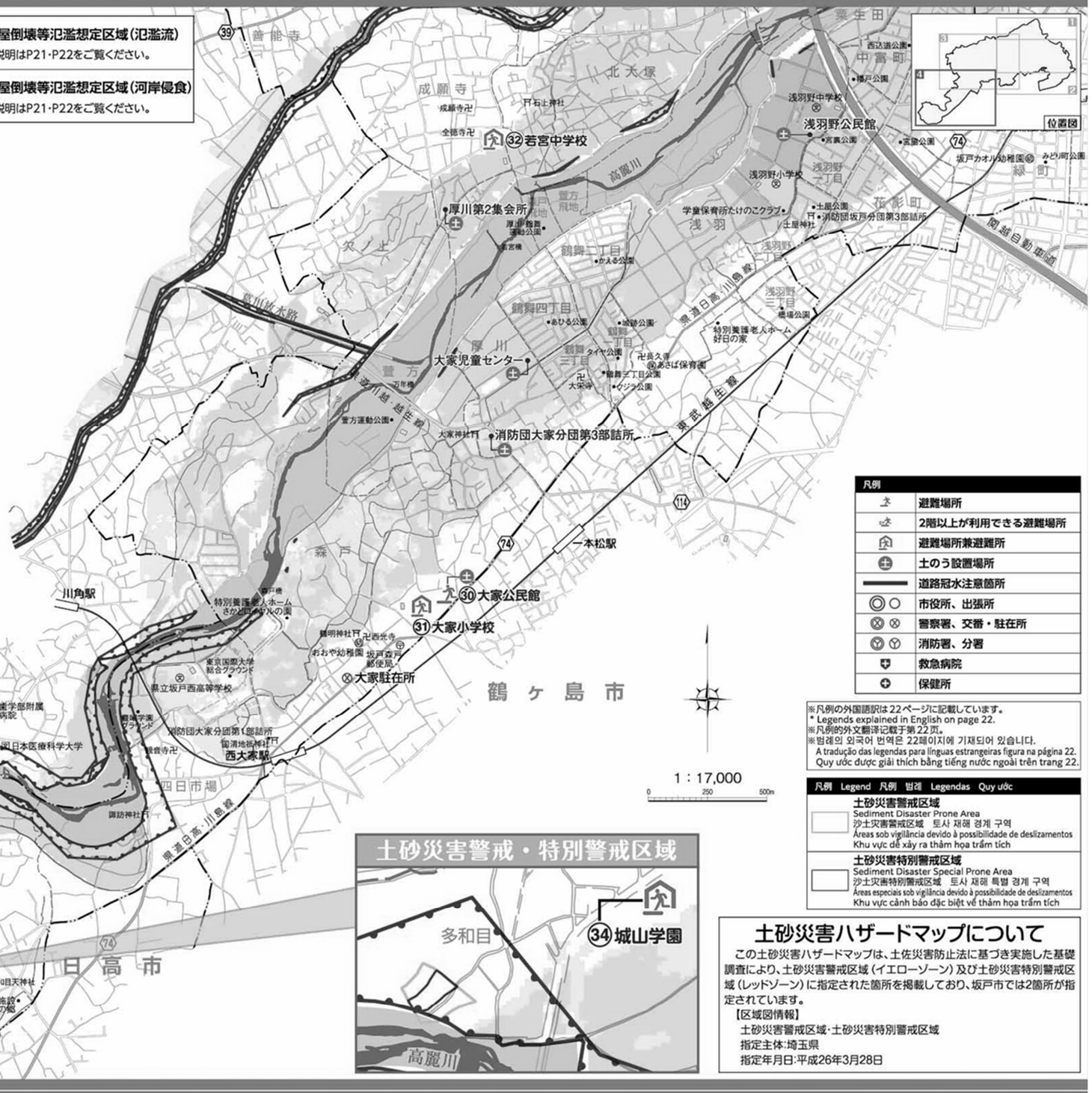

凡例	
	避難場所
	2階以上が利用できる避難場所
	避難場所兼避難所
	土のう設置場所
	道路冠水注意箇所
◎ ○	市役所、出張所
⊗ ⊗	警察署、交番・駐在所
Ⓨ Ⓨ	消防署、分署
	救急病院
	保健所

※凡例の外国語訳は22ページに記載しています。
* Legends explained in English on page 22.
※凡例的外文翻译记载于第22页。
※범례의 외국어 번역은 22페이지에 기재되어 있습니다.
A tradução das legendas para línguas estrangeiras figura na página 22.
Quy ước được giải thích bằng tiếng nước ngoài trên trang 22.

凡例 Legend 凡例 범례 Legendas Quy ước
土砂災害警戒区域 Sediment Disaster Prone Area 沙土灾害警戒区域　토사 재해 경계 구역 Áreas sob vigilância devido à possibilidade de deslizamentos Khu vực dễ xảy ra thảm họa trầm tích
土砂災害特別警戒区域 Sediment Disaster Special Prone Area 沙土灾害特别警戒区域　토사 재해 특별 경계 구역 Áreas especiais sob vigilância devido à possibilidade de deslizamentos Khu vực cảnh báo đặc biệt về thảm họa trầm tích

土砂災害警戒・特別警戒区域

土砂災害ハザードマップについて

この土砂災害ハザードマップは、土佐災害防止法に基づき実施した基礎調査により、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された箇所を掲載しており、坂戸市では2箇所が指定されています。

【区域図情報】
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
指定主体:埼玉県
指定年月日:平成26年3月28日

【資料4－2】河川現況図

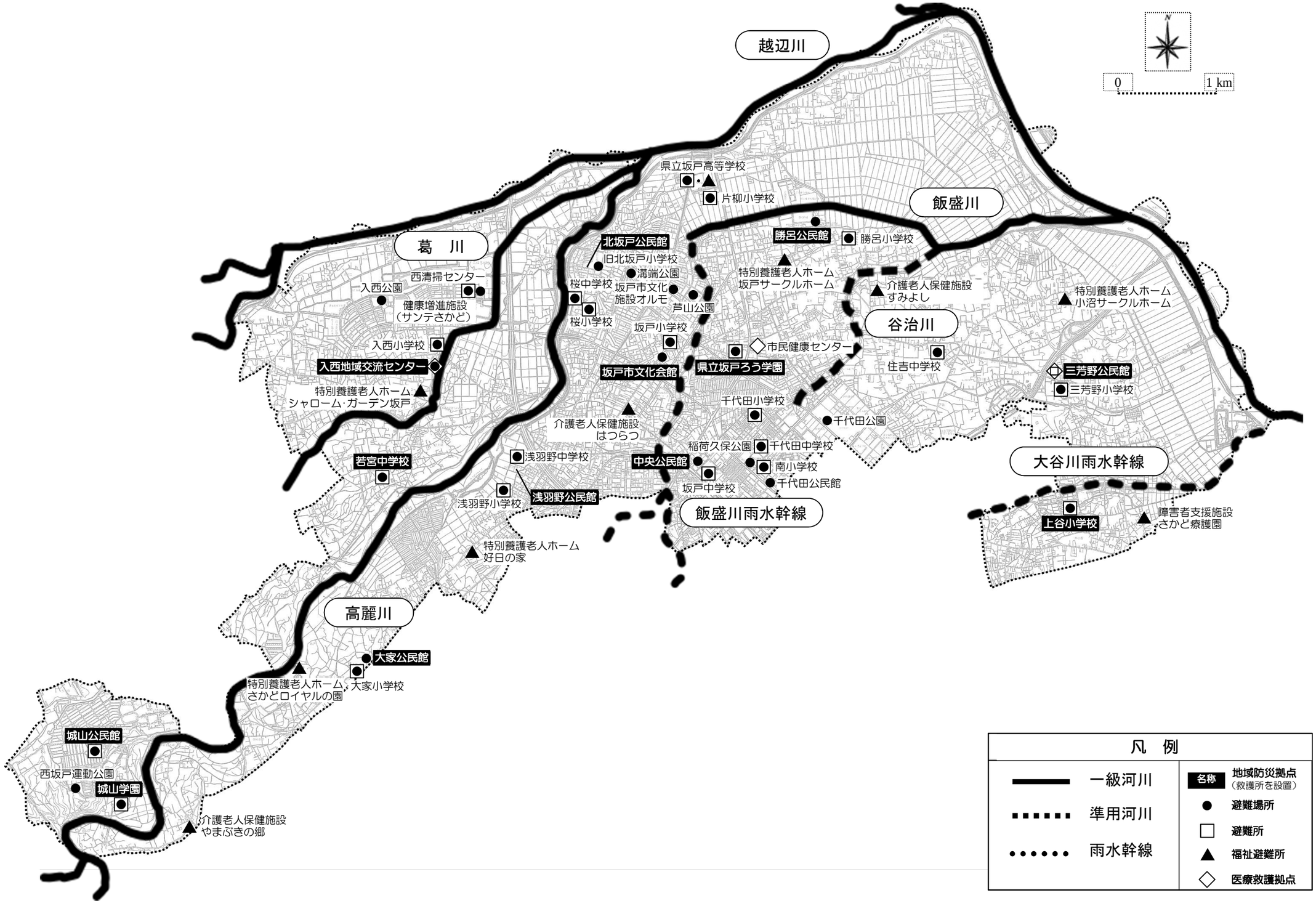
越辺川
飯盛川
葛　川
谷治川
高麗川
大谷川雨水幹線
飯盛川雨水幹線
N
0
1 km
県立坂戸高等学校
片柳小学校
勝呂公民館
勝呂小学校
北坂戸公民館
旧北坂戸小学校
溝端公民館
桜中学校
坂戸市文化施設オルモ
芦山公園
桜小学校
特別養護老人ホーム坂戸サークルホーム
介護老人保健施設すみよし
特別養護老人ホーム小沼サークルホーム
西清掃センター
入西公園
健康増進施設（サンテさかど）
入西小学校
入西地域交流センター
坂戸小学校
坂戸市文化会館
県立坂戸ろう学園
市民健康センター
住吉中学校
三芳野公民館
三芳野小学校
特別養護老人ホームシャローム・ガーデン坂戸
介護老人保健施設はつらつ
千代田小学校
千代田公園
若宮中学校
浅羽野中学校
中央公民館
稲荷久保公園
千代田中学校
南小学校
千代田公民館
坂戸中学校
浅羽野小学校
浅羽野公民館
特別養護老人ホーム好日の家
上谷小学校
障害者支援施設さかど療護園
大家公民館
大家小学校
特別養護老人ホームさかどロイヤルの園
城山公民館
西坂戸運動公園
城山学園
介護老人保健施設やまぶきの郷
凡　例
一級河川
準用河川
雨水幹線
名称
地域防災拠点（救護所を設置）
避難場所
避難所
福祉避難所
医療救護拠点

【資料４－３】緊急道路ネットワーク

道路情報出典：国土数値情報　緊急輸送道路データ（令和２年度）（国土交通省）、埼玉県緊急輸送道路網図（令和２年８月現在）

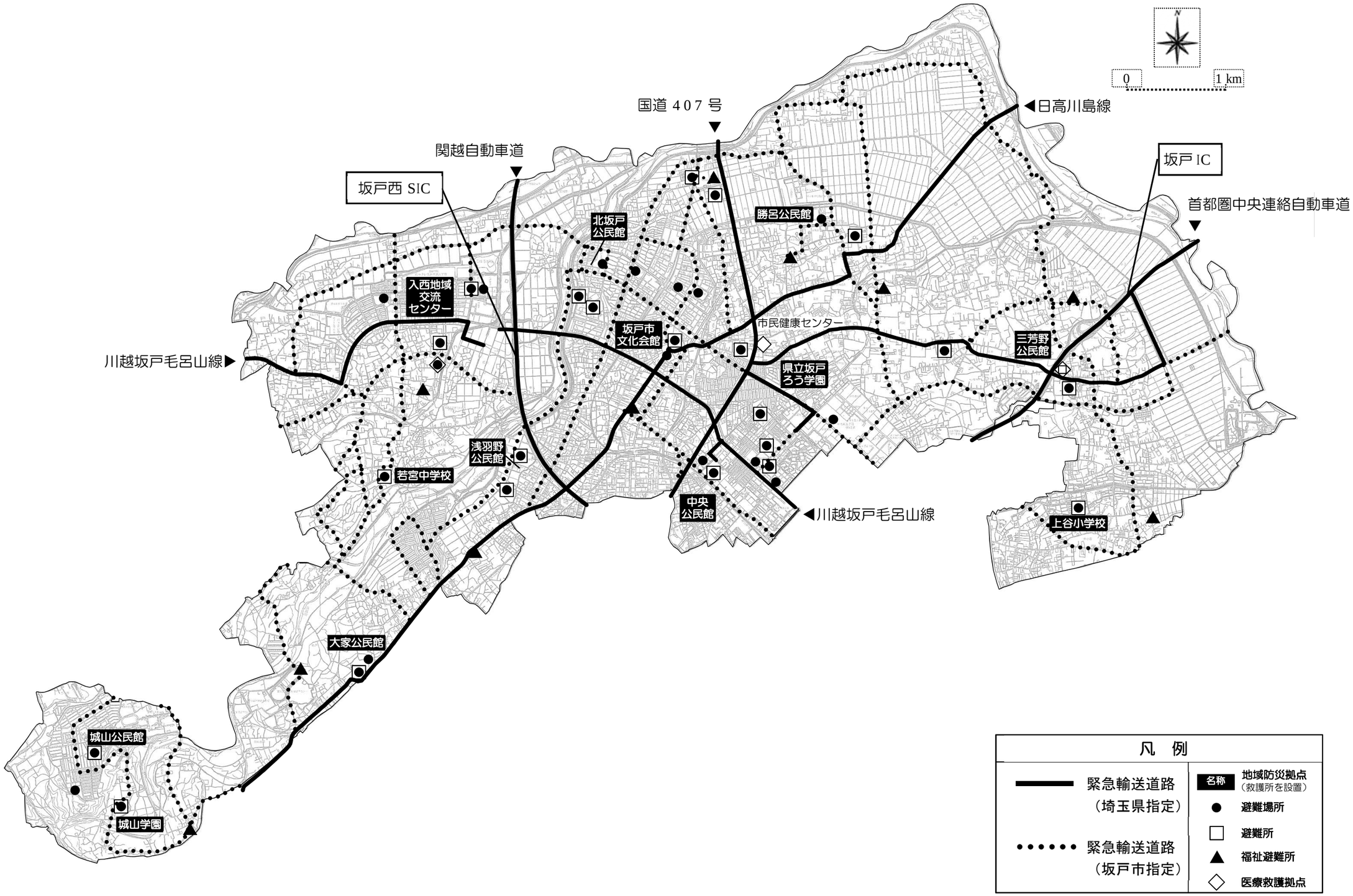

【資料4－4】気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　語	意　味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
７		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【資料4－5】NTT災害用伝言ダイヤル「171」解説資料

災害用伝言ダイヤルの概要

災害用伝言ダイヤルは、被災地内の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。

ご利用可能な電話は、加入電話、公衆電話、ひかり電話、及び災害時にＮＴＴが避難所などに設置する災害時用公衆電話からもご利用できます。

（携帯電話・ＰＨＳからもご利用できますが、詳しくはお客様がご契約されている通信事業者へご確認をお願いします）

地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、速やかにサービスを提供します。

キーとして登録できる電話番号は固定電話、携帯電話、PHS、IP電話の電話番号になります。なお、固定電話の番号は市外局番から入力する必要があります。

災害用伝言ダイヤルの利用方法

「１７１」をダイヤルし、利用ガイダンスに従ってダイヤルし、伝言の登録、再生を行ってください。

●伝言の登録方法

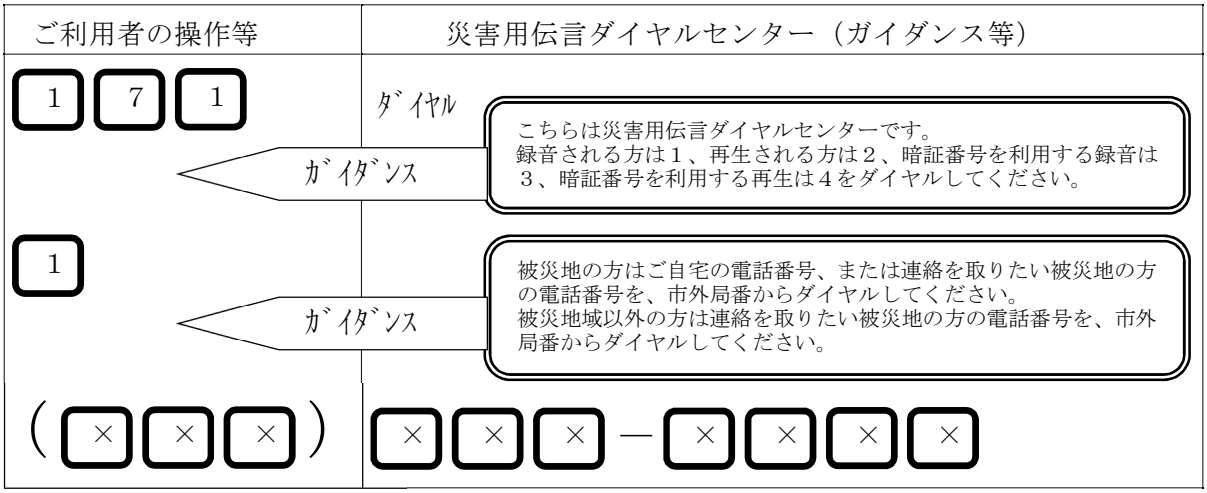

●伝言の再生方法（暗証番号なし）

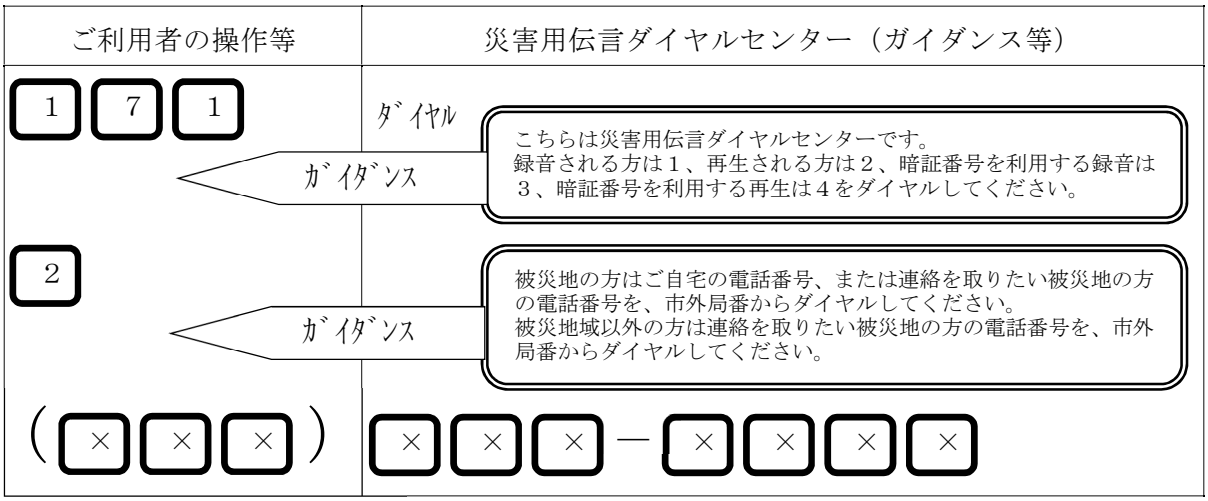

【資料4－6】東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

［引用：坂戸市地域防災計画（平成２８年３月）］

第５章　東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

第１節　対応措置の位置付け

第１　対応措置の趣旨

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード８クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止及び軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和 54 年８月に静岡県を中心とする６県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成 14 年４月には、東京都及び三重県が追加指定され、平成 24 年４月１日現在、強化地域は、８都県 157 市町村となっている。

埼玉県域は、東海地震が発生した場合、震度５弱から５強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部では、かなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、県防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、県防災計画の震災対策編の第４章として「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定している。

本計画は、県計画に基づき本市における東海地震の警戒宣言に伴う対応措置を定めるものである。

第２　基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 警戒宣言発令中も都市機能は、極力平常どおり確保する。
- 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、被害を最小限にとどめるための措置を講じる。
- 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。なお、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）の報道が開始されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講じる。
- 発災後の対策は、震災応急対策編により対処する。なお、発災前の対処についても、必要に応じて震災応急対策編により対処する。
- 本市は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、行政指導及び協力要請により対応する。

第３　前提条件

対応措置の前提条件は、次のとおりとする。

１　警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動が活発な平日の昼間（おおむね午前 10 時～午後２時）とする。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応を考慮する。

２　予想震度

予想震度は、震度５弱から５強程度とする。

【表　東海地震に関する情報の種別（「県防災計画」による）】

気象庁は、地殻変動や地震等を２４時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には、「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

情報名		発表基準
東海地震予知情報 ［カラーラベル　赤］		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 ［カラーラベル　黄］		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 ［カラーラベル　青］	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結び付くような変化が観測されていないと判断された場合

第２節　東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第１　基本方針

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は、東海地震注意情報が発表される。

そのため、注意情報が出されたことに伴う社会的混乱を防止する観点から、必要な措置を講じる。

第２　東海地震注意情報の伝達

１　伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

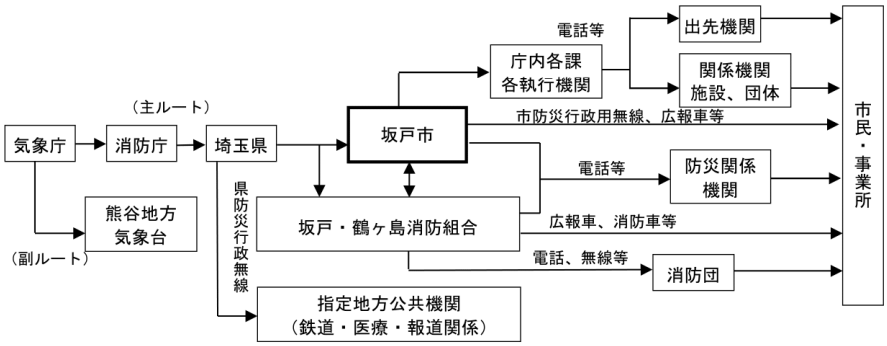

【図　東海地震注意情報の情報伝達】

２　伝達体制

【行政】

計画内容	担当
・県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。 ・市民に対しては、防災行政用無線、坂戸市公式メール配信サービス、広報車等により伝達する。	防災安全課 広報広聴課

３　伝達事項

【行政】

計画内容	担当
・伝達事項は、以下のとおりである。 ①　東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容 ②　警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等 ③　東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容 ④　その他必要と認める事項 例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。	防災安全課 広報広聴課

第３節　警戒宣言に伴う措置

第１　基本方針

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間に必要な措置を講じる。

第２　警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

１　伝達系統及び伝達手段

警戒宣言、東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

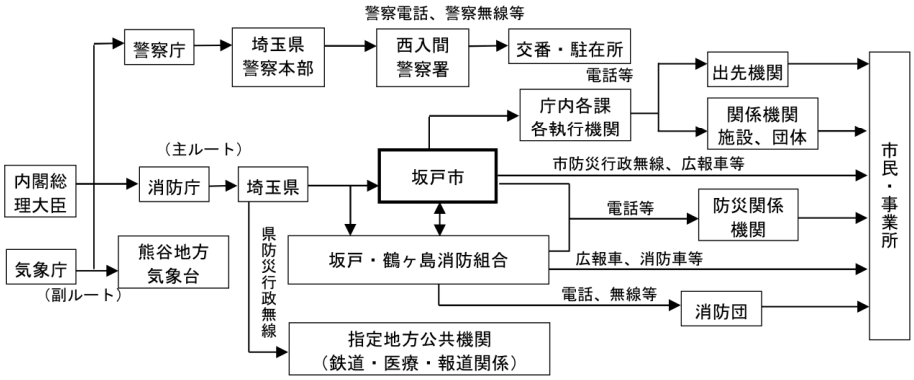

【図　警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図】

２　伝達体制

【行政】

計画内容	担当
・県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。 ・市民に対しては、防災行政用無線、坂戸市公式メール配信サービス、広報車等により伝達する。	統括班 広報班

３　伝達事項

【行政】

計画内容	担当
・警戒宣言、東海地震予知情報の伝達事項は、次のとおりとする。 ①　警戒宣言通知文 ②　東海地震予知情報に関する情報文 ③　警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項 ④　警戒解除宣言に関する通知（地震が発生しないで解除になる場合） ⑤　その他必要と認める事項 例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること	統括班 広報班

第３　活動体制

県の体制に準じた防災体制として、非常体制をとるものとする。

第４　広報

【行政・関係機関】

計画内容	担当
・市及び坂戸・鶴ヶ島消防組合は、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、住民、事業所等のとるべき措置を周知させるため、広報活動を積極的に行う。	統括班 広報班 坂戸・鶴ヶ島消防組合

第５　施設対策

１　教育施設

公立の幼稚園、保育園、小・中学校は、警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて園児、児童及び生徒（以下「児童、生徒等」という。）の生命の安全確保について万全を期する。

なお、学校以外の公立の教育施設も、これらに準じて利用者の生命の安全確保について万全を期する。

【行政】

計画内容	担当
（１）情報の収集伝達等 ・警戒宣言が発令されたときは、学校長（「園長」を含む。）は、直ちに関係機関と連携を図り、情報を収集し、職員に周知させる。	文教班 福祉班
・職員は、児童、生徒等に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童、生徒等に不安や動揺を与えないよう配慮する。 **（２）中止等** ・警戒宣言が発令されたときは、全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 ・学校（園）は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休校（園）する。 **（３）児童、生徒等の保護** ・職員は、児童、生徒等の帰宅に当たり、次のように措置する。 ①　幼稚園、保育園及び小学校は、児童、生徒等を校内（園内）で保護し、名簿により氏名を確認の上、直接保護者に引き渡す。 ②　中学生は、集団で下校させる。 **（４）校内防災対策** ・学校防災マニュアル等に基づき、次のとおり学校の安全に万全を期する。 ①　地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検し、出火防止措置を講じる。 ②　消火用水、消火器等について、点検及び作動確認を行う。 ③　重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。 ④　火災及び有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納し、及び施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認し、適切な管理を行う。 **（５）事前の指導連絡事項** ・学校と児童、生徒等の保護者間の緊急連絡網（携帯メール連絡網等）の使用方法を確認しておく。 ・警戒宣言が発令されたときは、児童、生徒等を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。 ・登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童、生徒等に知らせておく。 **（６）その他の教育施設** ・私立の幼稚園等についても、公立学校に準じた措置を講じて児童、生徒等の生命の安全確保について万全を期する。	文教班 福祉班

２　医療機関

【行政・各施設】

計画内容	担当
（１）患者に対する措置 ・警戒宣言発令の情報を把握したら、直ちに坂戸鶴ヶ島医師会等の医療機関に対して本計画（震災応急対策編）に基づく体制に移行できるよう整えるとともに、入院患者に対して安全措置を講じるよう協力を依頼し、また、外来患者に対しては可能な限り、診療業務を行い、患者の不安をなくすよう協力を依頼する。 **（２）防災措置等** ・判定会招集等の情報を把握次第、坂戸鶴ヶ島医師会等にその旨を連絡し、本計画に定められている活動体制にいつでも移行できるよう、協力依頼を行う。 ・医療機関は、それぞれ地震対策についての計画に従った活動体制に速やかに、移行するための準備体制に入るものとする。 ・二次災害対策のため、薬品管理、放射性物質等の危険物管理について万全を期するものとする。	保健衛生班 医療機関

３　福祉施設

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあっては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認並びに設備及び機材の点検を行うことが必要である。

また、周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、指定された避難所へ避難を開始することとする。

【行政・各施設】

計画内容	担当
（１）情報活動 **１）情報収集** ・市、防災機関からの情報の収集に当たる。 ・ラジオやテレビ放送からの情報を収集する。 **２）情報伝達** 情報伝達に当たっては、次の点に注意する。 ・情報は、正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達する等配慮すること。 ・地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。 ・保護者からの照会に対し正確な情報を提供できるよう努めること。 ・警戒宣言発令時の措置内容について入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。 ・放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。	福祉班 各施設

３）報告 ・警戒宣言に対応してとった措置について、市等に連絡するものとする。 **４）情報責任者** ・情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて市等との連絡に当たるものとする。 **（２）防災組織の確認** ・警戒宣言が発せられたときは、必要な要員を確保し、迅速かつ的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行うことが必要である。 ・計画が作成されていない施設にあっては、次のような体制で役割分担を決めることとする。 **１）情報班** ・市等からの情報収集 ・テレビ、ラジオによる情報収集 ・入所者に対する情報伝達 ・市等への報告 **２）消火班** ・火気使用器具類の安全点検 ・油類等の保管状況点検 ・ガスボンベの転倒防止 ・消火器具類及び消防設備の点検 ・危険物、火気設備等に対する応急措置 **３）避難誘導班** ・避難経路、避難所の確認 ・避難器具の準備 **４）非常持出班** ・非常持出品の持出し準備 **５）救護班** ・救急医薬品の準備 **（３）対応策の確認** ・各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。 ①　非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認する。 ②　保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。 ③　地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。 ④　非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープ等）や医薬品の準備をする。	福祉班 各施設

⑤　食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出すことができるよう配慮する。 **（４）施設・設備の整備及び点検** ・整備点検を行う重要なものは、次のとおりであるが、施設の実態に応じて、必要なものを追加する。 ①　火気使用設備器具（火気使用は、極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合については、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。） ②　発火流出等のおそれのある危険物 ③　消火用設備 ④　落下、倒壊危険のあるもの（特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。） ⑤　工事中の建築物等の保安措置 **（５）避難** ・地震による火災等の危険性により、施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合又は市長等から避難勧告や指示があった場合は、避難所へ避難行動を指示する。 ・目的地に到達した場合は、人員を確認し、避難状況について市長に報告するものとする。	福祉班 各施設

第６　上水道対策

【水道事業者】

計画内容	担当
・坂戸、鶴ヶ島水道企業団は、住民等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保し、継続するため、次の措置を講じることとする。 ①　他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ②　水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 ③　応急復旧体制の準備を行う。	坂戸、鶴ヶ島水道企業団

第７　生活物資対策

１　備蓄物資

【行政】

計画内容	担当
（１）食料 ・警戒宣言に伴う対応措置として、食品等の調達を速やかに行うことができるよう関係機関からの情報を備蓄保管責任者に対し伝達を行う。 **（２）生活必需品** ・備蓄倉庫に保管してある生活必需品の数量の再確認を行い、放出の準備を行う。 ・生活必需品等の調達予定先に対して、保有物資についての在庫量の確認を行い、発災に備えて保管の要請をする。 **（３）医薬品類** **１）市備蓄物資の放出の準備** ①　災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定に基づき、坂戸鶴ヶ島市薬剤師会に連絡し、指定する一定数量の医薬品等を確認し、災害時には搬出及び輸送が速やかにできる体制をとるよう依頼する。 ②　災害対策本部等の関係機関からの道路情報等の収集に努める。 **２）業界保有物資の確認（医薬品類）** ・坂戸鶴ヶ島医師会等に対して、次のとおり要請する。 ①　供給できる医薬品等の在庫量を把握しておくこと。 ②　医薬品等の転倒落下防止等に努めること。 ③　住民、医療機関等の要請があった場合は、速やかに供給できるよう準備すること。	物資班 保健衛生班

２　買占め、売惜しみ防止の呼びかけ

【行政】

計画内容	担当
・生活上必要な物資を確保するため、百貨店、スーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても極力営業するよう要請する。 ・警戒宣言発令後も買占め、売惜しみをしないよう生活必需品等に係る事業者に呼び掛ける。	物資班

３　輸送車両等の確保

【行政】

計画内容	担当
・警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、各部署で保有する車両等を使用する。 ・不足を生じる場合においては、バス・タクシー等の輸送関係協会等と協定をあらかじめ締結し、これに基づき要請を行う。	輸送班

■生活支援関連

【資料5－1】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）（令和３年８月 10 日改正）

●救助の程度、方法及び期間

＜避難所の供与＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	1　基本額 避難所設置費 （１人１日当たり） 330 円 2　加算額 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算。	災害発生の日から７日以内 ※救助法第４条第２項による開設の場合、救助を開始した日から、別に定める日まで	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。 2　原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。困難な場合は、野外に仮小屋を設置、又はその他の適切な方法により実施する。 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

＜応急仮設住宅の供与＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができないものに供与する。	建設型応急住宅 1　規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　限度額（１戸当たり） 5,714,000 円以内 3　供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。	災害発生の日から 20 日以内に着工	1　原則として公有地に設置する。（適当な公有地の地用が困難な場合は民有地を利用することも可能） 2　費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とする。 3　同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、上記にかかわらず、別に定めるところによる。（50 戸未満の場合でも個数に応じた小規模な施設を設置可能） 4　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できる。 5　建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から最長２年以内。（建築基準法第 85 条第３項又は第４項に規定する期限）
	賃貸型応急住宅 1　規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　限度額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2　応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から最長２年以内。（建築基準法第 85 条第３項又は第４項に規定する期限）

＜炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者に対して行う。	１人１日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から７日以内	１　給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。 ２　費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。
災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とする。

＜被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。	生活必需品の給与等に支出できる額 ・夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ・下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	品目は以下の範囲内とする。 被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料

区　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全　壊 全　焼 流　失	夏季	18,800 円	24,200 円	35,800 円	42,800 円	54,200 円	7,900 円
	冬季	31,200 円	40,400 円	56,200 円	65,700 円	82,700 円	11,400 円
半　壊 半　焼 床上浸水	夏季	6,100 円	8,300 円	12,400 円	15,100 円	19,000 円	2,600 円
	冬季	10,000 円	13,000 円	18,400 円	21,900 円	27,600 円	3,600 円

＜医療及び助産＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
医療 医療のみちを失った者に対して、応急的に処置する。	１　救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費。 ２　病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内。 ３　施術者による場合 協定料金の額以内。	災害発生の日から 14 日以内	１　救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができる。 ２　診療、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護の範囲で行う。
助産 災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行う。	１　救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合 慣行料金の 100 分の 80 以内の額。	分べんした日から７日以内	分べんの介助、分べん前後の処置、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の支給の範囲で行う。

＜被災者の救出＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。

＜被災した住宅の応急修理＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行い、その修理のために支出できる費用 ① ②以外の世帯 595,000 円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から３か月以内 ※特定災害対策本部（災害対策基本法第 23 条の３第１項）、非常災害対策本部（同法第 24 条第１項）又は緊急災害対策本部（同法第 28 条の２第１項）が設置された災害にあっては、６ヵ月以内	

＜生業に必要な資金の貸与＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
1　住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2　生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるもので、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。	次の範囲内の額。 ① 生業費 １件当たり　30,000 円 ② 就職支度費 １件当たり　15,000 円	災害発生の日から１か月以内	1　貸与期間 ２年以内 2　利子 無利子

＜学用品の給与＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失若しくは損傷等により、学用品を使用することができず、修学上支障のある下記の者に対して行う。 1　小学校児童 ※義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。 2　中学校生徒 ※特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。 3　高等学校等生徒	①教科書代 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用する教材の実費。 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材の実費。 ②文房具及び通学用品費 小学校児童 4,500 円以内 中学校生徒 4,800 円以内 高等学校等生徒 5,200 円以内	災害発生の日から、教科書は１か月以内、その他の学用品は 15 日以内	高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。

＜学用品の給与＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。	１体当たり以下の費用とする。 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	原則として、棺又は棺材の現物を、次の範囲内において行う。 ・棺（附属品を含む。） ・埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ・骨つぼ及び骨箱

＜死体の捜索及び処理＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
死体の捜索 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。
死体の処理 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	①死体の洗浄、縫合、消毒等 （１体当たり）3,500 円以内 ②死体の一時保存 既存建物（借上費） 通常の実費 既存建物以外 （１体当たり）5,400 円以内 ③検案 救護班以外 当該地域の慣行料金以内	災害発生の日から 10 日以内	１　検案は原則として救護班が実施する。 ２　死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

＜障害物の除去＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
居室、炊事場、玄関等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。	市内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。

＜救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費＞

対　象	費用の限度額	期　間	備　考
１　被災者※の避難に係る支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	※救助法第４条第２項の救助にあっては避難者の避難に関わる支援

●実施弁償及び救助事務費

＜実費弁償＞

範　囲	費用の限度額	期　間
災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	① 日当（１人１日当たり） 医師及び歯科医師　21,700 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士　15,100 円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師　15,600 円以内 土木技術者及び建築技術者　15,200 円以内 救急救命士　14,700 円以内 大工　25,600 円以内 左官　26,800 円以内 とび職　27,300 円以内 ② 時間外勤務手当 職種ごとに、①に定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内。 ③ 旅費 職種ごとに、①に定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例に定める額以内。	救助の実施が認められる期間以内
同令第４条第５号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内

＜救助事務費＞

範　囲	費用の限度額	期　間	備　考
救助の事務を行うのに要した経費及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した以下の経費 1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	国庫負担を行う年度における各災害に係る費用について、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の①から⑦までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める割合を乗じて得た額の合計額以内。 ① 3,000 万円以下　100 分の 10 ② 3,000 万円を超え 6,000 万円以下　100 分の９ ③ 6,000 万円を超え１億円以下　100 分の８ ④ １億円を超え２億円以下　100 分の７ ⑤ ２億円を超え３億円以下　100 分の６ ⑥ ３億円を超え５億円以下　100 分の５ ⑦ ５億円を超える　100 分の４	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	救助事務費以外の費用の額とは、「救助救助の程度、方法及び期間」において支出した費用及び実費弁償のため支出した費用を合算した額、損失補償に要した費用の額、扶助金の支給基礎額を合算した額、災害救助法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに同法第 20 条第１項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

【資料５－２】被害報告判定基準

［引用：埼玉県地域防災計画　資料編（令和３年３月）］

区　　分	基　　準
人的被害	１　「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 ２　「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 ３　「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。 ４　「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	１　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 ２　棟とは、一つの独立した建物とする。 ３　世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 ４　「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 ５　「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 ６　「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 ７　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 ８　「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	１　「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ２　「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 ３　「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 ４　非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

区　　分	基　　準
田畑被害	1　「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2　「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3　「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道路被害	1　道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2　道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他の被害	1　「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2　「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3　「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4　「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5　「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6　「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7　「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8　「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9　「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10　「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11　「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12　「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13　「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14　「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば、分けて扱うものとする。 15　「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

区　　分	基　　準
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	1　「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2　「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3　「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4　「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5　「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6　「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7　「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8　「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9　「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10　「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部等	1　市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2　災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。
備　　考	1　「災害発生場所」とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2　「災害発生年月日」とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3　「災害の種類概況」とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4　「消防機関の活動状況」とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。 5　「その他」とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難情報の発令を行った場合には、その概況とする。

（注）1　この基準表を基に【様式７】の記入を行う。
　　2　この報告の調査項目にないものは、「その他被害」欄に具体的に掲載すること。

【資料5－3】災害の被害認定基準について

府政防６７０号
令和３年６月24日

警察庁警備局長 殿
消防庁次長 殿
中小企業庁次長 殿
国土交通省住宅局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準については、「災害の被害認定基準について」（平成１３年６月２８日府政防第５１８号）（以下「平成１３年通知」という。）において、統一基準を通知しているところである。

その後、平成２５年６月施行の災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の改正により、災害による住家の被害の程度を証明する罹災証明書の交付が義務付けられ、令和元年１０月には、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく住宅の応急修理の対象が準半壊に拡大されるとともに、令和２年１２月施行の被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）の改正により、中規模半壊世帯が支援金の支給対象として追加されたことを踏まえ、平成１３年通知の別紙を次表のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性に鑑み、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

別　紙

被害種類	認定基準
死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。

半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20％以上 30％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20％以上 30％未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10％以上 20％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10％以上 20％未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

（ 注 ）

（1）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（2）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（3）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

【資料５－４】災害復興住宅融資（建設・購入）に基づく資金貸付

○実施主体：住宅金融支援機構

貸付対象者	次の(1)から(4)までの全てに当てはまる方 (1) 災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている方 ※住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている方は、当該罹災証明書（写）の提出に加えて、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することによりお申し出いただいた場合に限り、申し込むことができます（「準半壊」、「一部損壊」等は対象になりません。）。 (2) ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅または被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を建設または購入する方 (3) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が機構定める基準を満たしている方 (4) 日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方
貸付限度	【建設】土地を取得する場合　3,700万円 土地を取得しない場合　2,700万円 【購入】3,700万円
利率	全期間固定金利型
償還期間	最長35年（１年以上１年単位）

【資料５－５】災害復興住宅融資（補修）に基づく資金貸付

○実施主体：住宅金融支援機構

貸付対象者	次の(1)から(4)までの全てに当てはまる方 (1) 災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」を交付されている方 (2) ご自分若しくはり災した親等が居住するための住宅又はり災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を補修する方 (3) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が機構定める基準を満たしている方 (4) 日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方
貸付限度	1,200万円以下
利率	全期間固定金利型
償還期間	最長35年（１年以上１年単位）

【資料５－６】生活福祉資金貸付制度に基づく貸付資金（住宅の補修等に必要な経費）

○実施主体：県社会福祉協議会

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付限度	250万円以内
利率	1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）
償還期間	６月以内の据置期間経過後、７年以内

【資料５－７】生活福祉資金貸付制度に基づく貸付資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

○実施主体：県社会福祉協議会

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付限度	150万円以内
利率	1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）
償還期間	６月以内の据置期間経過後、７年以内

【資料５－８】経営安定資金（災害復旧資金）

○実施主体：県（産業労働部）

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金8,000万円（組合の場合　１億8,000万円） 運転資金8,000万円（組合の場合　１億8,000万円）	
融資条件	使途	災害の復旧に必要なもの
	貸付期間	10年以内（据置３年以内）
	利率	大臣指定等貸付 年0.9%以内（令和３年４月１日時点） 知事指定等貸付 年1.0%以内（令和３年４月１日時点）
	担保	取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還　　据置期間２年以内	
申込受付場所	取扱金融機関	

【資料５－９】天災融資法に基づく資金融資

○実施主体：県（農林部）

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	特別被害地域内特別被害者 年3.0%以内、 ３割被害者 年5.5%以内、一般被害者 年6.5%以内
償還期限	３～６年以内（ただし、激甚災害のときは４～７年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

【資料５－１０】農林漁業施設資金（災害復旧）

○実施主体：株式会社日本政策金融公庫

貸付対象者	(１) 農林漁業を営む者 (２) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等
資金使途	災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 (１) 果樹の改植等（主務大臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 (２) 個人施設（主務大臣指定施設） 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農作物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 (３) 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用
貸付利率	（参考）令和３年５月19日現在 貸付期間に応じて年0.16～0.30％
償還期限	15年以内（果樹は25年以内、共同利用施設は20年以内） 据置期間３年以内（果樹は25年（うち据置期間10年）以内、共同利用施設は20年（うち据置期間３年）以内）
貸付限度額	負担額の80％又は１施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80％）

【資料５－１１】農林漁業セーフティネット資金

貸付対象者	認定農業者、認定新規就農者、所得の過半が農業所得の方、農業の粗収益が200万円以上の方（個人）等 ※融資には、市町村長が発行する「罹災証明書」
資金使途	災害により被害を受けた経営の維持安定に必要な長期運転資金
償還期限	10年以内（据置期間３年以内）
貸付限度額	一般　600万円 特認：年間経営費等の12分の６以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）

【資料５－１２】埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	６年以内（据置１年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担　　保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
そ の 他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【資料５－１３】農業災害資金

概　　要	特別災害に指定された市町村で当該災害により被害を受けた農業者に対し、種苗・肥料等の購入、施設の復旧、その他農業経営に必要な資金について融資
貸付条件	償還期限：６年以内（うち据置期間　１年以内） 貸付利率：無利子。 借入れの限度額：市町村で認定した損失額または500万円のいずれか低い額

【資料5－14】被災者生活再建支援制度

<table>
<tr><td>目　　的</td><td>被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>政令で定める自然災害
① 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
⑤ ５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの
① 住宅が全壊した世帯
② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※全壊：損害割合50％以上
半壊：損害割合20％以上50％未満
大規模半壊：損害割合40％以上50％未満
中規模半壊：損害割合30％以上40％未満</td></tr>
<tr><td>支援金の額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）
① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
＜全壊等＞
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
＜中規模半壊＞
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給</td></tr>
</table>

＜実施内容＞

市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付
被災者生活 再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

【資料5－15】埼玉県･市町村生活再建支援金

<table>
<tr><td>目　　的</td><td>被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第２条第１項(２)ア～エで定めるもの
① 住宅が全壊した世帯
② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>支援金の額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>支給額</td></tr><tr><td>全壊、解体、長期避難</td><td>100万円</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>50万円</td></tr></table>
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>全壊、解体、長期避難、
大規模半壊</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td>中規模半壊</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr></table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円
※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
</table>

＜実施内容＞

市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

【資料5－16】埼玉県･市町村半壊特別給付金

目　　的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第２条第１項(２)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が１人の場合は、補修37,500円、賃借187,500円）

＜実施内容＞

市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

【資料5－17】埼玉県･市町村家賃給付金

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第３条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると１週間に１日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額６万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が５人以上である場合には、給付金の額は月額９万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。

＜実施内容＞

市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

【資料5－18】埼玉県・市町村人的相互応援

目　　的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。

＜実施内容＞

被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受入れ
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、 支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

【資料６－１】東日本電信電話株式会社埼玉事業部における電気通信設備の応急対策

東日本電信電話株式会社埼玉事業部における電気通信設備の応急対策

災害等により電気通信設備に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

１．災害時の活動体制

(1)　災害対策本部の設置

災害が発生する恐れのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、埼玉事業部に災害対策本部を設置する。

(2)　情報連絡

市災害対策本部、その他各関連機関と密接な連絡を取ると共に、気象情報、報道機関等の情報に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

２．応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は次の各号の応急措置を実施する。

(1)　重要通信の確保

行政や災害救助機関等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、ネットワーク網措置等そ通確保の処置を行う。

(2)　特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用するために事前に開通済みの特設公衆電話について、その設置支援を行うに努める。それ以外の施設等で特設公衆電話の要望があれば、その開通に務める。

(3)　通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

(4)　災害伝言ダイヤルの提供

災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できるよう災害伝言ダイヤルを速やかに提供する。

３．応急復旧対策

(1)　被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(2)　復旧にあたっては、行政、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

４．災害時の広報

(1)　特設公衆電話や災害伝言ダイヤル等を提供した場合、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により利用案内を実施する。

【資料６－２】東京電力パワーグリッド株式会社川越支社における非常災害対策計画

東京電力パワーグリッド株式会社川越支社における非常災害対策計画

１．この計画は、東京電力株式会社における非常災害対策規程・マニュアルによるものとし、細部は次のとおりとする。

２．電力施設の保守

非常災害に備え、配電線路の設備の巡視・点検等により、その保守管理に務める。

３．非常災害対応要員の確保

非常災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、東京電力非常災害対策規程・マニュアルに基づき対応する。

(1)　待機体制

非常体制に先立ち待機が必要とされる場合

(2)　非常体制の発令は、非常災害の情勢に応じ、次表のとおり区分して行う。

区　　分	情　　勢
第１非常体制	・　災害の発生が予想される場合 ・　災害が発生した場合
第２非常体制	・　大規模な災害の発生が予想される場合 ・　大規模な災害が発生した場合 ・　東海地震注意情報が発せられた場合
第３非常体制	・　大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・　サービス区域あるいは所属店所のある都・県内で震度６以上の地震が発生した場合 ・　警戒宣言が発せられた場合

４．情報活動

(1)　停　　電

広範囲のものに対しては、復旧予定等の周知広報を行う。

(2)　連 絡 先

連　絡　先	所　　在	電話番号
東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	川越市三久保町 17-4	０１２０－９９５－００７

【資料６－３】坂戸ガス株式会社における災害緊急対策要綱（抜粋）

坂戸ガス株式会社における災害緊急対策要綱（抜粋）

１．目的

この要綱は、災害その他非常の措置における体制を確立し、ガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図ることを目的とする。

２．適用範囲

この要綱は、台風、洪水、地震、火災等広範囲にわたる災害発生の場合に適用する。

３．組織および権限の委譲（項目のみ掲載）

４．警戒出動（項目のみ掲載）

５．特別出動および地震時自動出動

災害発生の規模により第１次～第４次までの特別出動および地震時自動出動を定める。

（１）特別出動

出動区分	災害、事故の規模	供給支障の場合	導管被害の場合
第１次	・小規模な災害、事故 ・復旧は少人数で可能	30 件未満	低圧導管被害
第２次	・人命に危険が及ぶ事故等 ・復旧は多数が必要	30～100 件	低圧導管被害
第３次	・救護広報が必要な事故等 ・復旧は多数が必要	101～300 件	中圧および低圧被害
第４次	・大規模な災害、事故	301 件以上	ホルダー破損 中圧および低圧被害

※第４次出動とは、大規模な災害、事故で他社の応援を必要とする場合をいう。

社内的には、第３次出動と同じく全員出動体制である。

（２）地震時自動出動（項目のみ掲載）

（以下、項目のみ掲載）

６．特別出動および地震時自動出動時の連絡系統

７．特別出動および地震時自動出動時の任務

８．特別出動時および地震時自動出動時の指揮系統

９．出動時の作業基準

１０．出動時の作業方法

１１．体制の解除

【資料6－4】角栄ガス株式会社における災害緊急対策要綱（抜粋）

角栄ガス株式会社における災害緊急対策要綱（抜粋）

1. 目的

この要綱は災害その他非常時の措置における体制を確立し、迅速、的確な初動措置によって、ガスによる二次災害の防止と被害の軽減を図り、効率的な復旧措置によって被害の早期復旧を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この要綱はガス漏えい事故・火災及び地震等の災害が発生した場合に適用する。

3. 緊急出動及び特別出動の区分

（1） 緊急出動

ガス事故が発生し、又は発生する恐れがある場合の緊急措置を講じることをいう。

（2） 特別出動

特別出動とは、緊急出動では処理することが困難な事態に対して、これを処理するために特別に編成する体制で出動することをいう。

特別出動は、事故の内容に応じ、第１次から第３次までの体制を編成する。

特別出動の体制を迅速に編成するため、必要に応じ事業所間（他のガス事業者の事業所を含む。）の連携を図るとともに、迅速に通信連絡ができるように連絡体制の整備を図る。

特別出動体制	災害・事故の規模	供給支障の場合	ガス導管被害の場合
第１次	・大規模な火災 ・事故による大規模避難勧告、大規模交通制限、家屋の破壊	30～100 件	低圧導管の被害
第２次	同上	101～300 件	中圧及び 低圧導管の被害
第３次	・第２次で対応できない場合 ・その他大規模な被害のおそれのあるもの	301 件以上	同上

（以下、項目のみ掲載）

4. 緊急出動時の現場における措置

5. 特別出動時の現場における措置

以上

（2016 年 12 月　ガス漏えい及びガス事故等処理要領より）

【資料7－1】坂戸･鶴ヶ島消防組合受援計画

坂戸･鶴ヶ島消防組合受援計画

第１章　総則

第１　趣旨

この計画は、坂戸・鶴ヶ島消防組合（以下「消防組合」という。）管内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条に基づく消防の相互の応援、同法第43条に基づく非常事態における都道府県知事の指示による応援及び同法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、坂戸・鶴ヶ島消防組合警防業務に関する規則（平成14年規則第２号。以下「警防規則」という。）に基づき必要な事項を定めるものとする。

第２　用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　指揮支援隊　緊急消防援助隊の編成及び施設の整備に係る基本的な事項に関する計画（平成16年２月６日消防震第９号。以下「基本計画」という。）第２章第１節２及び同別表第１中の関東地域を担当する指揮支援隊をいう。

（２）　指揮支援部隊長　指揮支援隊を統括し、指揮する部隊の長をいう。

（３）　都道府県隊　基本計画第２章第１節３に定める都道府県単位の応援部隊をいう。

（４）　都道府県隊長　都道府県隊を統括する長をいう。

（５）　代表消防機関　さいたま市消防局をいう。ただし、さいたま市が被災等により県内の消防機関の連絡調整を行うことができない場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。

（６）　代表消防機関代行　川口市消防局及び熊谷市消防本部をいう。

（７）　消防応援活動調整本部　法第44条の２、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年３月16日消防震第19号。以下「運用要綱」という。）運用要綱第10条に基づき設置される本部をいう。

（８）　緊急消防援助隊指揮支援本部　運用要綱第17条に基づき設置される本部をいう。

（９）　代表消防機関指揮支援隊　埼玉県下消防相互応援協定に関する運用基準（平成18年９月26日施行。以下「県運用基準」という。）第３条第６号に基づく指揮支援隊をいう。

(10)　ブロック指揮隊　県運用基準第３条第７号に基づくブロックごとに構成された指揮隊をいう。

(11)　ブロック隊　県運用基準第２条の規定に基づく区域ごとに構成された応援部隊をいう。

(12)　第１要請　県運用基準第３条第１号の規定に基づく第１要請をいう。

(13)　第２要請　県運用基準第３条第２号の規定に基づく第２要請をいう。

(14)　地域代表消防機関　県運用基準第３条第５号の規定に基づき川越地区消防局をいう。

(15)　警防本部　警防規則第５条に規定する警防本部をいう。

(16)　進出拠点　出場した緊急消防援助隊が被災地に進出し、または被災地域に進出する際に最初に集結するため、総務省消防庁又は埼玉県が指定した場所をいう。

(17) 活動拠点　応援部隊が宿泊するため、警防本部が指定した場所をいう。

第２章　応援要請

第１　応援要請

１　応援要請の判断は、原則として消防長が行うものとする。ただし、坂戸市又は鶴ヶ島市に災害対策本部が設置された場合は、当該災害対策本部長によるものとする。

２　応援要請は、大規模災害等の発生により消防組合の現有勢力では対応が困難な場合とし、原則として次の事象とする。

(１)　市街地大火に発展することが予想される場合

(２)　大規模な集団災害が発生した場合

(３)　特殊災害（テロ災害を含む。）が発生した場合

第２　応援要請の手続き

１　法第３９条に基づく近隣消防本部等との消防相互応援協定に係る応援要請は、口頭により協定機関の長に対して行うものとする。

２　法第３９条に基づく埼玉県下消防相互応援協定（昭和60年４月１日締結）に係る応援要請は、地域代表消防機関である埼玉西部消防局の長に対して口頭又は様式第１号の埼玉県下消防相互応援協定連絡票により行うものとする。

３　埼玉県特別機動援助隊設置要綱に基づく応援要請は、埼玉県知事に対して行うものとする。

４　法第45条に基づく緊急消防援助隊の応援要請は、運用要綱別記様式１－２の緊急消防援助隊応援要請連絡により埼玉県知事に対して行うものとする。ただし、埼玉県知事と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に対して行うものとする。

５　応援要請及び応援要請に基づく緊急消防援助隊等の出場は、別図１－１、別図１－２及び別図１－３のとおりとする。

第３　応援要請時の通報事項

１　応援要請を行う場合は、原則として次に掲げる情報を通報するものとする。

(１)　災害発生日時

(２)　災害発生場所

(３)　災害種別

(４)　人的及び物的被害の状況

(５)　応援部隊の種別及び部隊数

(６)　飛行場外離着陸場の状況

(７)　応援要請資機材

(８)　その他必要と思われる情報

第４　情報収集体制

１　警防本部長は、応援要請を円滑に行うため、各署隊班及び消防団からの情報を収集するとともに、関係機関からの情報収集活動を効果的に行い、被害規模等の早期把握に努めるものとする。

２　署隊班長は、発災直後、直ちに管轄区域の被害規模等の情報収集を行い、速やかに警防本部長に報告するものとする。この場合、消防活動情報、災害情報、被害情報等を収集し、時間経過とともに報告するものとする。

３　消防団は、発災直後、直ちに担当区域の被害規模等の情報収集を行い、速やかに警防本部長に報告するものとする。

第５　情報連絡窓口

１　受援に関する情報連絡窓口は、次のとおりとする。

(１)　総務省消防庁、都道府県、市町村等は、別表第１のとおりとする。
(２)　県内消防機関は、別表第２のとおりとする。

第３章　事前計画

第１　情報等の事前準備

１　応援部隊用地図等の整備

警防課長は、次に掲げる事項を明記した応援部隊用地図等を作成し、必要数を整備しておくものとする。

(１)　40立方メートル以上の防火水槽及び無限水利
(２)　燃料補給場所（大型車両の給油が可能な施設）
(３)　消防署所の位置
(４)　救急医療機関
(５)　指定避難所
(６)　活動拠点
(７)　その他必要な事項

２　必要資機材一覧表の作成

消防署長は、次に掲げる資機材の数量及び配置場所を明記した一覧表を作成し、必要数を整備しておくものとする。

(１)　消火栓スピンドルドライバー（口径・規格）
(２)　切断用器具､破壊用器具等（車両積載分以外）
(３)　消防用ホース（口径別）
(４)　その他必要と思われる資機材

３　その他災害活動上必要と思われる事項

消防署長は､災害活動上必要と思われる事項について､事前に準備しておくものとする。

第２　進出拠点

(１)　応援部隊の進出拠点は、別表第３による。
(２)　消防長は、職員の中から次の担当者を指定しておくものとする。
ア　進出拠点責任者（消防司令長以上の階級にある者）１名
イ　進出拠点担当職員　２名以上

第３　活動拠点

応援部隊の活動拠点は、別表３の進出拠点場所と同じとする。

第４　飛行場外離着陸場

(１)　飛行場外離着陸場は、別表第４による。
(２)　飛行場外離着陸場を管轄する消防署長は、職員の中から飛行場外離着陸場の　支援職員を次のとおり指定しておくものとする。
ア　支援責任者（消防司令又は消防司令補の階級にある者）１名
イ　支援担当職員２名以上

第５　燃料補給場所

警防課長は、陸上応援部隊の燃料補給場所について関係機関と調整し、指定しておくものとする。

第４章　消防応援活動調整本部

第１　消防応援活動調整本部の設置

１　消防庁長官に対し緊急消防援助隊の派遣を要請した場合、被災地域での迅速かつ円滑な活動に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動した場合は、法第44条

の２に基づく消防応援活動調整本部を設置する。
２　消防応援活動調整本部は、被災地域が坂戸市又は鶴ヶ島市の一方の場合には埼玉県、または当該市役所に設置し、被災地域が坂戸市及び鶴ヶ島市の両市にわたる場合には埼玉県に設置される。

第２　消防応援活動調整本部の組織

１　坂戸市又は鶴ヶ島市設置の場合

(１)　消防応援活動調整本部の組織は、市長又はその委任を受けた者、消防庁派遣職員、埼玉県派遣職員、指揮支援部隊長及び代表消防機関派遣職員（代表消防機関が派遣不可能な場合は、代表消防機関代行）がその任にあたる。）で構成し、市長又はその委任を受けた消防長を本部長とする。

(２)　坂戸市又は鶴ヶ島市に災害対策本部が設置された場合においては、当該災害対策本部の中でその機能を果たすものとし、その名称は次のとおりとする。

ア　坂戸市消防応援活動調整本部

イ　鶴ヶ島市消防応援活動調整本部

※　埼玉県が消防応援活動調整本部を設置する場合においては、次項に準ずる。

２　埼玉県設置の場合

(１)　消防応援活動調整本部の組織は、埼玉県知事又はその委任を受けた者、被災市町村職員、消防庁派遣職員、埼玉県派遣職員、指揮支援部隊長及び代表消防機関派遣職員、（代表消防機関が派遣不可能な場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。）で構成し、埼玉県知事又はその委任を受けた者を本部長とし、その名称は埼玉県消防応援活動調整本部とされる。

第３　消防応援活動調整本部への職員派遣

警防本部長は、坂戸市又は鶴ヶ島市が緊急消防援助隊を要請し、消防応援活動調整本部が設置された場合は、緊急消防援助隊の活動に関する調整を行うため、消防組合の課長級以上の職員を派遣するものとする。

第４　緊急消防援助隊指揮支援本部への職員派遣

警防本部長は、消防組合管内に緊急消防援助隊指揮支援本部が設置された場合は、緊急消防援助隊の活動に関する調整を行うため、消防組合の課長級以上の職員を派遣するものとする。

第５　消防応援活動調整本部及び緊急消防援助隊指揮支援本部の設置、構成等

消防応援活動調整本部及び緊急消防援助隊指揮支援本部の設置、構成等については、別図２のとおりとする。

第５章　指揮支援隊等

第１　指揮支援部隊長との調整

警防本部長は、応援部隊の円滑な指揮体制の確立を図るため、指揮支援部隊長と指揮に関する調整を行うものとする。

第２　指揮支援隊への対応

１　指揮支援隊への対応は、原則として警防本部が行うものとし、応援部隊が円滑に活動できるよう十分に連携を図るものとする。

２　警防本部長は、指揮支援部隊長に対し、様式第２号の指揮支援隊管理表により隊員名簿等の提出を求めるものとする。

第３　指揮支援隊の配置

１　警防本部長は、必要により被害地域に指揮支援隊を配置するものとする。

２　指揮支援隊の配置は、原則として次によるものとする。

(１)　指揮支援部隊長（東京消防庁）を警防本部に配置する。
(２)　横浜市消防局、川崎市消防局、千葉市消防局、名古屋市消防局、大阪市消防局、静岡市消防局及び浜松市消防局の中から消防組合への到着順及び被害状況等を勘案し、警防本部長が署隊班本部へ割り振り配置するものとする。
(３)　指揮支援隊に係る航空機の集結場所は、次の飛行場外離着陸場とし、当該指揮支援隊員の警防本部への人員搬送は、原則として当該飛行場外離着陸場を管轄する署隊班本部とする。
　なお、警防本部から各署隊班本部への人員搬送は、原則として警防本部が対応するものとする。
ア　坂戸市民総合運動公園（野球場）（坂戸消防署隊班本部）
イ　鶴ヶ島市運動公園（多目的広場）（鶴ヶ島消防署隊班本部）

第４　連絡調整責任者等の配置

　署隊班長は、応援部隊の支援を受け消防活動が円滑に行われるように、次のとおり連絡調整責任者等を配置し、指揮支援隊長及び都道府県隊長と密接な連絡調整を図るものとする。
ア　連絡調整責任者（消防司令長又は消防司令の階級にある者）１名
イ　連絡調整員１名

第５　代表消防機関指揮支援隊への対応

　代表消防機関指揮支援隊への対応は、指揮支援隊の対応に準ずる。

第６章　応援部隊

第１　応援部隊

　応援部隊は、次の各号に定めるものとする。
(１)　埼玉県下消防相互応援協定による部隊は、別表第５のとおりとする。
(２)　埼玉県特別機動援助隊設置要綱による部隊は、別表第６のとおりとする。
(３)　緊急消防援助隊による部隊は、別表第７のとおりとする。

第２　進出拠点への職員の派遣

(１)　消防庁指定の進出拠点は、別表第８のとおりとする。
(２)　埼玉県指定の進出拠点は、別表第９のとおりとする。
(３)　警防本部長は、進出拠点の決定がなされ、当該進出拠点運営担当として当消防組合が指定される場合は、当消防組合の職員を派遣するものとする。
(４)　警防本部長は、坂戸市又は鶴ヶ島市が緊急消防援助隊を要請した場合は、応援部隊の進出拠点までの誘導等を行うため、前記（３）の職員のほかに職員を派遣するものとする。

第３　進出拠点の設置等

１　警防本部長は、応援部隊を要請した場合は、進出拠点を別表第３の中から決定するものとする。ただし、被害の状況等により進出拠点を設置できない場合は、隣接する埼玉県指定の進出拠点の中から指定するものとする。この場合、当該進出拠点を管轄する消防本部に協力を求めるとともに、第３章第２で指定した進出拠点責任者等を派遣し、その運用を行うものとする。
２　進出拠点責任者は、応援部隊を円滑に配備し、効果的な消防活動を実施するため、警防本部長及び各応援部隊長と緊密な連絡調整を図るものとする。

第４　情報提供等

１　警防本部長は、応援部隊に対して次の事項について情報提供及び指示を行うものとする。
ア　災害の現状

イ　活動方針及び見通し
ウ　活動地域及び任務
エ　災害現場に至る道路状況
オ　消防水利の状況
カ　無線系統
キ　現場最高指揮者名
ク　活動中の消防部隊及び隊数
ケ　消防部隊の活動概要
コ　活動拠点
サ　その他必要な事項

２　警防本部長は、応援部隊の運用を円滑に行うため、次の措置を講ずるものとする。

(１)　応援部隊の隊数、資機材等について、様式第３号の応援部隊管理表により報告を求めるものとする。

(２)　指揮支援部隊長、都道府県隊長又は代表消防機関支援隊長と密接な連携を図るとともに、災害事象を踏まえ効果的な活動指示をするものとする。

(３)　応援部隊の災害現場への誘導は、消防組合職員を充てるほか、消防団を充てるなど合理的な運用を図るものとする。

第５　活動拠点への職員の派遣

警防本部長は、活動拠点を設置した場合は、その運用を行うため当該活動拠点を管轄する署隊班から職員を指定し、派遣するものとする。

第６　応援部隊の運用

１　警防本部長は、被害地域等を考慮し、原則として署隊本部単位で都道府県隊又はブロック隊の担当区域を割り振るものとする。

２　署隊班長は、署隊本部ごとに割り振られた応援隊の運用を行うものとする。

３　署隊班長は、必要に応じて応援部隊が活動するために必要な資機材を提供するものとする。

第７　活動報告

警防本部長は、応援部隊（近隣消防本部等との消防相互応援協定に基づく応援部隊を除く。）に対して様式第４号の応援活動記録により活動状況等の報告を求めるものとし、指揮支援隊部長等に取りまとめを依頼するものとする。

第８　応援部隊の引揚等

１　署隊班長は、災害状況の推移により割り振られた応援部隊が必要なくなったと判断したときは、速やかに警防本部長に報告するものとする。

２　警防本部長は、災害状況の推移により応援部隊が必要なくなったと判断したときは、速やかに応援部隊の最高指揮者に引揚の指示を行うものとする。

第７章　無線運用体制

第１　無線運用体制

応援部隊の無線運用を円滑に行うため、無線種別及び無線運用体制は、原則として次のとおりとする。

(１)　全国共通波

警防本部、緊急消防援助隊調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部、都道府県隊本部相互間の通信は、全国共通波１（150.73MHz）を使用する。

なお、被災地が広域にわたる等の場合は、指揮支援部隊長が全国共通波１、全国共通波２（148.75MHz）及び全国共通波３（154.15MHz）の中から、使用チャンネルを指

定する。

(２) 応援都道府県隊の県内共通波

応援都道府県隊内における部隊間の通信に使用するものとし、統制は応援都道府県隊長の属する現場指揮所が行う。

(３) 埼玉県共通波

警防本部、署隊班、埼玉県防災航空隊、埼玉県特別機動援助隊、代表消防機関指揮支援隊、ブロック指揮隊相互間の通信に使用するものとし、統制は警防本部が行う。

(４) 市町村波

警防本部、署隊班、消防組合部隊相互間の通信に使用するものとし、統制は警防本部が行う。

(５) 応援部隊等の無線運用体制は、別図３のとおりとする。

第８章　運用計画

第１　運用計画の樹立

１　警防課長及び消防署長は、この計画に基づき受援体制の確立を図るため、関係職員の指定等の運用計画をあらかじめ樹立し、必要な措置を講じるものとする。

２　前号の計画を樹立し、及び変更した場合は、消防長に報告するものとする。

第９章　応援に関する経費

第１　活動経費の負担

１　埼玉県下消防相互応援協定に基づく応援の経費は、同協定第13条の規定によるものとする。

２　法第44条の第１項、第２項及び第４項の規定に基づく応援を受けた場合は、財団法人全国市町村振興協会に対して消防広域応援交付金の申請を行うものとする。

なお、当該交付申請は、警防課において処理するものとする。

３　法第44条の第５項の規定に基づく応援の経費は、法第49条の規定に基づき、国が負担する。

附　則

この計画は、平成１９年３月１５日から運用する。

附　則

この計画は、平成１９年６月１５日から運用し、平成１９年４月１日から適用する。

附　則

この計画は、平成２２年１月１日から運用する。

附　則

この計画は、平成２４年１月１日から運用する。

【資料7－2】財政援助措置の対象一覧

種別	対象
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設復旧事業関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅災害復旧事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・老人福祉施設災害復旧事業 ・身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ・障害者支援施設等災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・堆積土砂排除事業 ・湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ・共同利用小型漁船の建造費の補助 ・森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する感染症予防事業に関する特例 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・水防資材費の補助の特例 ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例